

ごみ処理基本計画

平成 2 6 年 2 月

平取町外 2 町衛生施設組合

目 次

計画策定の目的	1
第1章 ごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理	2
第1節 地域特性	2
1. 自然特性	2
2. 社会特性	5
第2節 ごみ処理状況の把握	12
1. ごみ発生量実績及び性状	12
2. ごみ処理体制	20
3. ごみ処理実績	30
第3節 関係法令等の整理	38
1. 循環型社会形成推進に向けての法体系	38
2. 循環型社会形成推進基本法	38
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	38
4. 容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	42
5. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	42
6. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	43
7. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	45
8. 使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） ..	46
9. 北海道の計画	47
10. 循環型社会形成に向けた数値目標	48
第4節 ごみ処理における課題	49
1. ごみ減量に向けた取り組みの強化	49
2. ごみ資源化に向けた取り組みの強化	49
3. 中間処理施設の整備	49
4. 最終処分場の有効利用	50
5. 災害廃棄物の処理・処分体制の整備	50
6. 効率的なごみ処理体制の再構築	51
第2章 ごみ処理基本計画	52
第1節 基本方針	52
1. 計画目標年次	53
2. 計画対象区域	53
第2節 計画条件	54
1. 計画人口	54
2. ごみ排出量の見込み	55

第3節 減量化・資源化のための方策	57
1. 減量化計画	57
2. 資源化計画	61
第4節 計画ごみ量	64
第5節 分別収集するごみの種類及び分別の区分	65
1. 分別収集施策	65
2. 分別収集区分	65
第6節 ごみの適正な処理に関する基本的事項	68
1. 収集・運搬計画	68
2. 中間処理計画	69
3. 最終処分計画	70
4. 計画ごみ処理フロー	72
第7節 ごみ処理施設の整備に関する事項	73
第8節 その他ごみの処理に関する必要事項	74
1. 災害廃棄物処理	74
2. 産業廃棄物の受入について	75
3. 不法投棄対策	75
資料1 ごみ排出量の実績と計画	76
資料2 最終処分場残余年数の検討	80
資料3 人口推計結果	81
資料4 電気集じん器とろ過式集じん器との一般的な比較	84
資料5 生ごみ処理方式の比較	85
資料6 生ごみ処理施設の事例	87

計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平取町外 2 町衛生施設組合（以下「本組合」という。）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分に關し、基本となる事項について長期的・総合的な視点に立って策定するものです。

本組合では、平成 9 年 2 月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定、その後、平成 17 年 3 月、平成 21 年 2 月と 2 度にわたる計画改訂を行い、従来型の処理体系から循環型社会に適応した処理体系への転換を図るため、平成 22 年 7 月よりリサイクルセンターを竣工し、広域的かつ効率的なごみ処理を進めてきているところです。

平成 24 年 8 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が成立するなど、一般廃棄物処理を担う市町村の 3 R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）推進への取り組みは、地球温暖化、資源の枯渇といった地球規模での環境問題へ直結する取り組みとして、ますます重要度を増しています。

将来にわたり、安定的な廃棄物処理を継続していくためには、ごみの排出抑制や分別の徹底などにより最終処分量を削減していくことはもちろん、再資源化技術の積極的な導入が、リスク分散の視点からも極めて重要な課題となっています。

本組合の焼却処理施設については、稼働後 22 年が経過し、老朽化や損傷が著しく、適正処理を図るために施設を更新する必要があります。また、処理の合理化・効率化、ダイオキシン類の削減を図るため、ごみ処理の広域化が求められています。

その他の中間処理施設についても、経年的な老朽化が見られるため、施設の延命化を図るとともに、速やかに新施設の整備計画を策定しなければなりません。

このような状況の中、現計画策定後の地球温暖化問題の進展やごみ減量政策の推進に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があることなどから、このたび計画を改定するものであります。

計画改定にあたっては、前改訂（平成 21 年 2 月）から 5 年が経過したことにより経年的に変化しているごみ処理情勢や社会経済情勢の変化を把握し、中間見直しを実施し、将来目標の修正及びごみの減量・資源化施策の再検討等を行います。

第 1 章 ごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理

ごみ処理の現況及び課題を把握するため、地域の特性及びごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行います。

第 1 節 地域特性

本組合が位置する地域の特性を整理します。

1. 自然特性

1. 1 位置

本組合は 3 町で構成され、日高振興局管内の平取町及び日高町と胆振総合振興局管内のむかわ町の 2 つの振興局にまたがる組合構成となっています。

太平洋に面した海岸部から日高山脈までの変化に富んだ自然を有する地域で、道央と、道東を結ぶ日勝峠につながる交通の要衝となっています。

本組合の事務局は平取町内の清掃センター内に置かれ、処理・処分施設は平取町内と、平成 20 年度に日高町（旧日高町が所有していた施設）から移管された処理・処分施設を有しています。

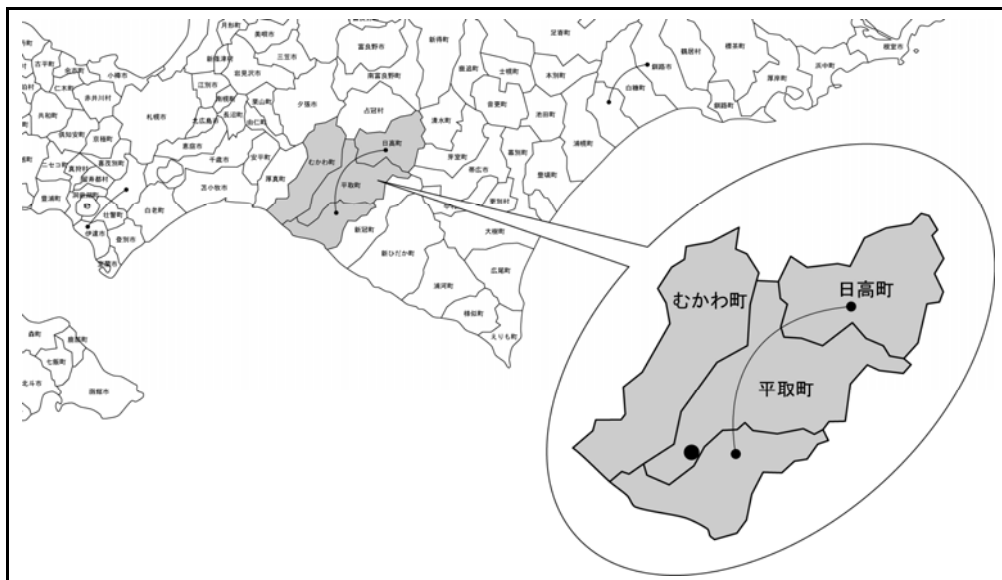


図 1 組合構成町位置図

1. 2 気象

本地域全体としての気候は、北海道内では比較的温暖で積雪量も少ない地域ではありますが、太平洋に面する沿岸地帯と内陸部では異なります。

沿岸地域では海洋性気候を示し、四季及び昼夜の変化は比較的少なく、降雪量も少なくなっています。

一方内陸部では、大陸性気候の傾向を示し、気温の変化が大きく、降雪量も多くなっています。

本地域の特徴としては、年間の降雨量は北海道内では突出した量ではないものの、地形的な条件により、台風又は低気圧の影響により集中的な大雨が発生しやすく、度々水害が発生しています。

近年では、台風10号と前線により平成15年8月9日から10日までに連続降雨量300mmを超える記録的な大雨が降り、本地域全体で約300億円に及ぶ被害が発生しています。

表 1 アメダス（日高門別）気象データ

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
平均気温	(°C)	7.5	7.8	8.2	7.7	7.6
最高気温		28.0	26.7	31.3	30.3	31.7
最低気温		-17.4	-14.8	-22.1	-20.0	-20.1
降水量	(mm)	773.0	1,156.0	1,105.5	1,036.5	1,025.5
最大風速	(m/s)	13.0	14.0	15.1	14.5	17.3

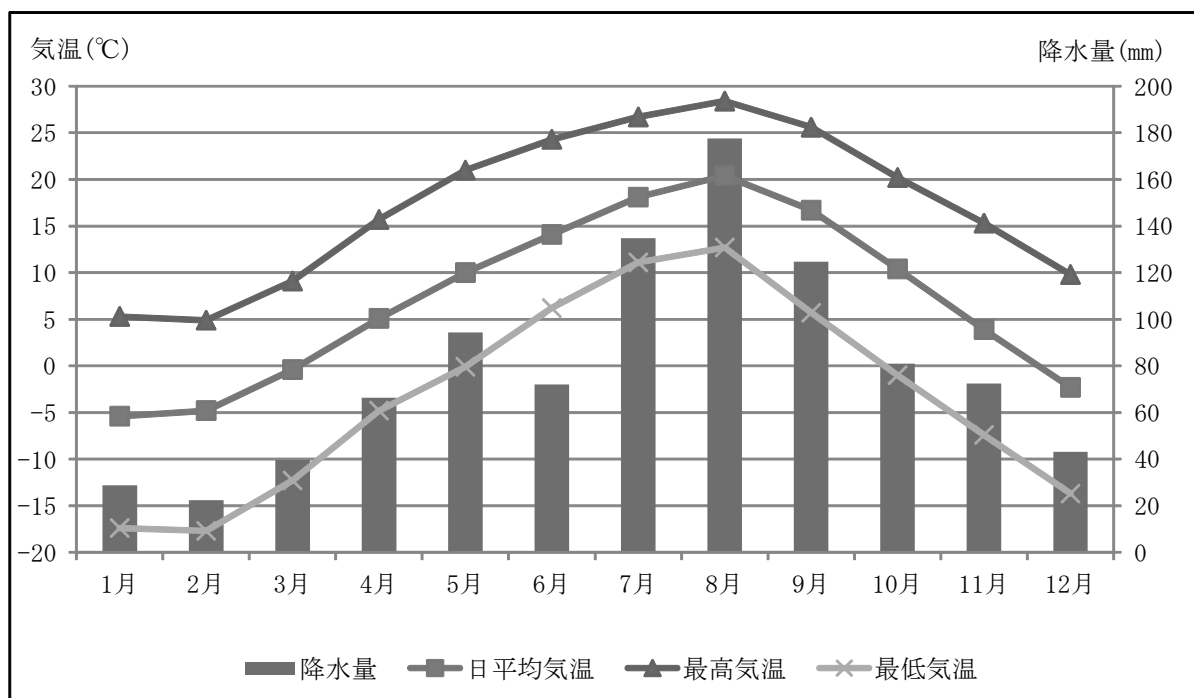


図 2 アメダス（日高門別）気象平均値
(1981～2010 年の平均 (資料) 気象庁)

1. 3 水象

本地域には、一級河川である沙流川、鵠川が流れています。沙流川は平成 16 年以降、国土交通省の全国一級河川水質調査ではほぼ毎年 1 位を獲得しています。鵠川も平成 18 年、平成 21 年、平成 23 年に 1 位となっています。

良好な水質を誇る一方で、台風の影響等による大雨は、度々河川の増水、氾濫や急斜面の崩落等、地域全体に甚大な被害をもたらしています。

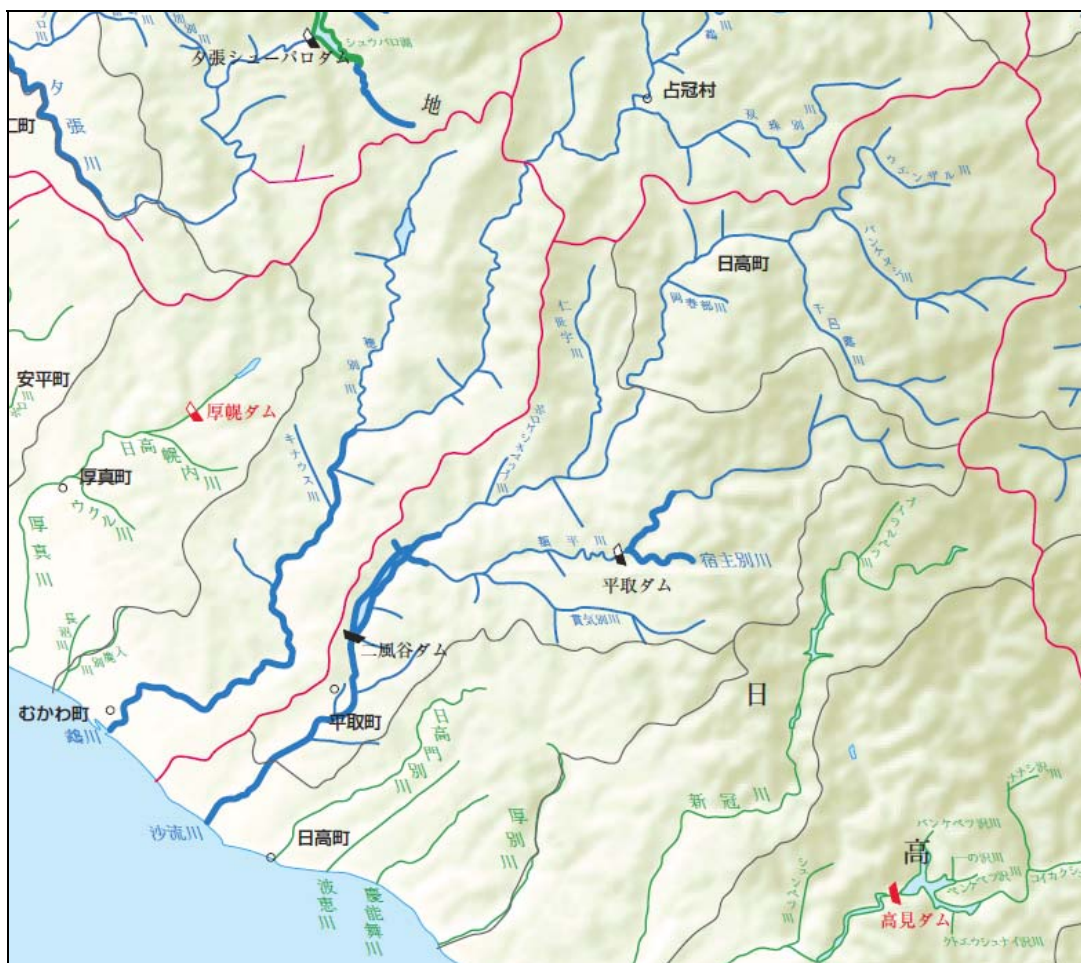


図 3 地域河川

1. 3 植物

本地域の日高町日高地区の一部が「日高山脈襟裳国定公園」に指定され、北海道固有種や日高山脈固有の植物が多く見られます。

1. 4 動物

植物同様に、日高山脈には多様な哺乳類、鳥類、昆虫、両生類の生息が確認されています。また、地域全体ではヒグマ、タヌキ、キツネ、エゾシカといった哺乳類が生息しています。

2. 社会特性

2. 1 人口・世帯数

国勢調査による人口の推移では、昭和 35 年をピークに人口減少が続いている状況にあります。平成 22 年度調査では、平取町 5,596 人、日高町 13,615 人、むかわ町 9,746 人、3 町合計で 28,957 人となっています。（図 4）

世帯数は人口減少に転じた昭和 35 年以降も増加していましたが、最も増加していた日高町も平成 12 年の調査で減少に転じています。（図 5）

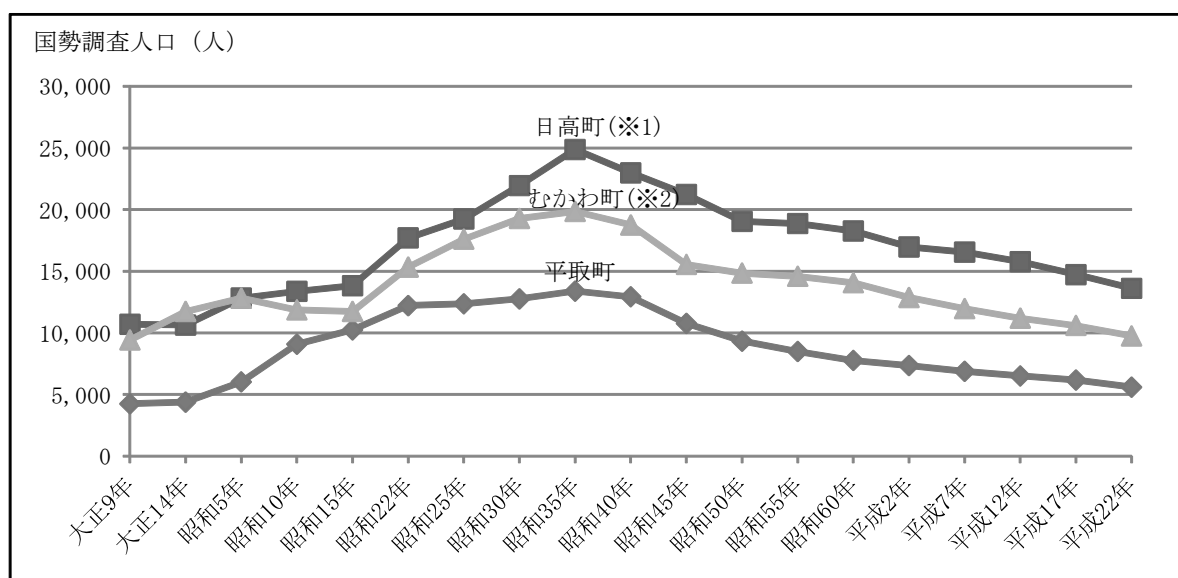


図 4 国勢調査による各町人口の推移

※1 旧門別町と旧日高町の調査結果の合計、※2 旧鶴川町と旧穂別町の調査結果の合計

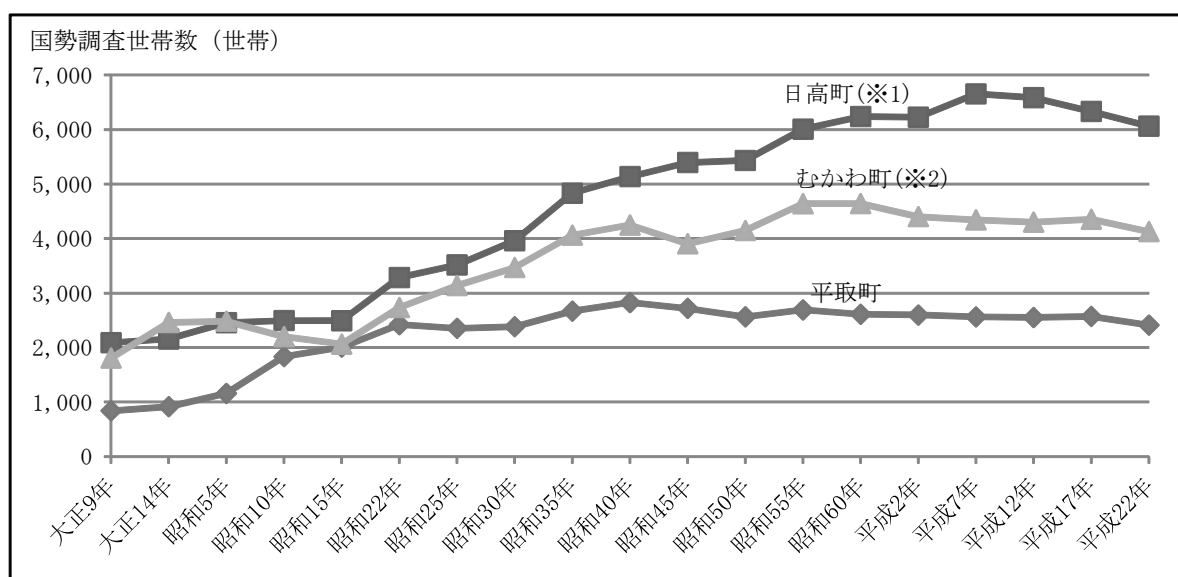


図 5 国勢調査による各町世帯数の推移

※1, ※2 は図 4 と同じ

住民基本台帳による最近 10 年間の実績に平成 25 年 9 月末の実績を加えた 11 年間の人口推移を見ても減少傾向が続き、3 町合計で 4,906 人、約 15%の減少となっています。

表 2 住民基本台帳(9 月末)による各町人口の推移

(単位：人)

	平取町	日高町	むかわ町	合計	前年比
H15	6,374	15,252	10,963	32,589	—
H16	6,321	14,988	10,769	32,078	-511
H17	6,261	14,814	10,647	31,722	-356
H18	6,091	14,540	10,506	31,137	-585
H19	5,979	14,298	10,248	30,525	-612
H20	5,850	14,094	9,860	29,804	-721
H21	5,749	13,891	9,836	29,476	-328
H22	5,696	13,735	9,714	29,145	-331
H23	5,660	13,541	9,547	28,748	-397
H24	5,598	13,271	9,298	28,167	-581
H25	5,356	13,155	9,172	27,683	-484

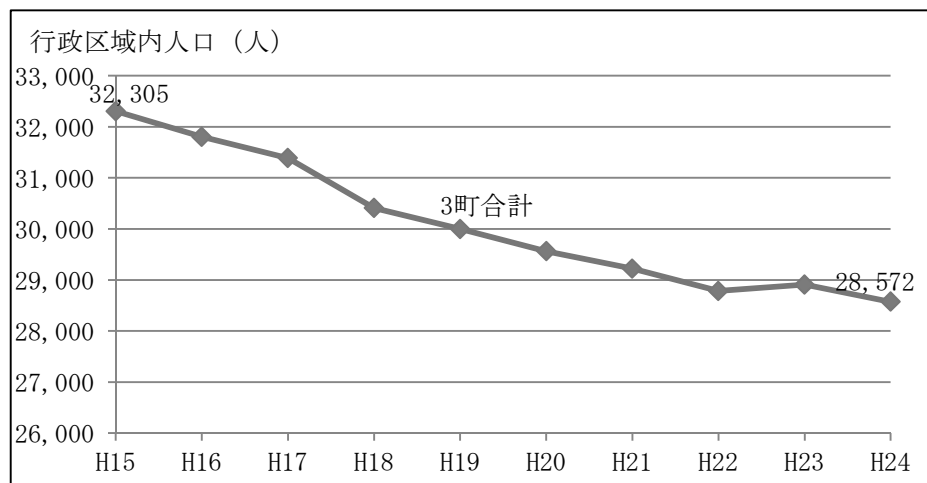


図 6 住民基本台帳(9 月末)による 3 町合計人口の推移

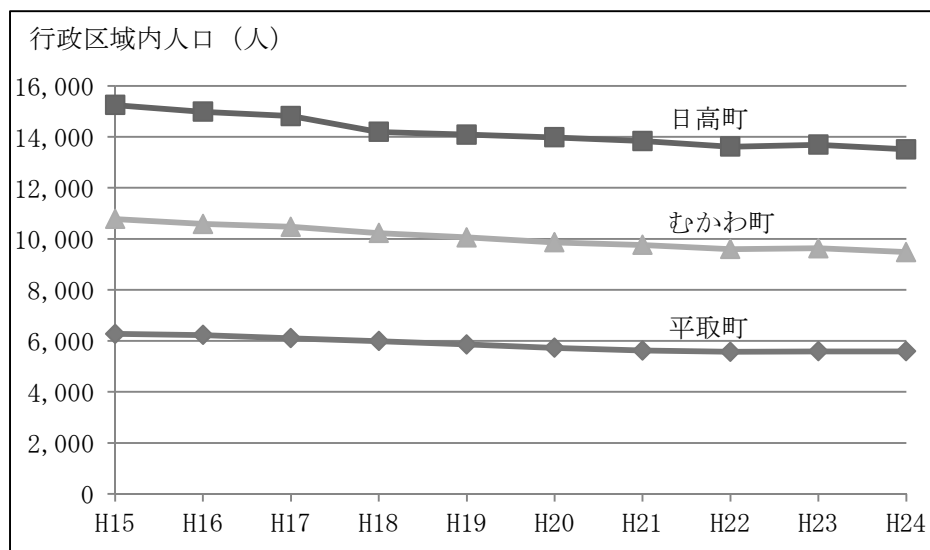


図 7 住民基本台帳(9 月末)による各町人口の推移

2. 2 土地利用

山林が地域全体の 78.8%を占めています。

平取町は他の 2 町と比べて原野の占める割合が高く、日高町は畑と牧場面積が広いのが特徴であり、むかわ町は比較的田の面積が広がっています。

表 3 地目別土地利用面積

単位：km²

地目	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
平取町	20.12	22.25	2.90	—	0.09	610.20	7.15	29.20	5.13	46.11	743.16
日高町	16.69	55.00	8.45	—	0.08	798.40	39.73	7.15	8.18	59.00	992.67
むかわ町	38.32	19.69	5.54	—	0.09	501.28	12.75	8.04	9.87	92.94	688.52
合計	75.13	96.94	16.89	—	0.26	1,909.88	59.63	44.39	23.18	198.05	2,424.35
(割合)	3.1%	4.0%	0.7%	—	0.0%	78.8%	2.5%	1.8%	1.0%	8.2%	100.0%

(資料) 第 120 回 (平成 25 年) 北海道統計書

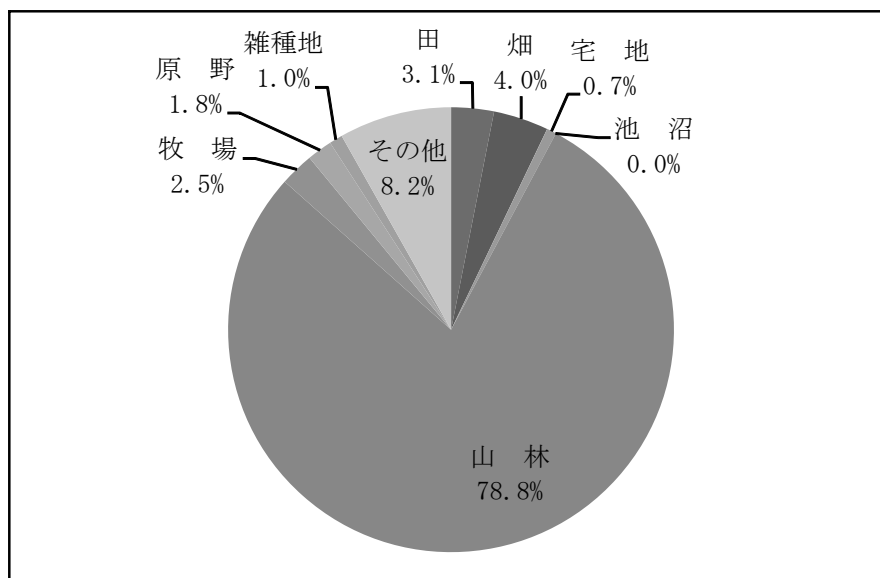


図 8 地目別土地利用割合

2. 3 産業

① 産業別就業人口

平成 22 年度における第 1 次産業の就業人口割合は、平取町の 36.6%が最も高く、次にむかわ町が 31.9%、日高町が 31.5%となっています。(表 4)

日高町門別地区とむかわ町鶴川地区は太平洋に面し漁業の就業人口が含まれ、山間部では林業の就業人口も含まれますが、大部分が農業従事者となっています。

全体の割合としては各町とも第 3 次産業の就業人口割合が高く、卸売・小売業と医療・福祉の就業人口が多くなっています。

表 4 産業別就業人口

年度		平成17年度		平成22年度	
単位		人	%	人	%
平取町	第1次産業	1, 124	34. 9%	1, 114	36. 6%
	第2次産業	565	17. 5%	489	16. 1%
	第3次産業	1, 536	47. 6%	1, 440	47. 3%
	分類不能	0	0. 0%	0	0. 0%
	合 計	3, 225	100. 0%	3, 043	100. 0%
日高町	第1次産業	2, 448	31. 1%	2, 163	31. 5%
	第2次産業	1, 237	15. 7%	938	13. 6%
	第3次産業	4, 185	53. 1%	3, 775	54. 9%
	分類不能	5	0. 1%	1	0. 0%
	合 計	7, 875	100. 0%	6, 877	100. 0%
むかわ町	第1次産業	1, 638	28. 9%	1, 586	31. 9%
	第2次産業	1, 266	22. 4%	1, 007	20. 2%
	第3次産業	2, 733	48. 3%	2, 373	47. 7%
	分類不能	27	0. 5%	13	0. 3%
	合 計	5, 664	100. 0%	4, 979	100. 0%
合計	第1次産業	5, 210	31. 1%	4, 863	32. 6%
	第2次産業	3, 068	18. 3%	2, 434	16. 3%
	第3次産業	8, 454	50. 4%	7, 588	50. 9%
	分類不能	32	0. 2%	14	0. 1%
	合 計	16, 764	100. 0%	14, 899	100. 0%

(資料)国勢調査

② 第 1 次産業

平成 17 年から平成 22 年の農家戸数変化を見ると、各町とも総農家戸数が減少しています。(表 5)

平取町とむかわ町は専業農家の割合が高い状況に変化し、日高町は専業農家の割合が高い状況が続いています。

表 5 農家数の状況

町	年	総農家数					
			自給的農家	販売農家	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
平取町	平成17年	361	59	302	172	84	46
	平成22年	347	50	297	198	50	49
日高町	平成17年	510	46	464	297	116	51
	平成22年	410	44	366	261	69	36
むかわ町	平成17年	562	72	490	199	193	98
	平成22年	525	90	435	251	123	61
合 計	平成17年	1,433	177	1,256	668	393	195
	平成22年	1,282	184	1,098	710	242	146

(資料)農林業センサス

③ 第 2 次産業

工業では日高町が地域のほとんどを占めています。平成 18 年から平成 22 年の状況を見ると、事業所数、従業員数は減少しているものの、製品出荷額は概ね横ばいの状況にあります。

表 6 工業の状況

町	項目	単位	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
平取町	事業所数	事業所	5	5	6	4	4
	従業員数	人	61	62	66	54	51
	製品出荷額	万円	82,421	91,359	126,364	59,369	63,915
日高町	事業所数	事業所	25	25	22	19	19
	従業員数	人	482	458	407	373	374
	製品出荷額	万円	1,465,158	1,544,256	1,452,219	1,343,051	1,443,373
むかわ町	事業所数	事業所	13	14	15	13	13
	従業員数	人	266	261	258	242	225
	製品出荷額	万円	423,145	461,399	477,879	455,039	413,590
合計	事業所数	事業所	43	44	43	36	36
	従業員数	人	809	781	731	669	650
	製品出荷額	万円	1,970,724	2,097,014	2,056,462	1,857,459	1,920,878

(資料)工業統計調査

④ 第3次産業

日高町の年間商品販売額の割合が高い状況にあります。平成11年から平成19年の変化を見ると、平成16年から平成19年までの販売額の減少が大きい結果となっています。

表 7 商業の状況

町	項目	単位	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
平取町	商店数	店舗	112	94	87	63
	従業員数	人	368	330	307	206
	年間商品販売額	万円	735,272	678,707	609,103	346,003
日高町	商店数	店舗	212	197	192	172
	従業員数	人	1,143	1,138	1,002	938
	年間商品販売額	万円	2,177,709	2,388,513	2,108,782	1,996,469
むかわ町	商店数	店舗	150	141	130	115
	従業員数	人	755	720	636	570
	年間商品販売額	万円	1,573,244	1,496,339	1,448,569	1,098,213
合計	商店数	店舗	474	432	409	350
	従業員数	人	2,266	2,188	1,945	1,714
	年間商品販売額	万円	4,486,225	4,563,559	4,166,454	3,440,685

(資料)商業統計調査

2. 4 文化財

3 町には国指定重要有形民俗文化財 1 件、国指定重要無形民俗文化財 1 件（3 町共通）、国指定史跡 1 ケ所、天然記念物 1 ケ所、重要文化的景観 1 ケ所、道指定有形文化財 1 件、道指定史跡 2 ケ所、国登録有形文化財 5 件があります。このうち、国の重要無形民俗文化財に指定されている「アイヌ古式舞踊」については、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。この他、平取町に 127 ケ所、日高町に 132 ケ所、むかわ町に 99 ケ所の埋蔵文化財埋蔵地が確認されています。

表 8 主な文化財

町	区分	名称	所在地・伝承地
平取町	国登録有形文化財	北海道大学文学部二風谷研究室（旧マンロー邸）	平取町二風谷 54-1
	国指定重要有形民俗文化財	北海道二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション	平取町二風谷 55 平取町立二風谷博物館
			平取町二風谷 79 萱野茂二風谷アイヌ資料館
	国指定重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産	アイヌ古式舞踊 （平取アイヌ文化保存会）	平取町 チセ（アイヌの伝統的な家屋）等
	重要文化的景観	アイヌの伝統と近代開拓による 沙流川流域の文化的景観	平取町
	北海道指定有形文化財	二風谷遺跡群出土品	平取町二風谷 227-2
日高町	国指定重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産	アイヌ古式舞踊 （門別ウタリ文化保存会）	日高町門別本町 210
	国指定史跡	シベチャリ川流域チャシ跡群及び アッペシチャシ跡	日高町
	天然記念物	沙流川源流原始林	日高町
	北海道指定史跡	門別富仁家墳墓群	日高町富川東 5 丁目
むかわ町	国登録有形文化財	旧国鉄富内線富内駅施設（3件）	むかわ町穂別富内 81-1
	国登録有形文化財	旧中村平八郎家住宅主屋	むかわ町穂別 458
	国指定重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産	アイヌ古式舞踊 （鶴川アイヌ無形文化伝承保存会）	むかわ町末広 2 丁目 84-6
	北海道指定史跡	鶴川盛土墳墓群	むかわ町汐見

（平成 25 年 3 月末現在）

（資料）文化遺産データベース、平成 24 年度北海道文化財年報

第2節 ごみ処理状況の把握

ごみ処理の計画策定にあたって基礎となる、過去のごみ発生量の推移や、現在のごみ処理状況を整理し、以下に示します。

1. ごみ発生量実績及び性状

過去のごみ発生量及び性状について以下に示します。

1. 1 ごみ発生量

過去5年間の分別区分、搬入区分毎の発生量実績について整理します。

分別区分はもえるごみ、もえないごみ、資源ごみ、大型ごみ、搬入区分は収集と直接搬入毎に整理します。

① 平取町

平取町のごみ量は減少する傾向にあり、平成24年度には年間約1,600tの排出量となっています。特に、リサイクルセンターの稼動に伴う資源ごみの7種分別が開始された平成22年度と、その翌年は大幅にごみ量が減少しています。(表9)

収集ごみ量は減少傾向にあり、リサイクルセンターが稼動した平成22年度と翌年の平成23年度は大幅に減少しています。特に、もえるごみについては、平成22年度において平成21年度と比較して150t減少しています。直接搬入量は年変動が大きいものの、全体としては横ばい傾向にあります。もえるごみについては、平成22年度以降において微減傾向が続いています。(表9、図11)

住民1人当たりが1日に排出する平均ごみ量を示す原単位で見ると、収集ごみは平成24年度を除き、減少傾向にあります。(図12)

② 日高町

日高町のごみ量は減少する傾向にあり、平成24年度には年間約3,700tの排出量となっています。特に、リサイクルセンターが稼動した平成22年度は大幅にごみ量が減少しています。(表10)

収集ごみ量は減少傾向にあり、リサイクルセンターが稼動した平成22年度は大幅に減少しています。特に、もえるごみについては、平成22年度において平成21年度と比較して約800t減少しています。直接搬入量についても減少傾向にあり、平成22年度と平成23年度が大幅に減少しています。もえるごみについては、平成22年度以降において減少傾向が続いています。(表10、図13)

住民1人当たりが1日に排出する平均ごみ量を示す原単位で見ると、収集ごみは平成21年度を除き減少傾向にあります。(図14)

③ むかわ町

むかわ町のごみ量は減少する傾向にあり、平成24年度には年間約2,300tの排出量となっています。特に、リサイクルセンターが稼動した平成22年度と、その翌年は大幅にごみ

量が減少しています。(表 11)

収集ごみ量は減少傾向にあり、リサイクルセンターが稼働した平成 22 年度と翌年の平成 23 年度は大幅に減少しています。特に、もえるごみについては、平成 22 年度において平成 21 年度と比較して約 400t 減少しています。直接搬入量は増加傾向にあります。特にもえるごみは年々増加しています。(表 11、図 15)

住民 1 人当たりが 1 日に排出する平均ごみ量を示す原単位で見ると、収集ごみは平成 24 年度を除き減少傾向にあります。(図 16)

④ 3 町合計

3 町合計のごみ量は、リサイクルセンターが稼働した平成 22 年度と翌年の平成 23 年度は大幅に減少しています。(表 12)

収集ごみ量は減少傾向にあり、リサイクルセンターが稼働した平成 22 年度は約 900t 減少しています。直接搬入量は平成 22 年度と平成 23 年度において減少しましたが、平成 24 年度は増加しており、全体として平成 20 年度以降は横ばい傾向が続いています。(表 12、図 17)

住民 1 人当たりが 1 日に排出する平均ごみ量を示す原単位で見ると、収集ごみは平成 22 年度と平成 23 年度が減少しています。(図 18)

町別にごみ量を見ると人口の多い日高町の排出量が最も多くなっていますが、収集ごみの原単位はむかわ町が最も高くなっています。(図 10)

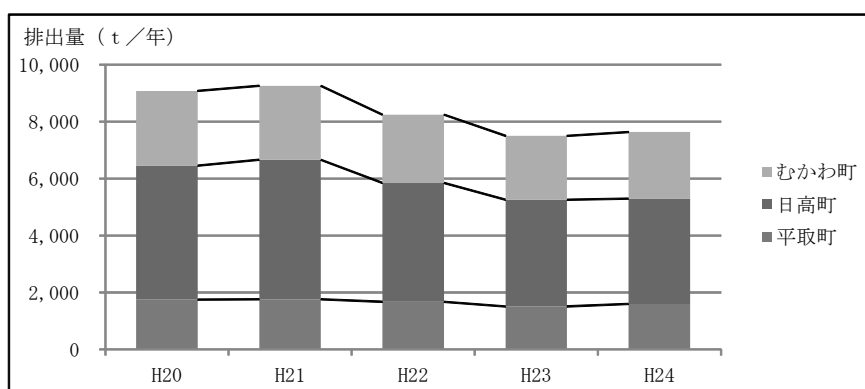


図 9 3 町のごみ排出量実績

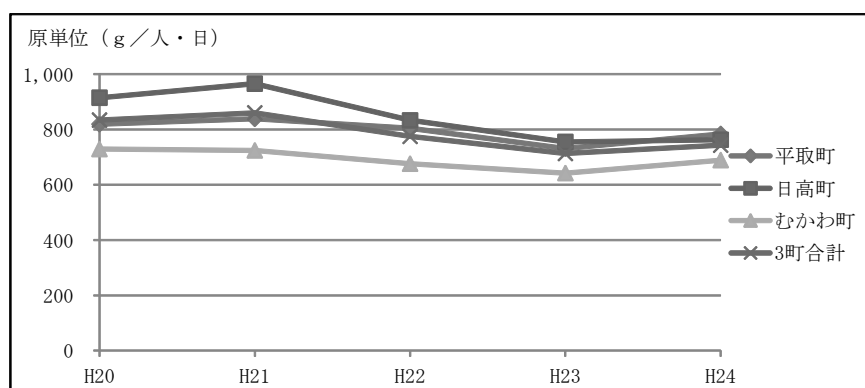


図 10 3 町の原単位実績
(収集ごみ+直接搬入量合計に対する原単位)

表 9 平取町ごみ排出量実績

年度			H20	H21	H22	H23	H24
行政区域内人口（人）			5,850	5,749	5,696	5,660	5,598
排出量 （t／年）	収集ごみ	もえるごみ	912	837	687	615	663
		もえないごみ	72	72	59	35	30
		資源ごみ	57	63	148	155	138
		大型ごみ	12	8	15	13	13
		計	1,053	980	909	818	844
	直接搬入	もえるごみ	583	650	633	644	624
		もえないごみ	104	124	115	41	119
		資源ごみ	8	6	14	11	14
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	695	780	762	696	757
	計	もえるごみ	1,495	1,487	1,320	1,259	1,287
		もえないごみ	176	196	174	76	149
		資源ごみ	65	69	162	166	152
		大型ごみ	12	8	15	13	13
		直接埋立	0	0	0	0	0
		合計	1,748	1,760	1,671	1,514	1,601
原単位 （g／人・日）	収集ごみ	もえるごみ	427	399	330	297	324
		もえないごみ	34	34	28	17	15
		資源ごみ	27	30	71	75	68
		大型ごみ	6	4	7	6	6
		計	493	467	437	395	413
	直接搬入	もえるごみ	273	310	304	311	305
		もえないごみ	49	59	55	20	58
		資源ごみ	4	3	7	5	7
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	325	372	367	336	370
	計	もえるごみ	700	709	635	608	630
		もえないごみ	82	93	84	37	73
		資源ごみ	30	33	78	80	74
		大型ごみ	6	4	7	6	6
		直接埋立	0	0	0	0	0
		合計	819	839	804	731	784

※1： 原単位は、端数整理をしているため、合計が合わないことがある。

※2： 平成 23 年度の年間日数は、閏日を加えた 366 日として原単位を算出した。

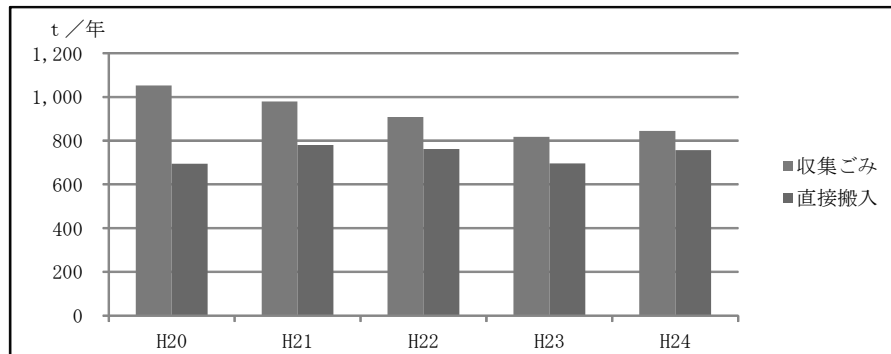


図 11 平取町ごみ排出量実績（年間量）

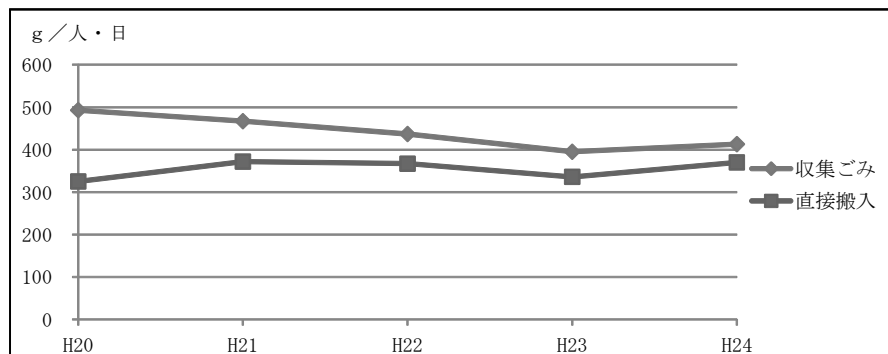


図 12 平取町ごみ排出量実績（原単位）

表 10 日高町ごみ排出量実績

年度			H20	H21	H22	H23	H24
行政区域内人口（人）			14,094	13,891	13,735	13,541	13,271
排出量 (t/年)	収集ごみ	もえるごみ	2,655	2,804	1,971	1,751	1,680
		もえないごみ	247	206	153	90	90
		資源ごみ	159	164	414	436	425
		大型ごみ	34	52	57	50	51
		計	3,095	3,226	2,595	2,327	2,246
	直接搬入	もえるごみ	1,361	1,411	1,349	1,328	1,254
		もえないごみ	218	219	192	37	140
		資源ごみ	32	40	41	49	57
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	1,611	1,670	1,582	1,414	1,451
	計	もえるごみ	4,016	4,215	3,320	3,079	2,934
		もえないごみ	465	425	345	127	230
		資源ごみ	191	204	455	485	482
		大型ごみ	34	52	57	50	51
		直接埋立	0	0	0	0	0
原単位 (g/人・日)	収集ごみ	もえるごみ	516	553	393	353	347
		もえないごみ	48	41	31	18	19
		資源ごみ	31	32	83	88	88
		大型ごみ	7	10	11	10	11
		計	602	636	518	470	464
	直接搬入	もえるごみ	265	278	269	268	259
		もえないごみ	42	43	38	7	29
		資源ごみ	6	8	8	10	12
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	313	329	316	285	300
	計	もえるごみ	781	831	662	621	606
		もえないごみ	90	84	69	26	47
		資源ごみ	37	40	91	98	100
		大型ごみ	7	10	11	10	11
		直接埋立	0	0	0	0	0
		合計	915	966	833	755	763

※1： 原単位は、端数整理をしているため、合計が合わないことがある。

※2： 平成 23 年度の年間日数は、閏日を加えた 366 日として原単位を算出した。

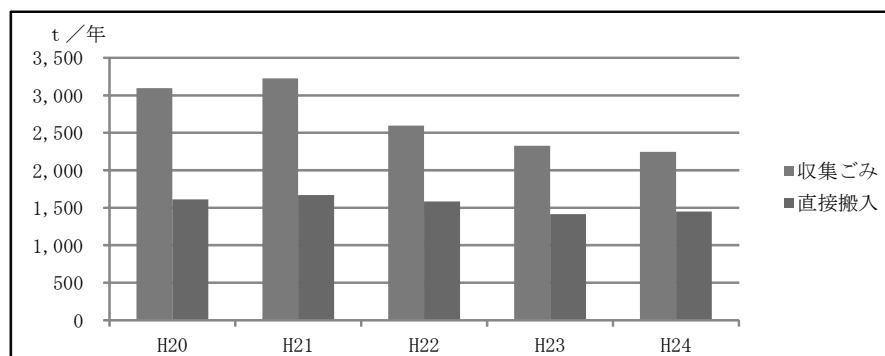


図 13 日高町ごみ排出量実績（年間量）

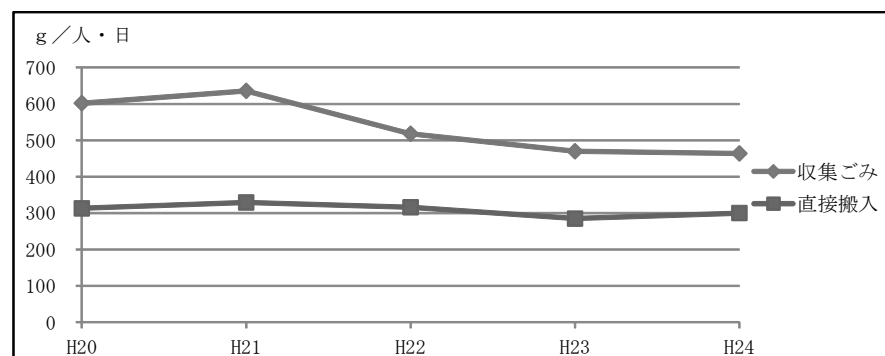


図 14 日高町ごみ排出量実績（原単位）

表 11 むかわ町ごみ排出量実績

年度			H20	H21	H22	H23	H24
行政区域内人口（人）			9,860	9,836	9,714	9,547	9,298
排出量 （t／年）	収集ごみ	もえるごみ	1,793	1,727	1,337	1,247	1,286
		もえないごみ	158	167	145	77	90
		資源ごみ	125	123	288	303	288
		大型ごみ	36	36	46	38	37
		計	2,112	2,053	1,816	1,665	1,701
	直接搬入	もえるごみ	467	492	530	545	565
		もえないごみ	39	54	45	29	65
		資源ごみ	6	2	7	4	7
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	512	548	582	578	637
	計	もえるごみ	2,260	2,219	1,867	1,792	1,851
		もえないごみ	197	221	190	106	155
		資源ごみ	131	125	295	307	295
		大型ごみ	36	36	46	38	37
		直接埋立	0	0	0	0	0
		合計	2,624	2,601	2,398	2,243	2,338
原単位 （g／人・日）	収集ごみ	もえるごみ	498	481	377	357	379
		もえないごみ	44	47	41	22	27
		資源ごみ	35	34	81	87	85
		大型ごみ	10	10	13	11	11
		計	587	572	512	477	501
	直接搬入	もえるごみ	130	137	149	156	166
		もえないごみ	11	15	13	8	19
		資源ごみ	2	1	2	1	2
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	142	153	164	165	188
	計	もえるごみ	628	618	527	513	545
		もえないごみ	55	62	54	30	46
		資源ごみ	36	35	83	88	87
		大型ごみ	10	10	13	11	11
		直接埋立	0	0	0	0	0
		合計	729	724	676	642	689

※1： 原単位は、端数整理をしているため、合計が合わないことがある。

※2： 平成 23 年度の年間日数は、閏日を加えた 366 日として原単位を算出した。

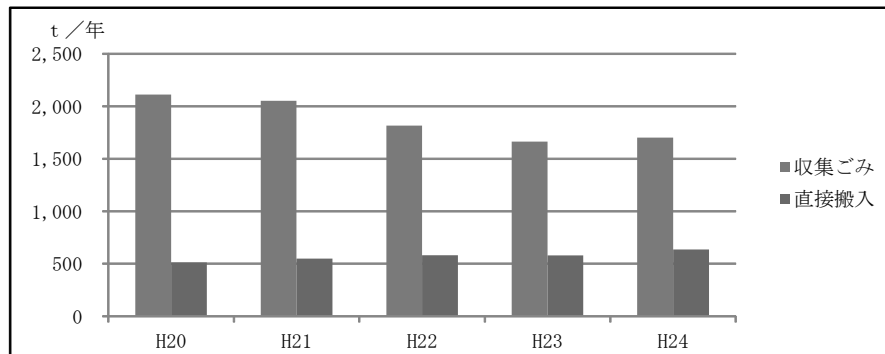


図 15 むかわ町ごみ排出量実績（年間量）

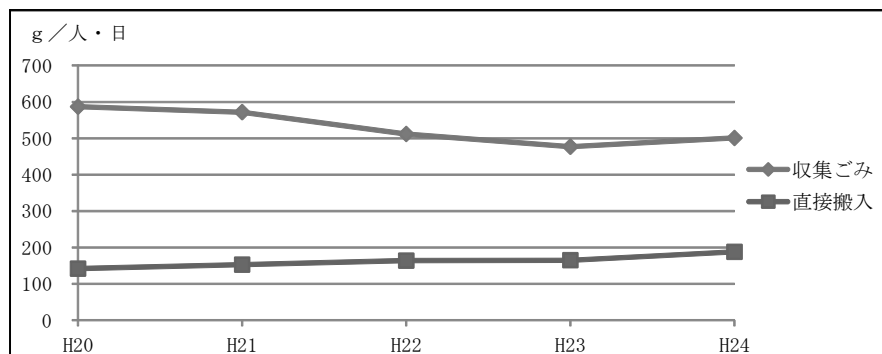


図 16 むかわ町ごみ排出量実績（原単位）

表 12 3町合計ごみ排出量実績

年度			H20	H21	H22	H23	H24
行政区域内人口（人）			29,804	29,476	29,145	28,748	28,167
排出量 (t/年)	収集ごみ	もえるごみ	5,360	5,368	3,995	3,613	3,629
		もえないごみ	477	445	357	202	210
		資源ごみ	341	350	850	894	851
		大型ごみ	82	96	118	101	101
		計	6,260	6,259	5,320	4,810	4,791
	直接搬入	もえるごみ	2,411	2,553	2,512	2,517	2,443
		もえないごみ	361	397	352	107	324
		資源ごみ	46	48	62	64	78
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	2,818	2,998	2,926	2,688	2,845
	計	もえるごみ	7,771	7,921	6,507	6,130	6,072
		もえないごみ	838	842	709	309	534
		資源ごみ	387	398	912	958	929
		大型ごみ	82	96	118	101	101
		直接埋立	0	0	0	0	0
原単位 (g/人・日)	収集ごみ	もえるごみ	493	499	376	343	353
		もえないごみ	44	41	34	19	20
		資源ごみ	31	33	80	85	83
		大型ごみ	8	9	11	10	10
		計	575	582	500	457	466
	直接搬入	もえるごみ	222	237	236	239	238
		もえないごみ	33	37	33	10	32
		資源ごみ	4	4	6	6	8
		直接埋立	0	0	0	0	0
		計	259	279	275	255	277
	計	もえるごみ	714	736	612	583	591
		もえないごみ	77	78	67	29	52
		資源ごみ	36	37	86	91	90
		大型ごみ	8	9	11	10	10
		直接埋立	0	0	0	0	0
		合計	834	860	775	713	743

※1： 原単位は、端数整理をしているため、合計が合わないことがある。

※2： 平成 23 年度の年間日数は、閏日を加えた 366 日として原単位を算出した。

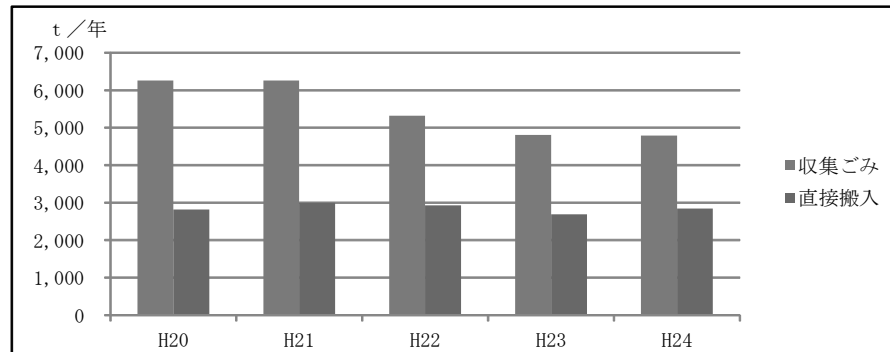


図 17 3町合計ごみ排出量実績（年間量）

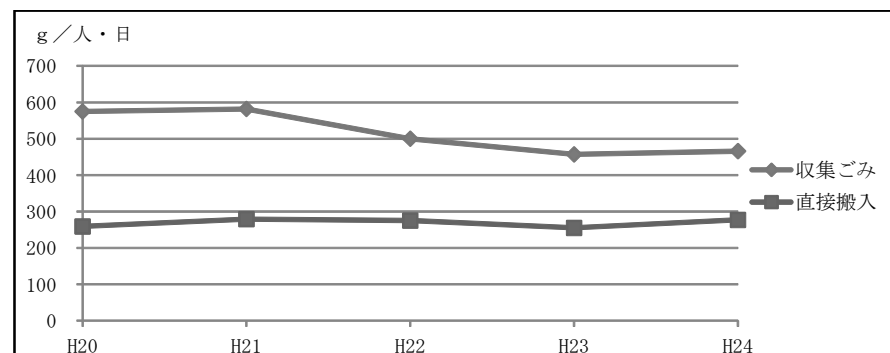


図 18 3町合計ごみ排出量実績（原単位）

1. 2 ごみ性状

平成 20 年度から平成 24 年度までの、清掃センター第 1 工場における「もえるごみ」のごみ性状分析結果を表 13 に示します。

六組成では年度によって変動しており、増加や減少の傾向は見られません。紙・布類の占める割合が最も高く、50%前後を推移しています。

三成分では灰分の割合が減少する傾向にあります。

低位発熱量では平成 22 年度まで上昇していましたが平成 23 年度以降は下降しています。

表 13 「もえるごみ」ごみ性状の推移

年度		H20	H21	H22	H23	H24
六組成 (%)	紙 ・ 布 類	49.0	54.8	50.9	46.7	57.8
	ビニール・合成樹脂等	20.5	24.8	22.3	23.8	18.6
	木 ・ 竹 ・ わ ら 類	3.2	6.5	3.1	4.0	3.5
	厨 芥 類	17.2	9.0	20.5	20.9	16.2
	不 燃 物 類	5.3	0.8	0.4	2.3	1.1
	そ の 他	4.9	4.1	2.8	2.4	2.8
三成分 (%)	水 分	49.4	46.3	44.3	44.4	46.5
	灰 分	8.0	6.5	5.6	5.9	4.9
	可 燃 分	42.7	47.2	50.2	49.7	48.6
低位発熱量 (kJ/kg)	計 算 値	6,800	7,733	8,333	8,255	7,988
	実 測 値	7,383	8,608	10,913	10,553	9,795
単位体積重量 (kg/m ³)		141	159	174	156	163

※年 4 回調査の平均

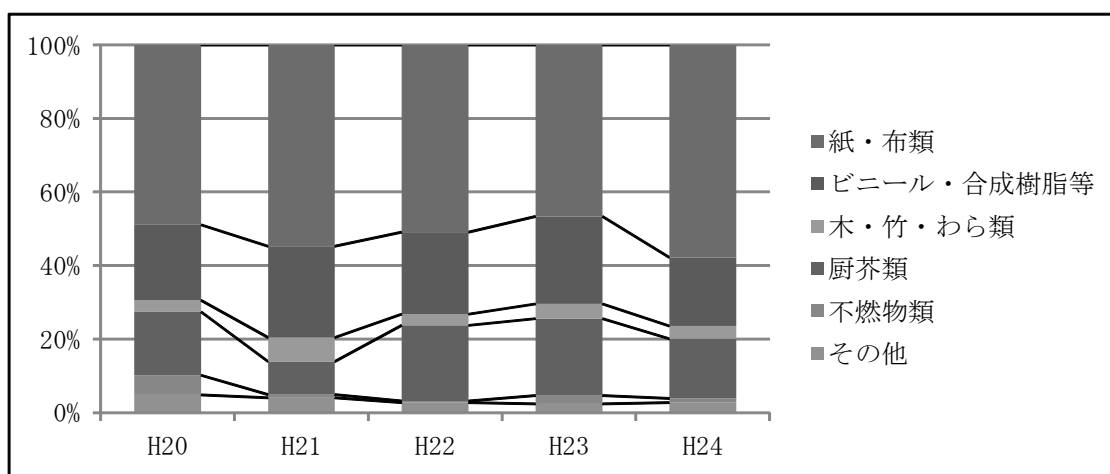


図 19 六組成の推移

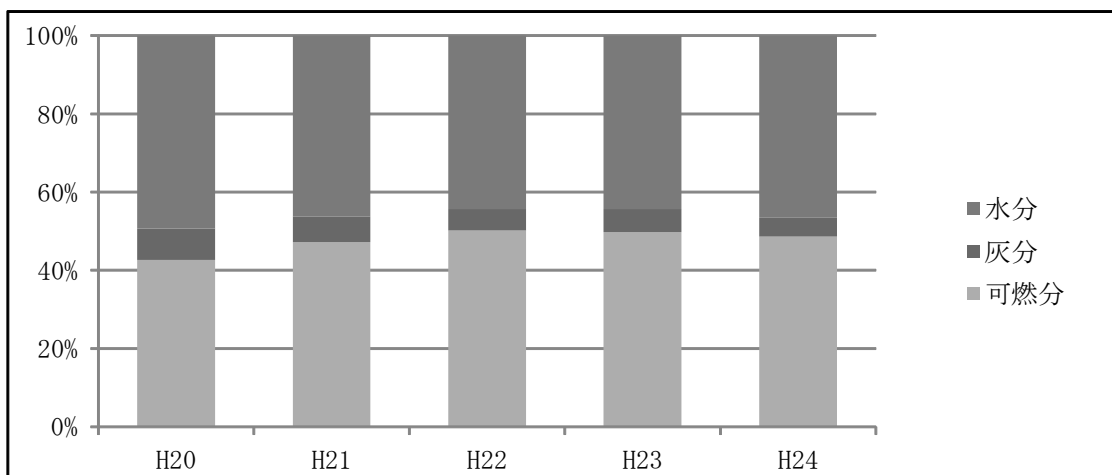


図 20 三成分の推移

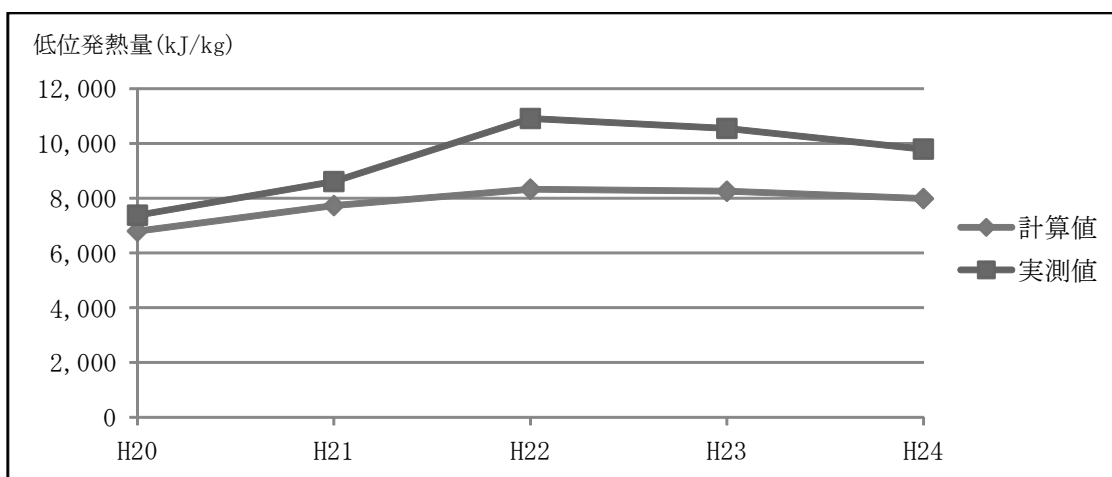


図 21 低位発熱量の推移

2. ごみ処理体制

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る体制を以下に示します。

2. 1 収集体制

家庭ごみは、組合所有のパッカー車 6 台、平ボディー車 3 台を用い、委託の作業員 27 名の体制により収集を行っています。

ごみの分別は大きく、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」の 4 分別で、詳細は表 14 と図 22 に示す分別方法となっています。

分別収集の他、携帯電話やデジカメ等の小型家電製品と充電式電池については、拠点無料回収を行っています。

家電 4 品目、家庭から出されるパソコン、携帯電話機については、排出者が適正に処理するように指導しています。

有害なごみや処理が困難なごみ等については、収集・処理できないごみとして、表 15 に示すとおり具体的なごみの種類を示し、販売店や処理業者等へ引き渡すように指導しています。

- ・収集業務形態 委託
- ・収集作業員 27 名
- ・収集車台数 パッカー車 6 台、平ボディー車 3 台（収集車両は組合所有）
- ・料金
 - もえるごみ 200 円/10010 枚、400 円/20010 枚、800 円/40010 枚
 - もえないごみ 70 円/700以内（証紙）
 - 資源ごみ（空き缶、ペットボトルを除く）
200 円/2005 枚、400 円/4005 枚
 - 空き缶、ペットボトル
100 円/2005 枚、200 円/4005 枚
 - 紙パック・新聞・雑誌・段ボール
70 円 10kg 以内（証紙）
 - 大型ごみ 300 円/個 60kg 以内（証紙）
- ・徴収方法 指定袋、証紙
- ・収集頻度
 - もえるごみ 週 2 回
 - もえないごみ 月 1 回
 - 資源ごみ 月 2 回
 - 大型ごみ 月 1 回

表 14 (1) 分別方法

分別	対象ごみ	対象物	出仕方
もえるごみ	生ごみ	野菜くず、果物の皮、貝類、魚の骨や内臓など	○ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○重さは必ず 10kg 以下にして下さい。
	木・紙類	紙くず、紙おむつ、割り箸、焼き鳥の串、枝木など	○生ごみは、よく水切りをしてから出して下さい。 ○紙おむつや猫砂（紙製）は、汚物を取り除いて下さい。（汚物はトイレなどに捨てましょう。）
	ゴム・革類	ゴム手袋、かばんなど	○2 重袋はできるだけしないで出して下さい。
	においの強い繊維類	繊維類で、においの強いものや汚れのひどいもの	おむつ・生理用品・生ごみ等に限っては、レジ袋や新聞に包んでから指定袋に入れても構いません。ただし、ご利用は最小限をお願いします。
	汚れを落としにくい食品容器類	食用油の容器、マヨネーズの容器など	○枝木は、長さ 50cm 以下、且つ太さ 10cm 以下にして下さい。 （長さ・太さの基準を超えるもの、基準以内であっても多量（軽トラ 1 台以上）のものは、衛生組合が許可する処分業者へ直接搬入して下さい。）
	汚れのひどいトレイ等	その他のプラスチック類で汚れのひどいもの、その他の紙類で汚れのひどいもの	○かさばって袋が破けるような枝木は、ひもで縛り、ごみ処理証紙を貼付して出して下さい。
	その他	ビデオテープなど	○食用油は、凝固剤で固めるか紙などに染み込ませて出して下さい。 ○ふとんは、一辺 1m 以内且つ、重さ 10kg 以内とし、ひも等で縛り、70 円のごみ処理証紙を貼付し、出して下さい。 ○ふとん袋で出す場合は、「大型ごみ」で出し、300 円証紙を貼って下さい。
もえないごみ	金属類	鍋、やかん、鉄くずなど	○プラスチック製容器内のごみ重量 10kg 以内且つ容量 70 リットル以内につき 1 枚のごみ処理証紙を貼付して下さい。プラスチック製容器は最寄りのホームセンター等でご購入下さい。
	ガラス類	コップ、鏡、蛍光灯、電球など	○スプレー缶は必ずドライバーなどで穴を開け、残りのガスを抜いて下さい。 ※必ず風通しのよい屋外で中身を出し切ってください。
	陶磁器（せともの）類	茶碗、皿、カップ、花瓶、植木鉢など	○乾電池を使用しているものは、発火する危険があるので必ず外して下さい。
	プラスチック類	ザル、ボウル、洗面器、おもちゃ、CD・DVD など	○もえないごみの中で硬いものや危険なものについては、中身がわかるように透明なビニール袋に入れ、もえないごみの一番上に置いて出して下さい。
	乾電池	乾電池	回収時に作業員がケガしないようご配慮をお願いします！
	小型電化製品	ラジカセ、ビデオカメラ、ドライヤーなど	○小型電化製品や充電式電池はリサイクルできるごみとして無料回収を行っています。
	缶類	油缶など（スチール、アルミマークのない缶が対象です）	
資源ごみ	空きびん	飲料のびん（酒・ビール・焼酎・ジュースなど）、調味料のびん（酢・みりん・焼肉のタレなど）、その他のびん（コーヒー・ジャム・化粧品、飲み薬、油びんなど）	○ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○キャップ、ふたは取り外し、金属の場合は もえないごみへ、プラスチックの場合は、その他のプラスチック類へ。 ○重さは必ず 10kg 以下にして下さい。 ○中を空にして水洗いし、よく水切りしてから出して下さい。 ○割らずに出して下さい。 ○ラベルがとれないものはそのまま出して下さい。

表 14 (2) 分別方法

分別	対象ごみ	対象物	出し方
資源ごみ	紙パック、新聞、雑誌、段ボール	新聞紙・チラシ、雑誌、書籍、カタログなど、段ボール、紙パック(内側にアルミが貼っていないもの)	○重さ 10kg 以内につき 1 枚のごみ処理証紙を貼付して出して下さい。 ○品目ごとにひもで束ね、それらをひとまとめにして、重さ 10kg 以内にして出してもよろしいです。 ○折込広告は新聞と一緒に束ねて出して下さい。 ○牛乳パック、ジュースなどのパックで内側にアルミが貼っていないものは展開して、中を洗って乾かし、束ねて出して下さい。 ○油、ビニールなどが付いているものはもえるごみへ。 ○雨に濡れるとリサイクルできなくなるので、雨の日は中身が見える袋に入れ、濡れないよう口を縛って出すなど、ご協力をお願いします。 ○束ねずに段ボールまたはレジ袋に入れて出しても回収します。ただし、新聞、雑誌等それぞれの種類を混ぜないで下さい。
	ペットボトル	飲料のペットボトル(ジュース・焼酎など)、調味料のペットボトル(醤油・みりんなど) PET マークのあるもの	○ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○中を空にして水洗いし、よく水切りしてから出して下さい。 ○ペットボトルのキャップとラベルは取り外してその他のプラスチック類へ。 ○つぶさずに出して下さい。 ○加工したり切ったりしたペットボトルや油類容器はもえるごみへ。
	空き缶	缶(ビールやジュース、お茶、缶詰など) スチールマークやアルミマークのあるもの	○ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○重さは必ず 10kg 以下にして下さい。 ○中を空にして水洗いし、よく水切りしてから出して下さい。 ○つぶさずに出して下さい。 ○缶の中にタバコの吸殻や紙くずを入れないで下さい。 ○カセットコンロのガスボンベやスプレー缶は、穴を開け残りのガスを抜いてから もえないごみへ。 ○取り外したふたなどはもえないごみへ。 ○スチール、アルミマークのない缶類は もえないごみへ。
	白色トレイ・発泡スチロール	色や柄のついていない白色の食品トレイ、発泡スチロール(プラマーク入り可)	○ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○シール等ははがし、中を空にして水洗いし、よく水切りしてから出して下さい。 ○発泡スチロールはできる限り細かくして下さい。 ○汚れのひどいものはもえるごみへ。 ○色や柄付きのトレイ、カップめんの容器は洗って水切りをしてその他のプラスチック類へ。

表 14 (3) 分別方法

分別	対象ごみ	対象物	出し方
資源ごみ	その他の紙類	対象となるものには紙マークがついています。 箱・カップ・筒状のもの（お菓子の外箱、靴の箱、化粧品箱など）、袋・トレイ状のもの（デパートの紙袋、3個組プリン・ヨーグルトなどの台紙）、包装紙（デパートの包み紙など）、アルミを用いた紙製容器（アルミを用いた飲料用の容器、タバコの箱など）	○ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○紙以外のものが付いている場合は取り除いて下さい。（プラスチック製の取っ手、粘着テープ、セロハンテープなど。） ○使用後のティッシュや生理用品は もえるごみへ。 ○ティッシュについているビニールは、必ずはずしてその他のプラスチック類に出して下さい。 ○シュレッダーをかけた紙類は もえるごみへ。 ○つぶしてもかまいません。
	その他のプラスチック類	対象となるものにはプラマークがついています。 袋類（レジの袋、お菓子の袋など）、ボトル容器類（シャンプーやリンス、洗剤など）、シート類（果物や陶磁器、電化製品等を包んでいる商品保護用のシート類）、パック・容器類（弁当の容器、豆腐の容器、卵の容器など）	○ ごみは、指定袋に収まるように入れ、口を縛って下さい。 ○ 汚れは必ず落として下さい。（汚れが落ちないまたは落としにくいものはもえるごみへ） 目安は、目で見ても汚れが確認できない。手で触っても汚れが付かない程度です。 ○レジ袋などで二重袋にはせず、指定袋に直接入れて出してください。（中身の確認ができるように） ○ フタやキャップをはずしてから出して下さい。 ・これらのものは対象外です。 ○ペットボトル本体（資源ごみのペットボトルで出して下さい。） ○プラスチック製でも「商品」として販売されているもの ○プラスチック製でも「中身と一体」で使用するもの ○プラスチック製でも「容器・包装ではない」もの ・絶対に入れないでください（危険品） ○カミソリ（本体がプラ製・金属製問わず、全てのカミソリ）「危険品」と書き、もえないごみへ出して下さい。 ○ライター（使い捨てライター他）、「危険品」と書き、もえないごみへ出して下さい。 ○医療器具等（注射器・注射針・糖尿病治療などに使用するペン型インスリン注入器など）これらのものは、医療機関へ引き取りを依頼して下さい。
大型ごみ	台所用品	流し台、ガスコンロなど	○家庭から出されるもののうち、一番長い辺が、金属製品で 30cm 以上のもの、それ以外（プラスチック製品、木製品など）で 50cm 以上のものが対象です。 ○一辺の長さが 180 センチを超えるものは、180 センチ以下に切断・解体してから出して下さい。 ○事業所などから出る大量の粗大ごみは、収集できません。民間の廃棄物処理業者に処分を委託して下さい。 ○家の中まで入って収集はいたしません。 ○ストーブの乾電池や灯油、燃料、植木鉢の土や植物、電気スタンドの電球や蛍光灯などは必ず取り除いて下さい。
	家具・建具	机、イス、サイドボード、タンス、ベッド、障子など	
	家電製品・オーディオ機器	ステレオセット、電子レンジなど	
	スポーツ・レジャー用品・楽器	ゴルフ用品、スキー用品、ギター、スノーボード、オルガンなど	
	寝具・敷物類	布団、ジュータン、マットレスなど	
	その他	編み機、自転車など	

表 14 (4) 分別方法

分別	対象ごみ	対象物	出し方
持ち込みごみ	古着・古布	衣類全般(ジャージ、毛布、Gパン、フリース、毛糸類、スーツ、スカート、作業着、ジャンパーなど) バック、ベルト、帽子など 靴(運動靴、革靴、ブーツ、サンダルなど)	○衣類は必ず洗濯して、必ず乾かすこと。洗濯していれば少々シミ、黄ばみ、破れ、色物、白物は問いません。 ○ポケットの中のものは、全て取り除いてから持ち込んで下さい。 ○各町の指定場所に持ち込んで頂ければ無料で回収します。 ○受け付け時間は、各庁舎・施設の開庁時間内です。 ○回収ボックスには古着・古布のみ入れ、持ち込みの際の箱、袋等はお持ち帰り下さい。
	小型電化製品	携帯電話、デジカメ、ポータブルプレイヤーなど	○小型電化製品に含まれる、希少金属(レアメタル)の再利用のため、回収にご協力をお願いします。
拠点回収	充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池など対象となるものには、Ni-Cd、Ni-MH、Li-ion マークがついています。	○個人情報可能な限り消去して下さい。バッテリーや充電池などは取り外してから出して下さい。 ○各町の指定場所に持ち込んで頂ければ無料で回収します。 ○受け付け時間は、各庁舎・施設の開庁時間内です。 ○充電式電池も拠点回収しています。
排出者が適正に処理	家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	○購入した店、または購入する店に引き取りを依頼してください。また、家電メーカーが指定する指定引取場所まで直接持ち込むこともできます。 ○引き取りにかかる収集運搬料金とリサイクル料金は、捨てる方が負担することになっています。 ○指定引取場所に持ち込む場合は、事前に郵便局でリサイクル券を購入して下さい。 ○購入店や販売店が近くに無い、分からない場合は、平取町外2町衛生施設組合(TEL:01457-2-2024)へお問い合わせ下さい。
	家庭から出される使用済みパソコン	家庭から出される使用済みパソコン	○家庭から出される使用済みパソコンはメーカーで回収、リサイクルを行います。 ○事業系パソコンや自作、輸入販売会社のパソコンなど回収するメーカーがないパソコンは、「パソコン3R推進協会」が回収します。
	携帯電話機	不要な使用済み携帯電話・PHS	○不要となった使用済み携帯電話・PHSはお近くの販売店で、ブランド・メーカーを問わず引き取りを行い、100%リサイクルいたします。

表 15 収集・処理できないごみ

収集・処理できないごみ	区分	ごみの種類	処理方法
	産業廃棄物	事業活動に伴い発生したごみのうち、法律で定められた 20 種類 〔※解体廃棄物（廃材・畳・石膏ボード、窓ガラス、グラスウール、外壁、浄化槽・・・）、漁網、農業用ハウスビニール、薬品類（農薬・有毒性物質）火薬など〕	産業廃棄物処理業者に処理を依頼して下さい。（有料）
	処理が困難なもの	ピアノ、廃タイヤ、大型金庫、ガスボンベ	購入先や販売店、またはメーカーにご相談ください。
		消火器	消火器リサイクル推進センター （TEL03-5829-6773）
		オートバイ	二輪車リサイクルコールセンター （TEL03-3598-8075）
	自宅治療などで使用した医療器具	注射針、点滴針 ※次の非鋭利な医療ゴミは、もえるゴミで出して下さい。 点滴バッグ、チューブ、カテーテル類、注射筒、ペン型自己注射針、脱脂綿、ガーゼ等	医療機関へ返却して下さい。

平成25年4月～平成26年3月 ごみ収集カレンダー

時間厳守!
Please observe the designated time. 戸別時間

April 2013 - March 2014
2013年4月～2014年3月

Garbage Collection Calendar
垃圾回収日历

平 取 町

収集日の朝 8時30分までに出して下さい。

Put out garbage by 8:30 a.m. on garbage collection days. 请在回收当日的早上8点30分之前放出垃圾。

もえるごみ
Burnable waste
可燃焼却物

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

もえないごみ
Non-burnable waste
不可燃焼却物

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

空きびん
Glass bottles
空瓶

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

紙パック・新聞・雑誌・段ボール
Paper cartons, newspapers, magazines and cardboard
紙色紙、雑誌、新聞、瓦楞紙類

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

PETボトル
PET bottles
空ペットボトル

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

空き缶
Empty cans
空罐

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

白色トレイ・発泡スチロール
White food trays and styrene foam
白色托盘、泡沫

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

その他の紙類
Other types of paper
其他的紙製品類

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

その他のプラスチック類
Other plastics
其他的塑料製品類

重さ10kg以内かつ容量10ℓ以下
Up to 10 kg/10 l Res.

大型ごみ
Bulky garbage
大型垃圾

50cm以上2m以内で重量が60kg以内
Between 50 cm and 2 m (maximum dimension) and up to 60 kg.
50センチ以上2メートル以内、重量が60キログラム以内

詳しくは「**ごみ分別大辞典**」「**ホームページ**」をご覧ください。

お問い合わせ先
平取町役場 市民課 ☎1457-4-6113
平取町2丁目衛生施設組合 ☎1457-2-2024
<http://www.biratorisei-hokkaido.jp/>

日	月	火	水	木	金	土
4月	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

日	月	火	水	木	金	土
5月	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
6月	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

日	月	火	水	木	金	土
7月	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

※ 本表の「ごみ分別大辞典」を参照してください。

【古着・古布】 繊維成分50%以上の生地。綿・絹・ポリエステル等が混入していても可。詳しくは「旧暦（旧暦）」をご覧ください。
 【小型電化製品・充電式電池】 冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、電気炊飯器、電気圧力鍋、電気ポット、電気ケトル、電気湯沸かし器、電気保温ジャー、電気保温ポット、電気保温サーバー、電気保温コーヒーメーカー、電気保温ティーポット、電気保温マグカップ、電気保温コップ、電気保温プレート、電気保温トースター、電気保温オーブン、電気保温グリル、電気保温調理器、電気保温容器、電気保温器具、電気保温用品、電気保温雑貨、電気保温小物、電気保温アクセサリー、電気保温ファッションアイテム、電気保温インテリア、電気保温エクステリア、電気保温アウトドア用品、電気保温スポーツ用品、電気保温旅行用品、電気保温防災用品、電気保温医療用品、電気保温美容用品、電気保温健康用品、電気保温食品、電気保温飲料、電気保温調味料、電気保温食材、電気保温加工品、電気保温冷凍食品、電気保温冷蔵食品、電気保温常温食品、電気保温乾貨、電気保温調味料、電気保温香料、電気保温色素、電気保温染料、電気保温顔料、電気保温塗料、電気保温接着剤、電気保温糊、電気保温樹脂、電気保温木材、電気保温石材、電気保温金属、電気保温ガラス、電気保温セラミックス、電気保温プラスチック、電気保温ゴム、電気保温皮革、電気保温布、電気保温紙、電気保温繊維、電気保温天然素材、電気保温人工素材、電気保温複合素材、電気保温混合素材、電気保温合成素材、電気保温再生素材、電気保温廃棄物、電気保温資源、電気保温エネルギー、電気保温燃料、電気保温動力源、電気保温駆動装置、電気保温制御装置、電気保温センサー、電気保温アクチュエーター、電気保温変換装置、電気保温伝送装置、電気保温蓄電装置、電気保温放電装置、電気保温充電装置、電気保温配電装置、電気保温保護装置、電気保温安全装置、電気保温監視装置、電気保温制御システム、電気保温自動化システム、電気保温遠隔操作システム、電気保温無線通信システム、電気保温有線通信システム、電気保温ネットワークシステム、電気保温インターネットシステム、電気保温クラウドシステム、電気保温ビッグデータシステム、電気保温IoTシステム、電気保温AIシステム、電気保温ロボットシステム、電気保温ドローンシステム、電気保温宇宙システム、電気保温海洋システム、電気保温陸地システム、電気保温空中システム、電気保温水中システム、電気保温地上システム、電気保温地下システム、電気保温空間システム、電気保温時間システム、電気保温情報システム、電気保温知識システム、電気保温技術システム、電気保温文化システム、電気保温芸術システム、電気保温科学システム、電気保温教育システム、電気保温医療システム、電気保温農業システム、電気保温工業システム、電気保温商業システム、電気保温サービスシステム、電気保温娯楽システム、電気保温交通システム、電気保温物流システム、電気保温金融システム、電気保温法律システム、電気保温政治システム、電気保温社会システム、電気保温環境システム、電気保温生態システム、電気保温気候システム、電気保温天候システム、電気保温自然システム、電気保温野生動物システム、電気保温植物システム、電気保温動物システム、電気保温微生物システム、電気保温細胞システム、電気保温分子システム、電気保温原子システム、電気保温素粒子システム、電気保温宇宙空間システム、電気保温宇宙時間システム、電気保温宇宙情報システム、電気保温宇宙知識システム、電気保温宇宙技術システム、電気保温宇宙文化システム、電気保温宇宙芸術システム、電気保温宇宙科学システム、電気保温宇宙教育システム、電気保温宇宙医療システム、電気保温宇宙農業システム、電気保温宇宙工業システム、電気保温宇宙商業システム、電気保温宇宙サービスシステム、電気保温宇宙娯楽システム、電気保温宇宙交通システム、電気保温宇宙物流システム、電気保温宇宙金融システム、電気保温宇宙法律システム、電気保温宇宙政治システム、電気保温宇宙社会システム、電気保温宇宙環境システム、電気保温宇宙生態システム、電気保温宇宙気候システム、電気保温宇宙天候システム、電気保温宇宙自然システム、電気保温宇宙野生動物システム、電気保温宇宙植物システム、電気保温宇宙動物システム、電気保温宇宙微生物システム、電気保温宇宙細胞システム、電気保温宇宙分子システム、電気保温宇宙原子システム、電気保温宇宙素粒子システム、電気保温宇宙空間システム、電気保温宇宙時間システム、電気保温宇宙情報システム、電気保温宇宙知識システム、電気保温宇宙技術システム、電気保温宇宙文化システム、電気保温宇宙芸術システム、電気保温宇宙科学システム、電気保温宇宙教育システム、電気保温宇宙医療システム、電気保温宇宙農業システム、電気保温宇宙工業システム、電気保温宇宙商業システム、電気保温宇宙サービスシステム、電気保温宇宙娯楽システム、電気保温宇宙交通システム、電気保温宇宙物流システム、電気保温宇宙金融システム、電気保温宇宙法律システム、電気保温宇宙政治システム、電気保温宇宙社会システム、電気保温宇宙環境システム、電気保温宇宙生態システム、電気保温宇宙気候システム、電気保温宇宙天候システム、電気保温宇宙自然システム、電気保温宇宙野生動物システム、電気保温宇宙植物システム、電気保温宇宙動物システム、電気保温宇宙微生物システム、電気保温宇宙細胞システム、電気保温宇宙分子システム、電気保温宇宙原子システム、電気保温宇宙素粒子システム、電気保温宇宙空間システム、電気保温宇宙時間システム、電気保温宇宙情報システム、電気保温宇宙知識システム、電気保温宇宙技術システム、電気保温宇宙文化システム、電気保温宇宙芸術システム、電気保温宇宙科学システム、電気保温宇宙教育システム、電気保温宇宙医療システム、電気保温宇宙農業システム、電気保温宇宙工業システム、電気保温宇宙商業システム、

図 22 ごみ収集カレンダー（平取町の例）

2. 2 中間処理・最終処分体制

中間処理、最終処分の運営体制、施設概要、現在の処理フローを以下に示します。

① 処理施設運営体制

- ・組合事務員 5 名
- ・運転員 6 名

② 施設運転期間

- ・稼働日 月曜日～金曜日
(土・日曜日・祝祭日、12月31日～1月5日は休止)
 - ・稼働時間 8時30分～17時15分
 - ・受入時間 8時40分～16時30分(土曜日は11時30分まで)
- ※リサイクルセンターでは12時～13時が休憩時間。

③ 施設位置

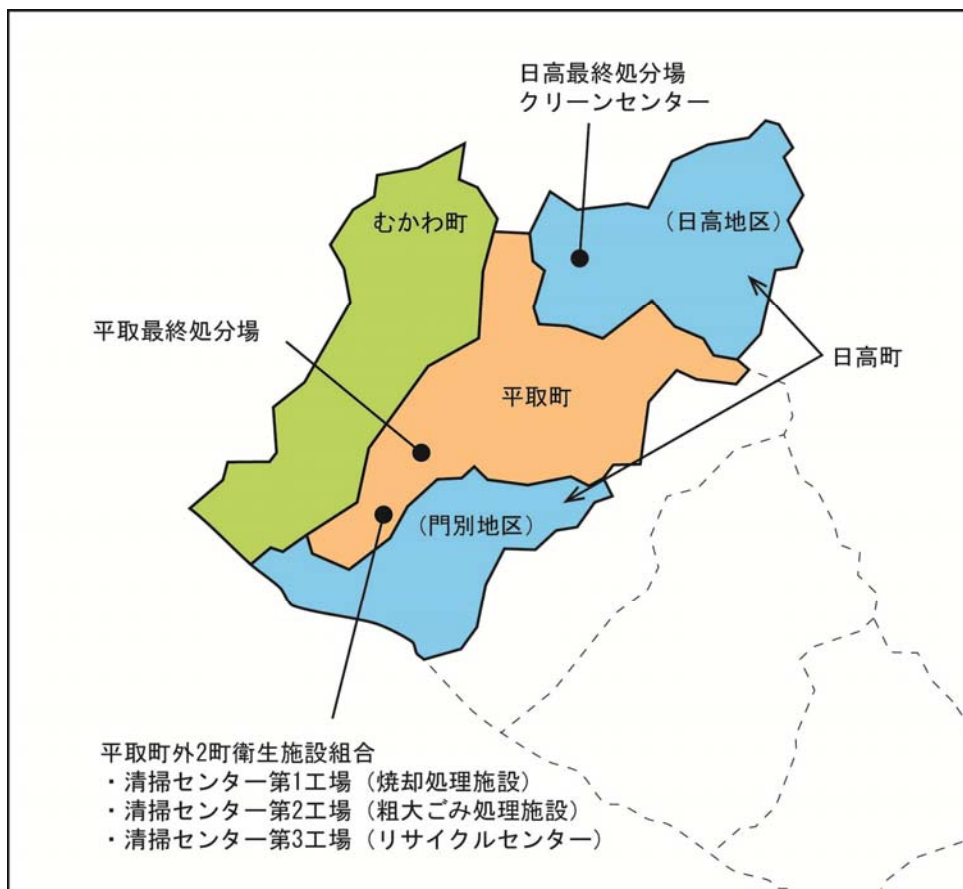


図 23 施設位置

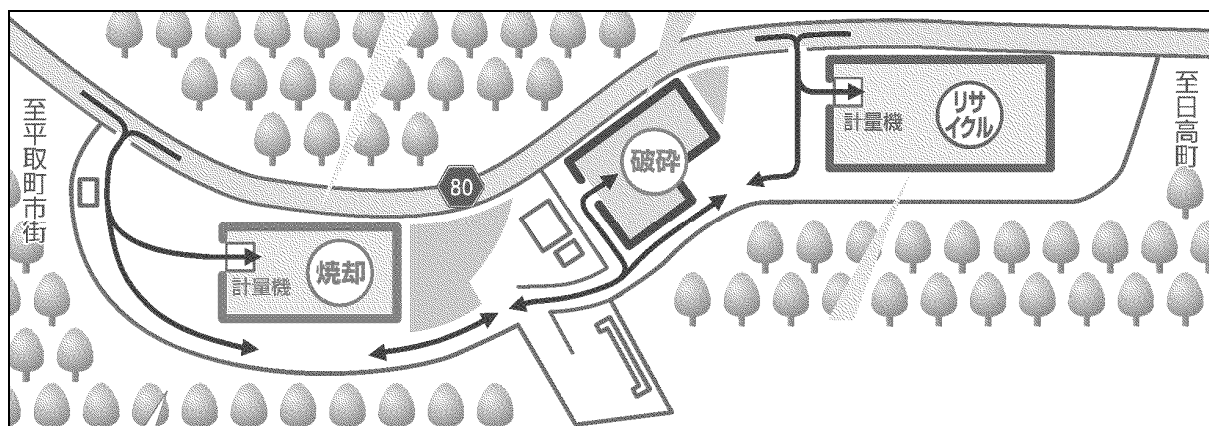


図 24 清掃センター配置図

表 16(1) 組合所有施設（平取町内）

施設名称	平取町外2町衛生施設組合清掃センター第1工場(焼却)
所在地	北海道沙流郡平取町字小平 39 番地 2
処理能力	40t/日 (20t/8h×2 炉)
稼働年月	平成 4 年 3 月
燃焼設備	ストーカ式燃焼炉
燃焼ガス冷却設備	水噴射式ガス冷却＋間接空気冷却
排ガス処理設備	電気集じん機
飛灰処理設備	(日高中部衛生施設組合施設で熔融処理)

施設名称	平取町外2町衛生施設組合清掃センター第2工場(破碎)
所在地	北海道沙流郡平取町字小平 39 番地 3
処理能力	31t/日 (5hr×1 基)
稼働年月	昭和 62 年 9 月
処理対象物	破碎処理、選別処理(鉄、アルミ、不燃物、可燃物)

施設名称	平取町外2町衛生施設組合清掃センター第3工場(リサイクル施設) (リサイクルセンター)
所在地	北海道沙流郡平取町字川向 169-1
処理能力	6.3t/日 (5 時間)
稼働年月	平成 22 年 7 月
処理内容	選別、圧縮・梱包
処理対象物	びん類・缶類、ペットボトル、プラ製・紙製容器、新聞・雑誌・段ボール・紙パック、発泡スチロール・白色トレイ

表 16(2) 組合所有施設（平取町内）

施設名称	平取町外2町衛生施設組合一般廃棄物最終処分場 (埋立処理場・浸出水処理施設)
所在地	北海道沙流郡平取町字荷負 97 番地外
埋立面積	6,100m ²
埋立容量	20,000m ³
埋立期間	平成 14 年度～平成 28 年度
埋立工法	サンドイッチ方式
埋立地の種類	準好気性埋立
埋立対象物	焼却残渣、破碎不燃物
処理能力	20m ³ /日
処理方式	回転円板法＋凝集沈殿法＋砂ろ過法＋消毒

表 17 組合所有施設（日高町日高地区）

施設名称	平取町外2町衛生施設組合日高クリーンセンター資源ごみ処理施設 (破碎・資源)
所在地	北海道沙流郡日高町字富岡 63-1 ほか
施設面積	325m ²
施設内容	保管施設
対象物	プラスチック
年間保管量	1t/年

施設名称	平取町外2町衛生施設組合日高クリーンセンター廃棄物最終処分場 (埋立処分地・浸出水処理施設)
所在地	北海道沙流郡日高町字富岡 63-1 ほか
埋立面積	3,250m ²
埋立容量	8,800m ³
埋立期間	平成 13 年度～平成 27 年度
埋立工法	サンドイッチ方式
埋立地の種類	準好気性埋立
埋立対象物	焼却残渣、不燃物
処理能力	10m ³ /日
処理方式	回転円板法＋凝集沈殿法＋砂ろ過法＋消毒

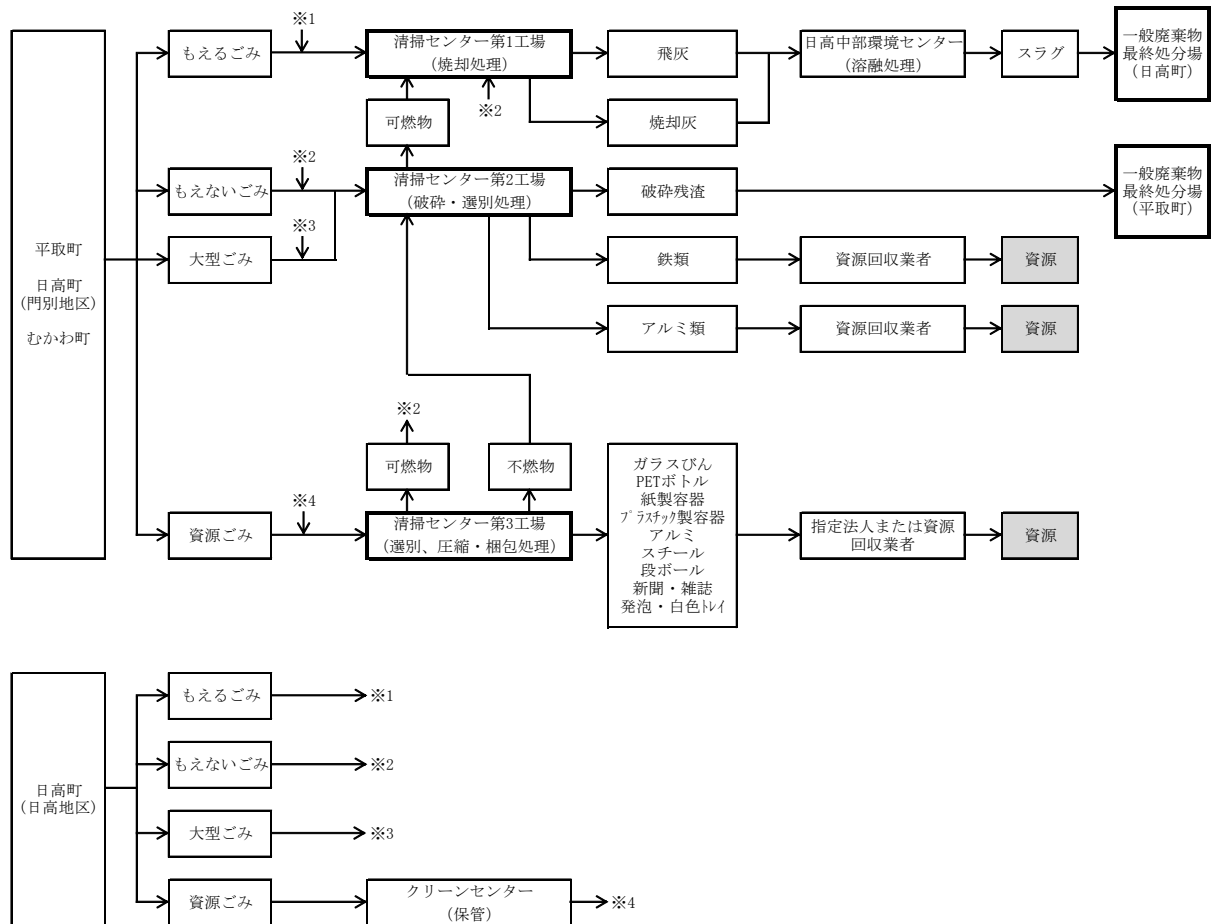


図 25 現在の処理フロー（平成 24 年度）

3. ごみ処理実績

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等の状況について、原則として過去5ヶ年間の実績の把握・整理を行います。

3. 1 中間処理実績

① 焼却処理実績

清掃センター第1工場における過去5年間の焼却処理量の実績を表18に示します。

平成21年以降、処理量は減少傾向にあります。

焼却残渣は焼却量に対して平成22年度までは約10～11%でしたが、平成23年度以降は約3～4%となっています。(表18、図26)

平成24年度の月別処理量は4月から9月までが多く600t/月前後となっており、2月が最も少なく300t/月強となっています。最も多い5月は、最も少ない2月の約2倍の処理量となっています。(表19、図27)

排ガスに含まれるダイオキシン類の調査結果では本施設の規模における排出基準5ng-TEQ/m³N以下を満たしています。また、飛灰中のダイオキシン類濃度の測定結果が基準を超えているため、法に基づき日高中部環境センターにおいて溶融処理を行い、基準値以下としています。(表20)

表 18 焼却処理実績

単位：t/年

年度	H20	H21	H22	H23	H24
直接焼却	7,806	7,824	6,777	5,960	6,205
破碎可燃物	80	67	109	104	219
計	7,886	7,891	6,886	6,064	6,424
(平取町)	1,495	1,487	1,320	1,259	1,287
(日高町)※1	4,016	4,215	3,320	3,079	2,934
(むかわ町)	2,260	2,219	1,867	1,792	1,851
焼却残渣※2	761	763	755	261	188
焼却残渣率	9.7%	9.7%	11.0%	4.3%	2.9%

※1 日高町日高地区の独自処理分を含む

※2 日高中部環境センターにおける処理後のスラグ及び溶融飛灰処理物

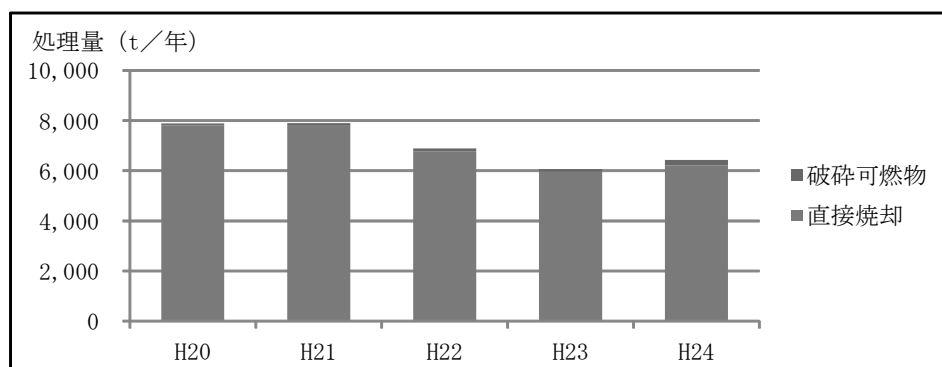


図 26 焼却処理実績

表 19 平成 24 年度月別焼却処理量

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
処理量	t/月	594.48	678.07	560.16	618.62	599.87	584.52	472.21	514.80	529.23	449.37	326.34	436.70	6,364.37
述べ運転日数	日/月	38	41	33	40	40	36	25	29	36	27	20	27	392
日平均処理量	t/日/炉	15.6	16.5	17.0	15.5	15.0	16.2	18.9	17.8	14.7	16.6	16.3	16.2	16.2

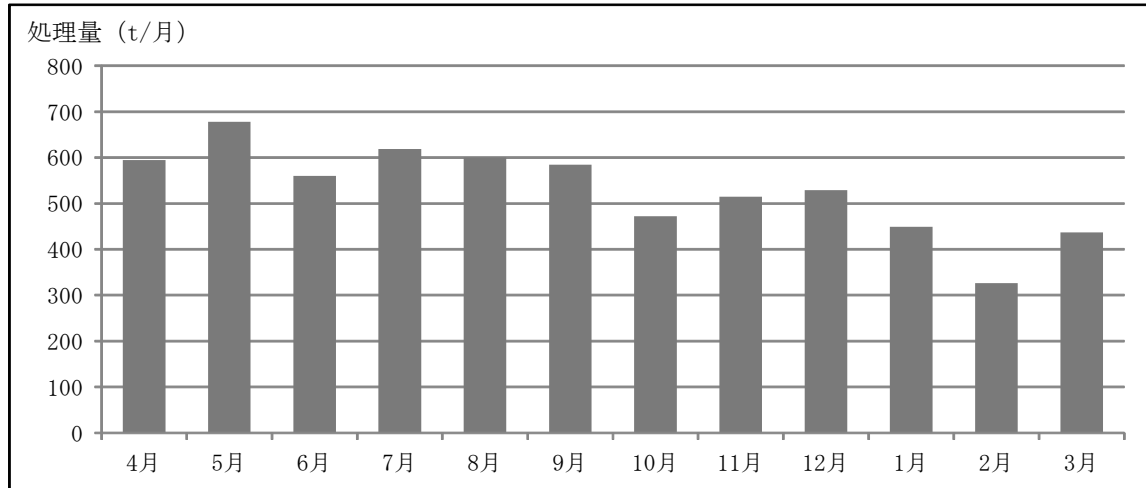


図 27 平成 24 年度月別焼却処理量

表 20 清掃センター第 1 工場排ガス等分析結果

				単位	規制値	H20		H21		H22		H23		H24			
						7月	11月	7月	1月	11月	2月	10月	3月	11月	2月		
排 ガ ス 中	ダイオキシン類濃度 (DXN)	1号炉	ng-TEQ/m3N	5	—	0.58	0.72	0.13		2.0		—		0.24		—	
		2号炉															
	ダスト濃度	1号炉	g/m3N	0.15	0.11	0.025	0.019	0.021	0.019	0.023	0.019	0.016	0.046	0.025	0.025		
		2号炉															
	硫酸酸化物量 (SOx)	1号炉	m3N/h	【基準値】	0.23	0.32	0.18	0.34	0.36	0.29	0.43	0.62	0.21	0.18	0.18		
		2号炉															
	窒素酸化物量 (NOx)	1号炉	ppm	250	120	89	85	95	103	130	105	72	99	93	93		
		2号炉															
	塩化水素濃度 (HCl)	1号炉	mg/m3N	700	120	36	25	31	67	48	50	35	30	18	18		
		2号炉															
飛灰中ダイオキシン類濃度 (DXN)				—	ng-TEQ/g	3	4.6	—	5.5	11		11		11			
焼却灰中ダイオキシン類濃度 (DXN)				—	ng-TEQ/g	3	1.1	—	0.0015	0.048		0.24		0.027			
土壌中ダイオキシン類濃度 (DXN)				—	ng-TEQ/g	1000 (環境基準)	16	—	5.6	4.1		4.3		11			

② 破碎選別処理実績

清掃センター第2工場における過去5年間の破碎選別処理の実績を表21に示します。

平成22年度までの処理量はほぼ横ばいの状況でしたが、平成23年度は前年度のほぼ半分まで処理量が減少しており、平成24年度の処理量は増加したものの、平成22年度より約2割減少しています。

可燃物回収量は処理量に対して平成22年度までは10%前後でしたが、平成23年度以降は25～34%と高くなっています。金属回収は処理量に対して35～51%で、平成22年度以降はやや低くなる傾向があります。(表21、図28)

平成24年度の月別処理量は5月と11月が多く70t/月を超え、2月が最も少なく20t/月以下となっています。(表22、図29)

破碎不燃物は、組合所有の一般廃棄物最終処分場に埋立処分し、破碎可燃物は清掃センター第1工場で焼却処理、金属は民間資源化業者に売却しています。

表 21 破碎処理実績

単位：t/年

年度	H20	H21	H22	H23	H24
処理量	801	859	784	417	646
(平取町)	188	204	189	89	162
(日高町)	380	398	359	184	292
(むかわ町)	233	257	236	144	192
破碎不燃物	344	355	340	168	165
破碎不燃物率	42.9%	41.3%	43.4%	40.3%	25.5%
破碎可燃物	80	67	109	104	219
破碎可燃物率	10.0%	7.8%	13.9%	24.9%	33.9%
金属回収	377	437	335	145	262
金属回収率	47.1%	50.9%	42.7%	34.8%	40.6%

※年度をまたいで処理している量もあるため、破碎処理量と破碎物の合計は一致しない

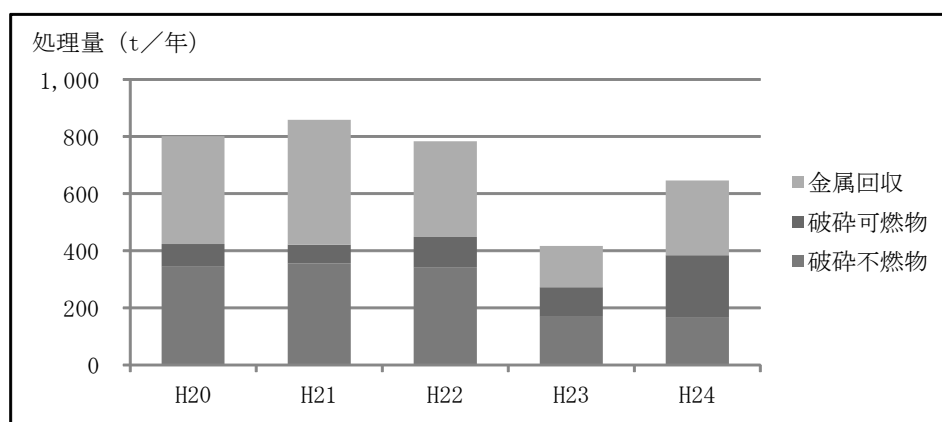


図 28 破碎処理実績

表 22 平成 24 年度月別破碎処理量

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
処理量	t/月	68.11	69.87	62.17	45.52	60.99	57.65	52.35	74.01	64.17	30.01	19.84	38.24	642.93
述べ運転日数	日/月	24	24	26	25	27	24	26	25	24	22	23	26	296
日平均処理量	t/日	2.84	2.91	2.39	1.82	2.26	2.40	2.01	2.96	2.67	1.36	0.86	1.48	2.2

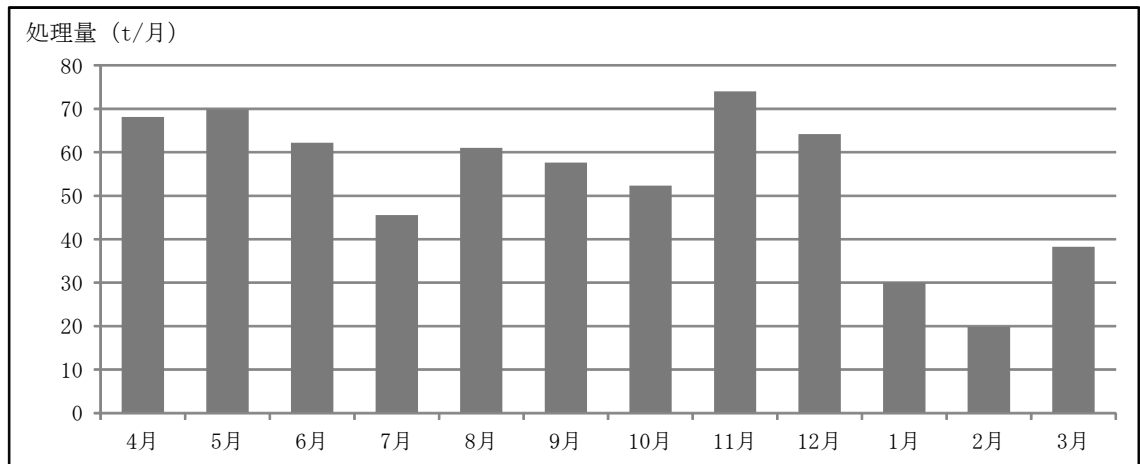


図 29 平成 24 年度月別破碎処理量

③ 選別、圧縮・梱包処理実績

平成 22 年 3 月に竣工した清掃センター第 3 工場における過去 3 年間の選別、圧縮・梱包処理の実績を表 23 に示します。

処理量は多少の変動はあるものの、概ね横ばいの状況にあります。

残渣可燃物回収量は処理量に対して平成 22 年度は約 14%でしたが、平成 23 年度以降は 3～4%と低くなっています。資源回収は処理量に対して平成 22 年度は約 72%でしたが、平成 23 年度以降は約 91%と高くなっています。(表 23、図 30)

平成 24 年度の月別処理量は 4 月と 10 月が約 90t/月と多く、9 月と 3 月が少なく 60t/月以下となっています。(表 24、図 31)

残渣不燃物は、破碎対象ごみとして清掃センター第 2 工場で破碎処理し、残渣可燃物は清掃センター第 1 工場で焼却処理、資源は民間資源化業者に売却または指定法人に引き渡しています。

表 23 選別、圧縮・梱包処理実績

単位：t/年

年度	H22	H23	H24
処理量	925	959	851
(平取町)	162	166	152
(日高町)	468	486	404
(むかわ町)	295	307	295
残渣不燃物	22	7	9
残渣不燃物率	2.4%	0.7%	1.1%
残渣可燃物	127	32	32
残渣可燃物率	13.7%	3.3%	3.8%
資源回収	667	877	775
資源回収率	72.1%	91.4%	91.1%

※年度をまたいで処理している量もあるため、処理量と搬出物の合計は一致しない

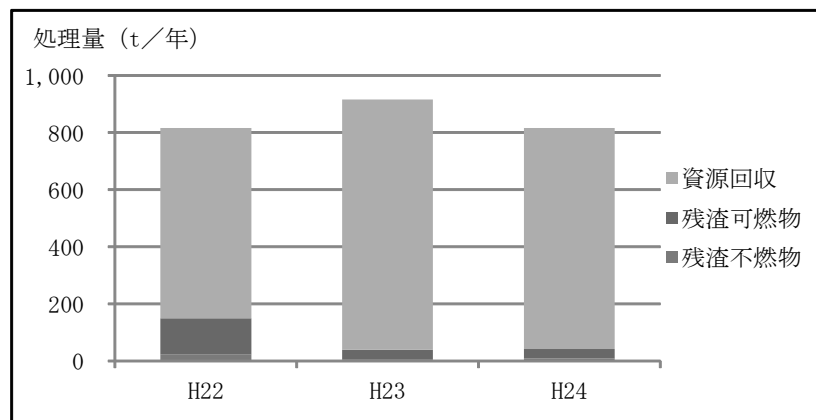


図 30 選別、圧縮・梱包処理実績

表 24 平成 24 年度月別選別、圧縮・梱包処理量

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
処理量	t/月	89.22	72.00	71.12	81.68	63.12	56.44	88.71	62.46	76.08	67.68	71.53	51.15	851.19
述べ運転日数	日/月	20	21	21	21	23	19	22	21	19	18	19	20	244
日平均処理量	t/日	4.46	3.43	3.39	3.89	2.74	2.97	4.03	2.97	4.00	3.76	3.76	2.56	3.5

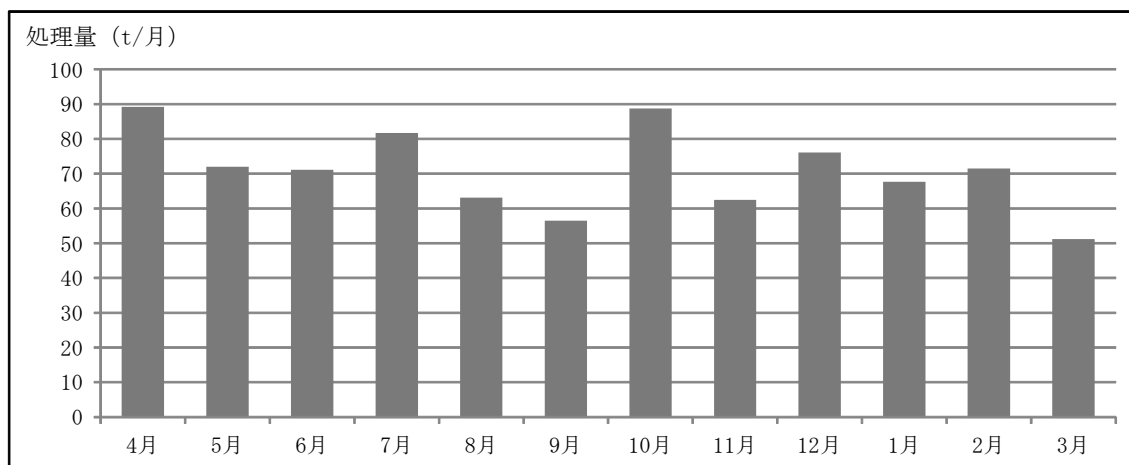


図 31 平成 24 年度月別選別、圧縮・梱包処理量

3. 2 最終処分実績

平取町外 2 町衛生施設組合一般廃棄物最終処分場（以下「平取最終処分場」といいます。）及び、平取町外 2 町衛生施設組合日高クリーンセンター廃棄物最終処分場（以下「日高最終処分場」といいます。）における過去 5 年間の埋立処分量の実績を表 25 に示します。

平取最終処分場は破碎不燃物と日高中部環境衛生センターにおける処理後のスラグを覆土として埋め立てています。平成 23 年度以降は埋立量が減少しています。

日高最終処分場は焼却残渣と中間処理残渣の埋立を行っています。平成 23 年度からは平取最終処分場にも埋め立てられていた焼却残渣を全て日高最終処分場に埋め立てているため、日高最終処分場の埋立量は増加しています。

平成 24 年度の平取最終処分場の毎月の水質分析結果では、適正に処理が行われ放流水に問題は無い状況となっています。（表 26）

また、放流水のダイオキシン類量も基準を下回っており、周辺地下水の値も環境基準を満たしています。（表 27）

平成 24 年度末の最終処分場残容量は平取最終処分場 10,667m³、日高最終処分場 3,001m³となっており、それぞれ埋立容量に対して 53%、34%となっています。（表 28）

表 25 最終処分実績（重量）

単位：t/年

年度		H20	H21	H22	H23	H24
直接埋立	(平取)	0	0	0	0	0
	(日高)	0	0	0	0	0
焼却残渣	(平取)	363	322	225	0	0
	(日高)	242	268	403	485	492
破碎不燃物	(平取)	344	387	341	140	165
その他	(日高)	24	0	8	0	0
合計	(平取)	708	708	566	140	165
	(日高)	267	268	411	485	492
	計	974	977	976	625	657

(平取)：平取最終処分場

(日高)：日高最終処分場

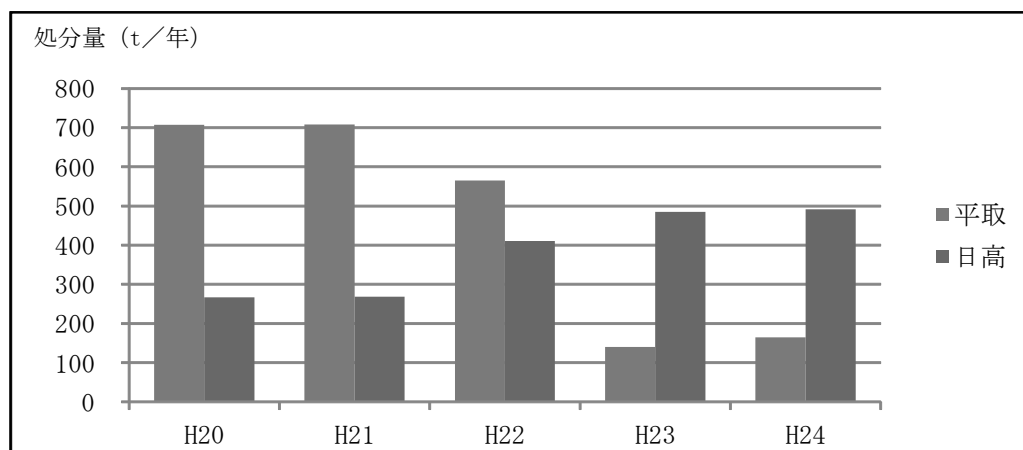


図 32 最終処分実績

表 26 平取町外 2 町衛生施設組合一般廃棄物最終処分場の水質(平成 24 年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大値
浸出水	pH	7.2	8.4	7.4	8.1	8.4	7.9	8.3	8.3	8.3	8.0	8.1	7.5	8.4
	BOD (mg/ℓ)	9.8	1.3	24.0	1.3	1.0	0.8	0.8	2.0	1.4	2.4	1.1	3.0	24.0
	COD (mg/ℓ)	12.0	5.6	32.0	7.0	6.2	6.0	5.8	4.0	6.8	7.0	7.0	11.0	32.0
	SS (mg/ℓ)	6.0	1.0	54.0	1.0	1.2	1.0	2.0	1.0	14.0	1.4	4.6	53.0	54.0
放流水	pH	8.4	8.3	8.1	8.3	8.5	8.4	8.5	8.4	8.5	8.2	8.2	7.8	8.5
	BOD (mg/ℓ)	1.2	1.0	1.0	0.5	0.8	0.7	0.7	1.1	0.8	1.0	0.7	1.6	1.6
	COD (mg/ℓ)	5.2	5.0	7.4	6.6	5.2	5.2	5.4	3.6	5.6	6.2	5.2	6.4	7.4
	SS (mg/ℓ)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	3.4	3.4

表 27 平取町外 2 町衛生施設組合一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類の測定結果

	単位	基準値	H20	H21	H22	H23	H24
放流水	pg-TEQ/ℓ	10	0.074	0.00070	5.8	0.00014	0.000054
地下水(上流側)	pg-TEQ/ℓ	¹ (環境基準)	0.055	0.00035	0.000021	0.000014	0.000034
地下水(下流側)	pg-TEQ/ℓ	¹ (環境基準)	0.000076	0.00023	0.000025	0.00025	0.000068

表 28 平成 24 年度末最終処分場残容量

施設名	埋立容量	残容量	H24 年度埋立容量 (覆土を含む)
平取最終処分場	20,000m ³	10,667m ³ (53%)	170.61m ³
日高最終処分場	8,800m ³	3,001m ³ (34%)	542.93m ³

第3節 関係法令等の整理

計画を策定するにあたって関連する法律、政省令、指針の目標数値等を整理するとともに、環境保全関係条例等の把握・整理を行います。

1. 循環型社会形成推進に向けての法体系

「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会から循環型社会への転換に向け、「循環型社会形成推進基本法」を始めとした、様々な法律が整備されている状況にあります。

これらの法体系の中では、国、地方自治体、国民、事業者それぞれの責任分担を明確にした個別の物品に対するリサイクル方法を示しており、当該地域においても「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等に対応した取り組みを行っています。(図 33)

2. 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進するための基本的枠組みを定めた法律で、「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会であると明確に提示され、廃棄物処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と示しています。(図 34)

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物処理に関する具体的な規則を定めた法律です。(表 29)

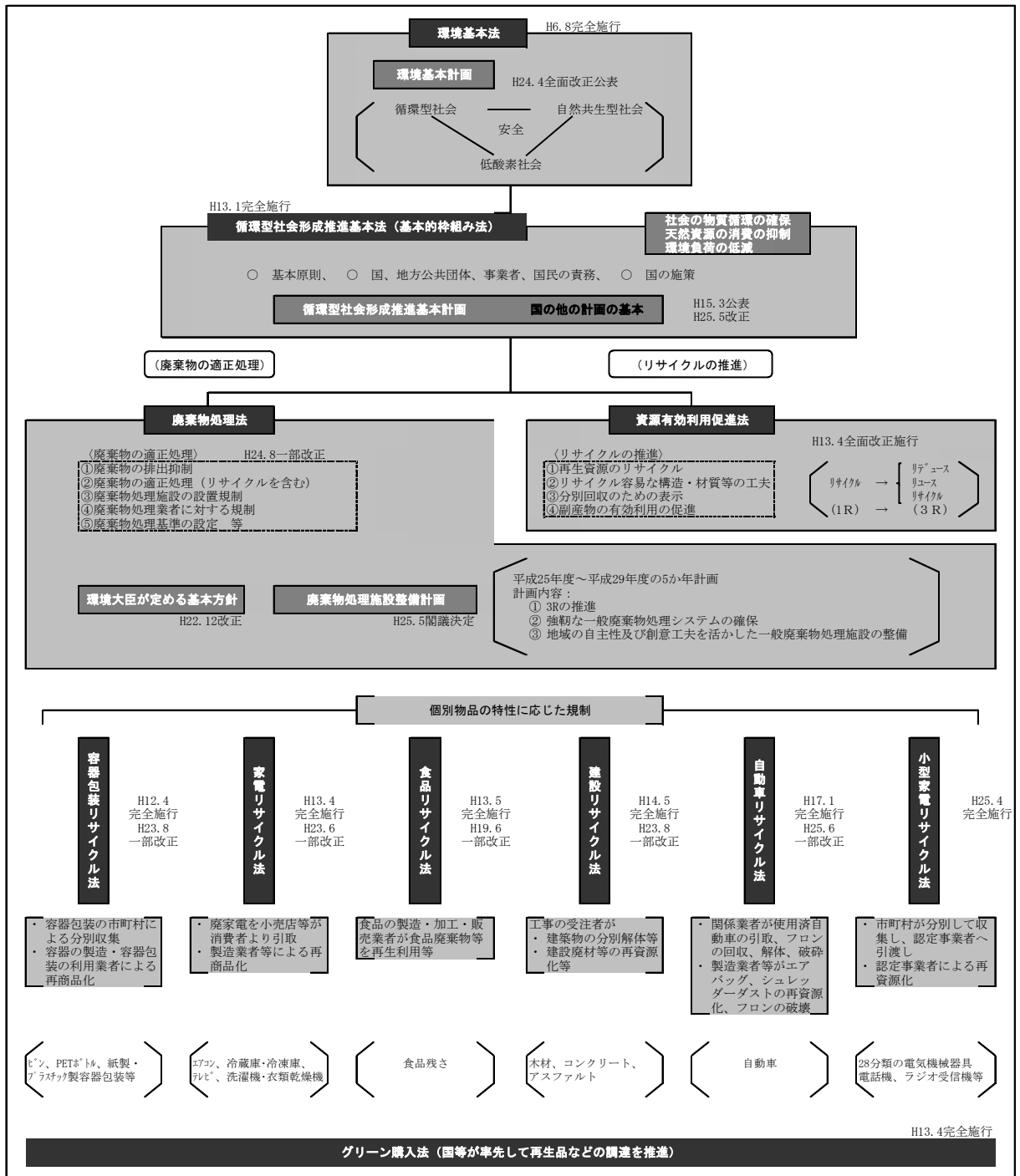


図 33 循環型社会の形成の推進のための施策体系

(資料)「平成 23 年度版循環型社会白書」に加筆

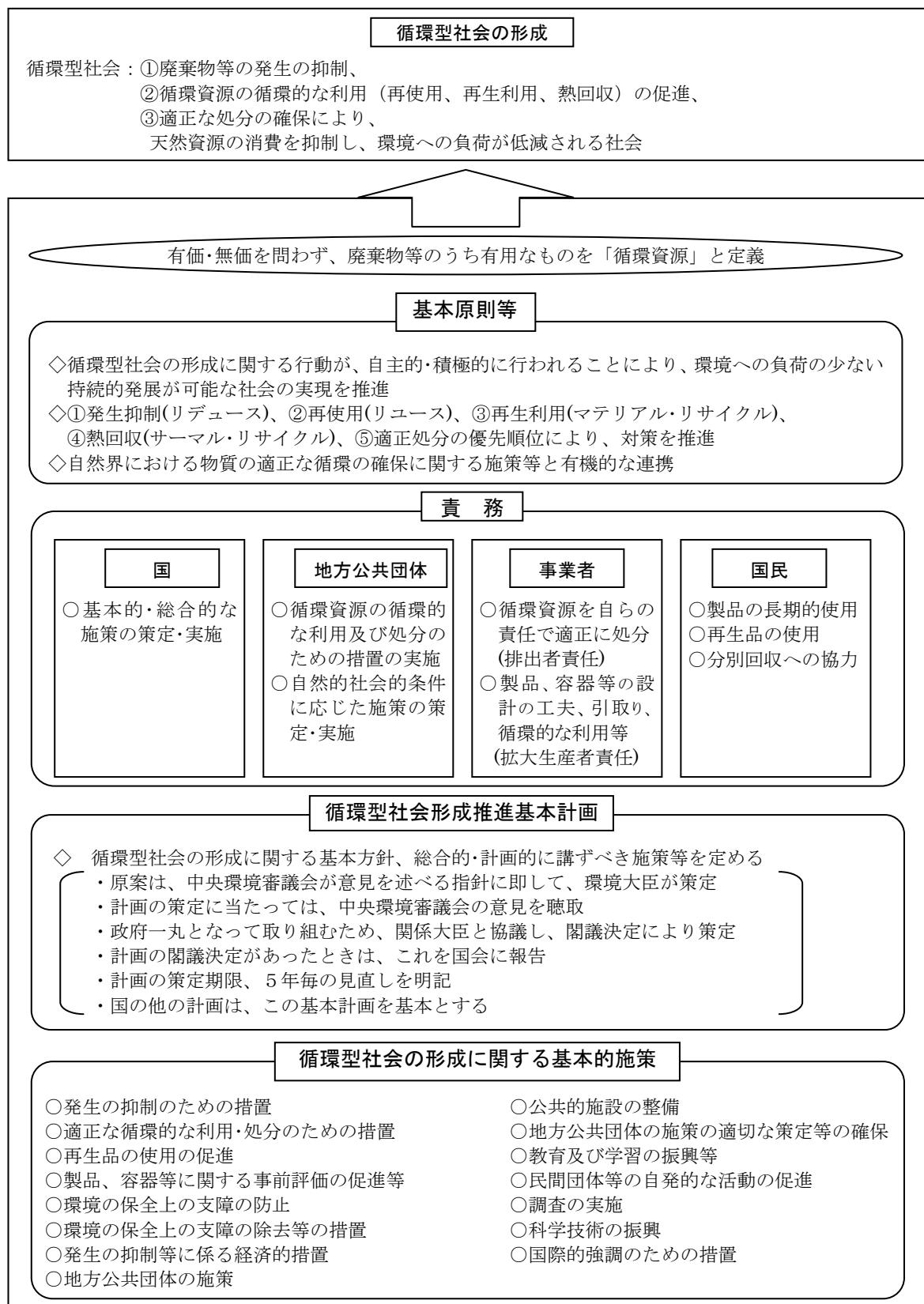


図 34 循環型社会形成推進基本法の仕組み

(資料)環境省

表 29 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理(運搬、処分、再生等)、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物及び不要物であって固形状又は液状のもの(放射性物質を除く。)	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う。
処理業 (収集運搬業又は処分業)	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制(ただし市町村が設置する場合は届出) ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科(法人によるものは、1億円以下の罰金)	

(資料)平成19年度版環境循環型社会白書

4. 容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物の容積比で約6割、重量比で2～3割を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集及び特定事業者による再商品化という役割分担の下に容器包装のリサイクルを促進しようとする法律です。(図35)

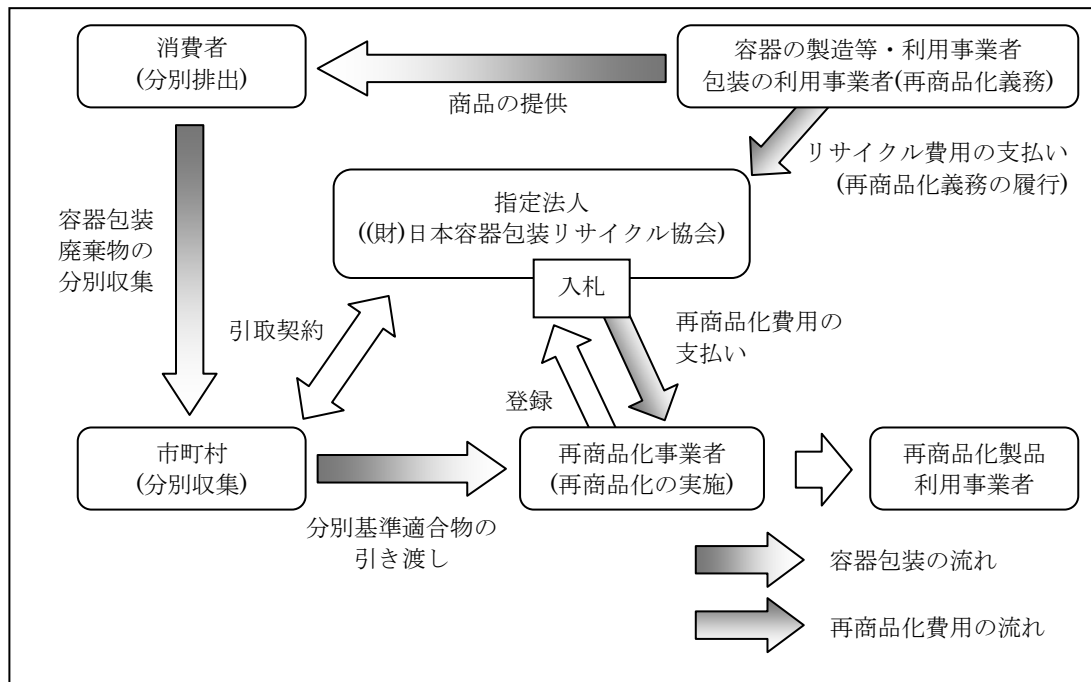


図35 容器包装リサイクル法の概要

5. 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機について、小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等を義務づけ、消費者(排出者)には、廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことを定めた法律です。(図36)



図36 家電リサイクルのシステム
(経済産業省資料より)

6. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

① 家庭系パーソナルコンピュータ

家庭系パーソナルコンピュータ（パソコン）は、平成 15 年 10 月から製造業者等による自主回収及びリサイクルが開始されました。（図 37）



図 37 家庭系パーソナルコンピュータリサイクルのシステム
（「パソコン 3 R 推進センター」資料より）

② 小型二次電池リサイクル

家庭系パソコンリサイクル等と同様に、資源有効利用促進法に基づき、製造業者の自主的な回収が平成 16 年 4 月より強化されました。（図 38）



図 38 小型二次電池の種類と回収システム（「社団法人電池工業会」資料より）

③ 二輪車リサイクル

資源有効利用促進法に基づき、製造業者の自主的な回収が平成 16 年 10 月から開始されました。(図 39)

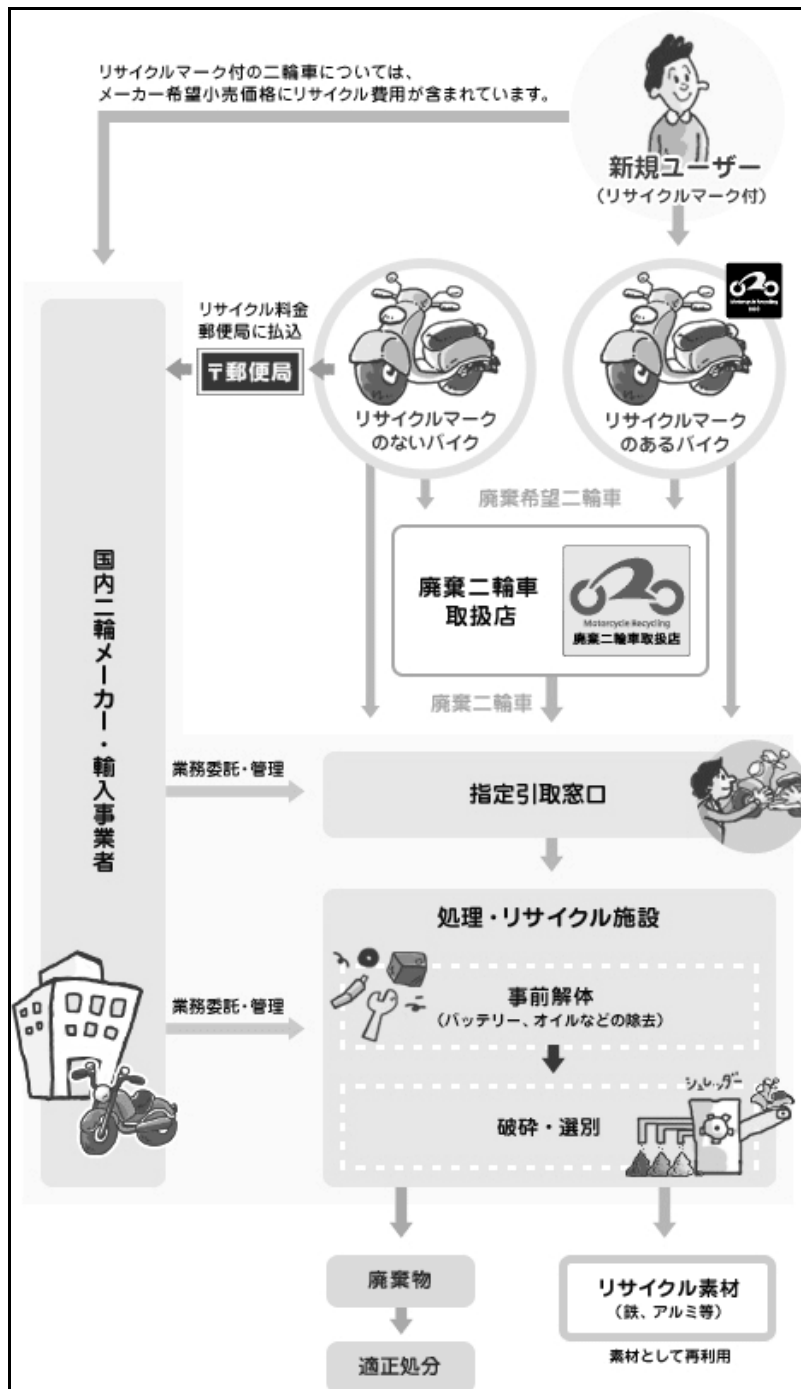


図 39 二輪車リサイクルのシステム
(「自動車リサイクル促進センター」資料より)

7. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成 14 年度に施行（平成 19 年度に改正）された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の仕組みは、次のとおりです。（図 40）

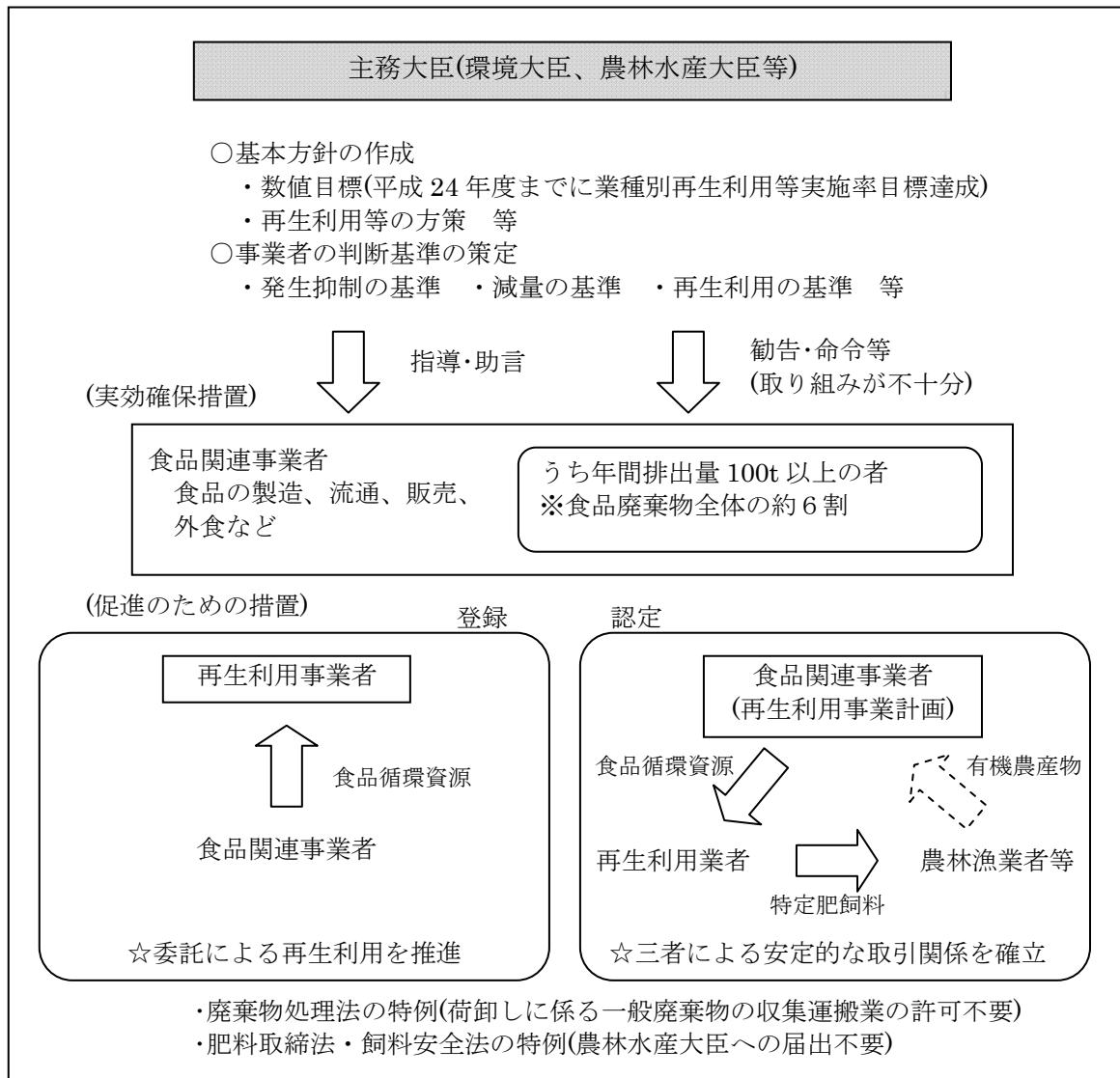


図 40 食品リサイクル法の仕組み

(資料) 環境省

8. 使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成 25 年度に施行（平成 24 年度に公布）された「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）は、多くの市町村の最終処分場で埋め立てられていた小型電子機器等（デジタルカメラやゲーム機など）を、適正に処理することで資源の有効な利用の確保を図るものです。

小型家電リサイクル法に関わる者の役割分担を以下に示します。（図 41）

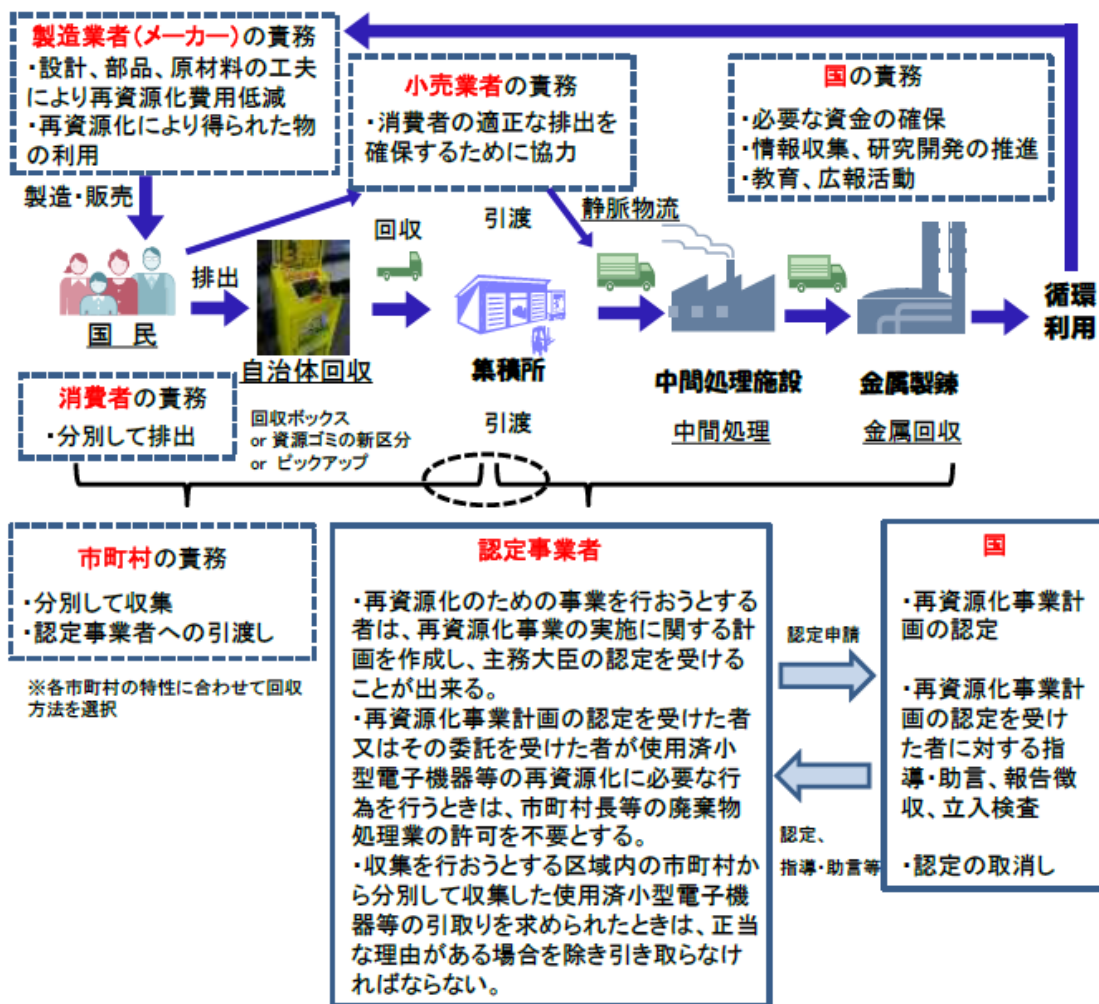


図 41 使用済み小型電子機器等の再資源化に関わる者とその役割分担
（「使用済み小型電子機器等の回収に係るガイドライン」より）

9. 北海道の計画

平成 22 年 4 月に北海道は循環型社会に向けた取り組みを示す「北海道循環型社会形成推進基本計画」を作成し、その実践に向けた取り組みを進めています。

その概要を以下に示します。(図 42)

(1) 計画の期間

平成 22 年度から概ね 10 年とします。

(2) 計画の目標

廃棄物の処理に関する目標値（一般廃棄物）は、次ページのとおりです。

北海道らしい循環型社会の形成

- 人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。
- 企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3R や適正処理が定着している社会。
- 家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。

(3) 計画の策定の視点

循環資源の性質と地域の特性に応じて、最適な範囲の循環を形成する「地域循環圏」の考え方を踏まえた施策を展開します。

将来像の視点

- 自然と共生する
自然環境の保全と適正な利用、森林・農地・水辺等の多面的機能の維持増進、生物多様性の確保
- 健全な物質循環を確保する
人間の活動による環境への負荷が環境の容量を超えることのないよう健全な物質循環の確保
- 持続可能な生活を目指す
ライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えつつ、心の豊かさが感じられる質の高い生活
- 環境に配慮した地域づくりを進める
地域における各主体が相互に連携して、地域特性を踏まえた持続可能な地域づくりに参画
- 環境と経済の良好な関係をつくる
環境への配慮を経済発展の原動力とし、環境と経済の間に好循環を生み出す

図 42 北海道循環型社会形成推進基本計画の概要

10. 循環型社会形成に向けた数値目標

平成25年6月現在、国、道は以下の目標を設定し、自治体に対してそれぞれが目標を達成することを求めています。

表 30 循環型社会形成に向けた国、道の数値目標

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針(改正 平成22年12月環境省告示第130号)	
目標年次	平成27年度(2015年度)
① 排出量	平成19年度比約5%削減
② 再生利用率	約25%
③ 最終処分量	平成19年度比で約22%削減

北海道循環型社会形成推進基本計画(平成22年4月)	
目標年次	平成26年度(2014年度)
① 一般廃棄物の排出量	平成19年度比約15%削減
② 一般廃棄物の1人1日当たり排出量	1,000g/人・日以下
③ 一般廃棄物のリサイクル率	30%以上
④ 最終処分量	平成19年度比で約29%削減
北海道廃棄物処理計画(平成22年4月)	
目標年次	平成26年度(2014年度)
1人1日当たり家庭から排出するごみの量 ^{※1}	600g/人・日以下
※ 上記の他、北海道循環型社会推進基本計画の①～④と同じ目標を設定。	

※1 集団回収量を除く。

循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)	
目標年次	平成32年度(2020年度)
1人1日当たりのごみ排出量	平成12年度比約25%削減
生活系ごみ 1人1日当たりのごみ排出量 ^{※2}	平成12年度比約25%削減
事業系ごみ 総量	平成12年度比約35%削減

※2 集団回収量、資源ごみ等を除く。

廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月閣議決定)	
目標年次	平成29年度(2017年度)
ごみのリサイクル率	26%

第4節 ごみ処理における課題

1. ごみ減量に向けた取り組みの強化

平成 22 年 3 月に資源ごみ中間処理施設の清掃センター第 3 工場を竣工し、平成 22 年 7 月からの分別収集開始に伴い、平成 22 年度から収集ごみ原単位は着実に減少していますが、平成 24 年度は増加に転じています。

直接搬入ごみ量は、ほぼ横ばい傾向にあります。廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の責務を明らかにしており、同条では廃棄物の減量に努めることも責務としています。

今後は、収集ごみの減量を推進するとともに、事業所から直接搬入されるごみの減量にも取り組むことが課題となっています。

2. ごみ資源化に向けた取り組みの強化

平成 22 年度の清掃センター第 3 工場竣工と分別収集の開始に伴い、ごみの資源化が強化されています。今後は、住民に対する分別排出の周知徹底が課題となっています。

収集されるごみの中には、さらなる分別を行うことにより資源回収業者へ売却可能な資源が含まれているため、分別収集方法の検討や売却ルートの確保が課題となっています。

平成 25 年 5 月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」では、「地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備」という基本的理念の中で「廃棄物系バイオマスの利活用の推進」を掲げています。また、「北海道循環型社会形成推進基本計画」においても、バイオマスの利活用が掲げられています。このため、本組合においても、生ごみの利活用について検討する必要があります。

3. 中間処理施設の整備

清掃センターは破碎施設(第 2 工場)が昭和 62 年の供用開始から 25 年以上が経過し、焼却施設は平成 4 年の供用開始から 21 年が経過しており、各設備や煙突の老朽化が目立っています。また、「廃棄物処理施設整備計画」では、「大規模災害等に備え、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。」という基本的理念を掲げています。このため、施設の処理能力を確保し、施設を安全、適正に運営して行く上では、施設の延命化または新設が課題となっています。

本組合焼却施設の集じん器は、電気集じん器を用いており、排ガス中のダイオキシン類濃度は規制値をクリアしていましたが、焼却施設は経年劣化による大規模修繕の時期にきていることや、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインに則った運転管理ができていない現状があり、環境負荷低減のためにはバグフィルターへの交換が考えられます。また、今後の搬入されるごみの性状によっては、排ガス及び飛灰中のダイオキシン類の基準を完全にクリアできるかが課題としてあります。なお、日高中部環境センターへ

飛灰の一部は溶融処理を委託していますが、処理委託の負担金が当初の計画よりも増加する傾向にあります。

焼却対象ごみは、平成 22 年度からの資源ごみ分別収集の拡大に伴い、「もえるごみ」のごみ質が変化しています。今後、生ごみの利活用の実施や災害廃棄物の受入れる場合が生じれば、ごみ質が大きく変化します。特に、災害廃棄物については、大量に発生するだけでなく、海水に浸かり塩分を含んだ廃棄物となる可能性もあります。このように、焼却対象ごみのごみ質の変化や塩分の増加が、排ガス中のダイオキシン類濃度に影響する可能性があります。そこで、焼却施設を延命化する場合には、電気集じん器よりもダイオキシン類削減効果の高いろ過式集じん器に入れ替えて、災害廃棄物の受入れ等に対応する必要があります。また、ろ過式集じん器は、電気集じん器よりも飛灰中のダイオキシン類濃度が低くなる傾向があるため、規制値をクリアできる可能性があります。

煙突は、耐久性の診断を計画します。煙突の更新が必要な場合は、長期間の休炉が必要となります。本組合の焼却施設は 1 施設の保有で長期の休炉には対応が困難であるため、ごみ焼却処理を継続して行うためには、焼却施設の新設を検討する必要があります。

なお、災害廃棄物は破碎処理が必要になる可能性が高いため、第 2 工場の破碎施設についても処理能力の確保が必要であり、破碎施設の延命化や新設が課題となっています。

生ごみについては、現在、もえるごみとして分別収集し、本組合の清掃センター第 1 工場において焼却処理を行っています。国や北海道では、生ごみ等のバイオマスの利活用を掲げており、北海道内外の自治体では生ごみ等の利活用を推進する事例が増える傾向にあります。本組合では、こうした状況を考慮し、生ごみ処理施設の先進事例の視察を行うなどして情報を集積し、生ごみの利活用方法についての検討を行います。(先進事例は資料 6 参照)

4. 最終処分場の有効利用

現在は、平取最終処分場と日高最終処分場において埋立処分を行っています。管理体制の効率化を図るため、平取最終処分場への一本化が課題となっています。

平取最終処分場については、最終処分場の有効利用を図るため、残余容量調査等を実施し、再生事業や嵩上げ事業の可否についての検討を行う必要があります。

5. 災害廃棄物の処理・処分体制の整備

本組合地域には一級河川である鵠川と沙流川が流れ、台風の影響による前線の活性化により度々大雨被害が発生し、災害廃棄物の処理に苦慮してきました。

特に、平成 15 年 8 月の台風の影響により甚大な水害を受けて発生した大量の災害廃棄物の収集体制、処理体制に混乱を来しました。河川の洪水対策が進められている状況にはありますが、今後も大雨の被害は避けられない状況にあります。

このため、本組合では、構成町や近隣自治体との連携を図りながら、水害発生後の公衆衛生を確保するために災害廃棄物処理・処分体制の整備を図ることが課題となっています。

6. 効率的なごみ処理体制の再構築

厳しい財政状況のなか、地域の公衆衛生を図りながら、循環型社会形成を図って行くことが求められています。

今後、中間処理施設の整備、最終処分場の一本化や最終処分場の延命化を検討し、効率的で経済的なごみ処理体制を再構築することが課題となっています。

第2章 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、長期的・総合的視点に立ってごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

第1節 基本方針

循環型社会形成に向けた取り組みを強化することで社会全体への貢献を果たすとともに、地域の良好な公衆衛生を維持するための基本方針を以下に示します。(表 31)

表 31 基本方針

■ 循環型社会形成に向けた廃棄物処理

3Rの実現に向けた廃棄物処理を目指して行きます。

■ 廃棄物の発生・排出の抑制

廃棄物の発生・排出の抑制のため、3Rを定着させ、徹底化を図って行きます。

■ 廃棄物の適正処理

「ごみ」として排出されたものを安全かつ衛生的に適正な処理を行います。また、不法投棄等の不適切処理に対する防止対策を推進して行きます。

■ 必要な処理体系の整備

廃棄物の循環型処理および適正処理を行うため、体制の整備を図って行きます。

■ 災害廃棄物の円滑な処理

災害時に発生する廃棄物の円滑な処理を行うため、体制の強化や周辺自治体との協力体制の確立を図って行きます。

1. 計画目標年次

本計画は、平成 26 年度(2014 年度)を初年度とし、平成 35 年度(2023 年度)を計画目標年度とします。

年度		本計画	関連する計画
平成	西暦		
25	2013	基本計画策定年度	
26	2014	基本計画初年度	● 道の減量、リサイクル目標年次
27	2015		● 国の減量、リサイクル目標年次
28	2016		
29	2017		● [国]廃棄物処理施設整備計画目標年次
30	2018		
31	2019		
32	2020		● [国]循環型社会形成推進基本計画目標年次
33	2021		
34	2022		
35	2023	基本計画目標年度	

図 43 計画目標年次

2. 計画対象区域

本計画の対象区域は、構成 3 町である平取町、日高町（門別地区、日高地区）、むかわ町（鵠川地区、穂別地区）の全域とします。

第2節 計画条件

計画を策定するにあたって、これまでのごみ排出量の傾向から、将来のごみ量を予測し、減量化や資源化の目標設定を行い、最終的な計画ごみ量の算出を行います。

1. 計画人口

表 32 計画人口

計 画 人 口	3町合計	平成 35 年度(9 月末)	23,508 人
---------	------	----------------	----------

収集ごみは家庭から排出されるごみであるため、人口の変化に伴い排出量も変化することから、ごみ排出量の予測を行うために、まず計画人口の設定を行います。

過去 10 年間の人口は減少を続け、少子高齢化が進んでいるため、今後も人口の減少は避けられない状況にあると考えられます。(表 33)

平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した国勢調査に基づく各市町村別将来推計人口においても、本地域は平成 22 年度と比較し、2020 年(平成 32 年)において 14%の減少になると予測しています。

本計画では平成 25 年度までの人口実績に基づきごみ量予測を行うものとします。

表 33 人口推計結果

(単位：人)

	H22実績	H25実績	H26	H27	H30	H32	H35
平取町	5,696	5,356	5,327	5,237	4,977	4,811	4,571
日高町	13,735	13,155	12,927	12,738	12,186	11,832	11,319
むかわ町	9,714	9,172	8,989	8,825	8,351	8,050	7,618
合 計	29,145	27,683	27,243	26,800	25,514	24,693	23,508

9 月末住民基本台帳人口に基づく

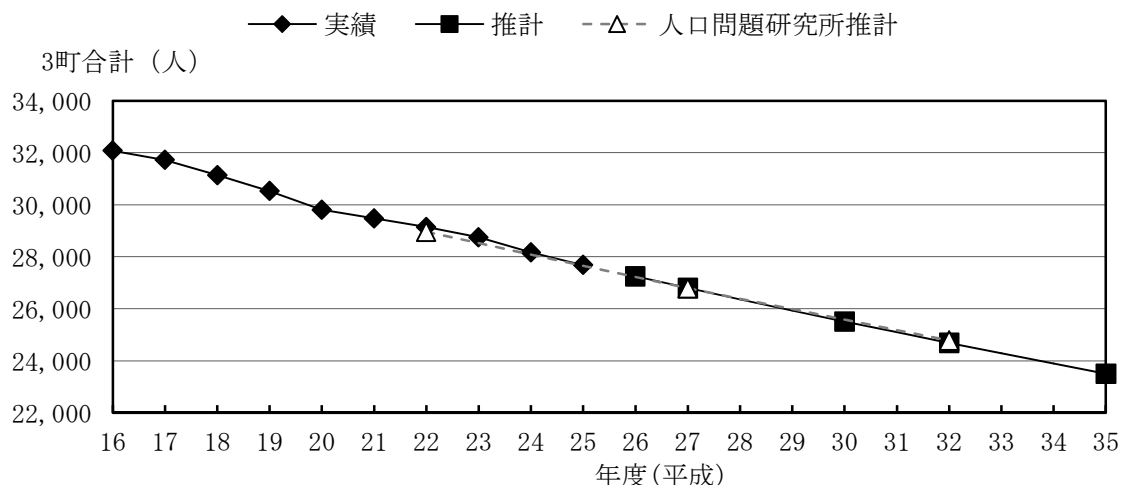


図 44 人口推計結果

2 ごみ排出量の見込み

ここでは、1 段階目の予測として、これまでのごみ排出量の傾向から将来のごみ量を予測します。なお、本計画における減量計画・資源化計画を見込んだごみ量の予測は、「第 4 節 計画ごみ量」に示します。

過去の実績では、収集ごみ原単位はリサイクルセンターの稼動に伴い平成 23 年度と平成 24 年度が減少しています。直接搬入ごみ量は平取町がほぼ横ばい、日高町が減少傾向、むかわ町が増加傾向にあります。(p12～p17)

将来のごみ排出量見込みを、以下の様な条件設定で求めると、平成 24 年度のごみ排出量合計 7,636t に対し、人口減少に伴い収集ごみ量は減少することで、平成 35 年度は 6,855t で、約 780t の減少となる結果になりますが、収集と直接搬入を合わせた原単位では増加することとなります。

直接搬入量の減量化を重点課題とした減量化施策を策定し、全体ごみ量原単位の削減が求められる状況にあります。

表 34 ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込み	3 町合計	平成 35 年度
		年間量 6,855 t /年 (平成 24 年度比 781 t 減)
		原単位 797g/人・日 (平成 24 年度比 54g/人・日増)

【ごみ排出量見込み算出条件】

- ・計画人口は人口推計結果（表 33）を採用
- ・収集ごみ原単位は各町の平成 24 年度原単位により算出
- ・直接搬入ごみ量は各町の平成 24 年度年間量と同量として算出
- ・分別区分毎の量は、平成 24 年度の割合により算出

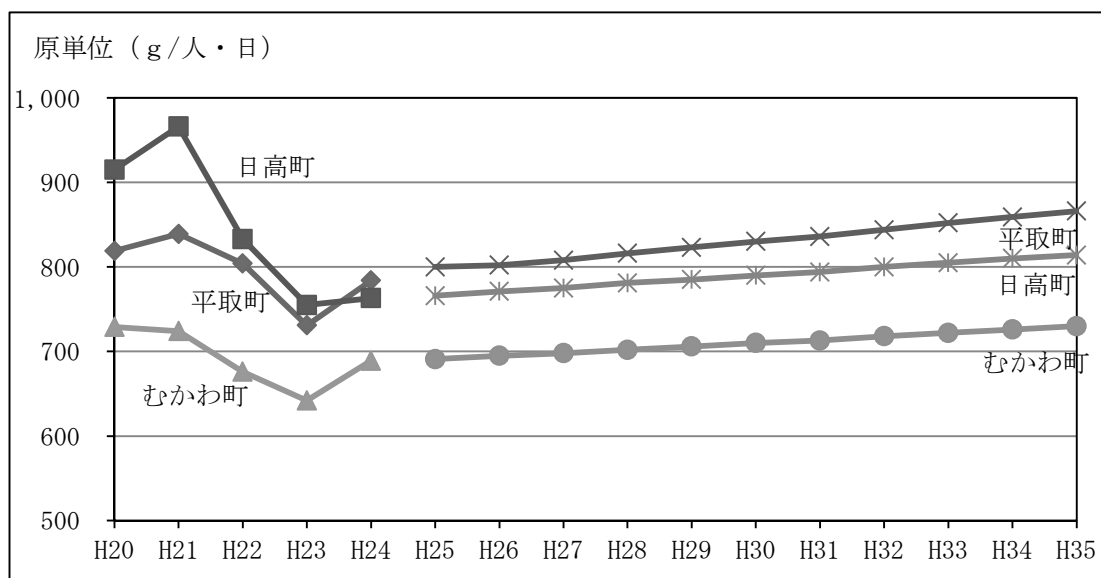


図 45 原単位(収集と直接搬入の計)の予測

表 35 平成 35 年度のごみ量予測

		年間量 (t / 年)				366 日 平均 (t / 日)
		平取町	日高町	むかわ町	3 町 合 計	
収集ごみ量	もえるごみ	542	1, 437	1, 056	3, 035	8. 3
	もえないごみ	25	77	74	176	0. 5
	資源ごみ	113	364	237	714	2. 0
	大型ごみ	11	44	30	85	0. 2
	計	691	1, 922	1, 397	4, 010	11. 0
直接搬入量	もえるごみ	624	1, 254	565	2, 443	6. 7
	もえないごみ	119	140	65	324	0. 9
	資源ごみ	14	57	7	78	0. 2
	直接埋立	0	0	0	0	0. 0
	計	757	1, 451	637	2, 845	7. 8
計	もえるごみ	1, 166	2, 691	1, 621	5, 478	15. 0
	もえないごみ	144	217	139	500	1. 4
	資源ごみ	127	421	244	792	2. 2
	大型ごみ	11	44	30	85	0. 2
	合 計	1, 448	3, 373	2, 034	6, 855	18. 7

第3節 減量化・資源化のための方策

ごみの減量化、資源化の方策を以下に示します。

1. 減量化計画

循環型社会形成に向けて最も重要な取り組みは、すぐごみとなるものを購入しないことや、使用出来るものは長く利用することで、ごみの発生そのものを減らすことです。

以下に、減量化に向けた目標と施策を示します。

1. 1 減量化目標

本計画では、表 30 に示した道の目標数値等を踏まえて設定した減量化目標に従って、目標年次を平成 27 年度とした減量化目標を表 36 に示します。

収集ごみ原単位については、北海道循環型社会形成推進基本計画の基準年を 1 年ずらして当てはめると、12%の削減目標となっています。これを各町の実績に当てはめると、削減目標をクリアしています。3 町合計としては、平成 24 年度の実績が増加している傾向が見られるため、リサイクルセンター稼働後の最も低い原単位を目標とします。

直接搬入ごみ量は、リサイクルセンター稼働後も減少が見られていません。そこで、北海道循環型社会形成推進基本計画に掲げられた、平成 19 年度を基準とした平成 26 年度の一般廃棄物の排出量を約 15%削減するという目標を参考に、基準年と目標年を 1 年ずらして本計画の減量目標に当てはめて、平成 20 年度を基準とした平成 27 年度の直接搬入量の目標を 15%削減と設定します。

表 36 減量化目標

減量化目標	目標年次	平成 27 年度
	収集ごみ 原単位	平成 22 年度以降の最も低い原単位を維持 平取町 395 g/人・日 日高町 464 g/人・日 むかわ町 477 g/人・日
	直接搬入量	平成 20 年度総量から 15%削減 3 町合計 2,818t/日 (H20) → 2,395t/日

1. 2 減量化施策

減量目標を達成するために、本組合と構成町が連携を取りながら、実情に即した対応を図って行くものとします。

表 37 減量化施策

減量化施策	① 家庭ごみ排出抑制の推進 ② 教育・啓発活動の充実 ③ 住民との協力体制の構築 ④ 直接搬入ごみ手数料の見直し ⑤ 一般廃棄物排出事業者に対する啓発・指導 ⑥ 事業者との協力体制の構築
-------	--

① 家庭ごみ排出抑制の推進

平成 22 年度のリサイクルセンター稼動に伴う資源ごみ分別の拡充に伴い、ごみ排出原単位が減少しましたが、平成 24 年度には増加に転じています。このため、住民と協力し、家庭ごみ排出抑制を推進して行きます。

下記に示す対策について、住民の積極的な取り組みが行われるよう啓発します。

- ・ 過剰包装・使い捨て容器製品の購入自粛
- ・ レジ袋削減・マイバッグ持参
- ・ 再生品の購入
- ・ 食品ロスの削減
- ・ 生ごみの堆肥化方法の情報提供
- ・ 剪定枝、庭草等の堆肥化推進

② 教育・啓発活動の充実

住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・適切な出し方に関する啓発を徹底します。主な対策は、下記に示すとおりです。

- ・ 学校・地域単位で副読本やビデオを活用し、社会意識を育てます。
- ・ ごみ処理施設の見学会を広い世代に開きます。
- ・ ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーを配布します。
- ・ 転入者に対しては、転入手続きの際に、各構成町と連携して説明を行います。

③ 住民との協力体制の構築

町内会や学校等の各種団体が自主的に資源物の集団回収を行っていますが、今後とも住民が積極的に集団回収に参加するように呼びかけ、集団回収を推進するとともに、住民主体で催されるリサイクル活動に対して、本組合及び町が協力します。

主な対策は、下記に示すとおりです。

- ・ 常設の資源回収拠点設置
- ・ 集団回収を行う各種団体に回収業者の連絡先や取扱い品目などの情報を提供します。
- ・ 回収業者に対し、集団回収を行う各種団体の動向などの情報提供を行います。

④ 直接搬入ごみ手数料の見直し

平成 22 年度には、直接搬入ごみの手数料を 10kg50 円から 70 円に改正しましたが、直接搬入ごみの減量効果にはほぼ反映されませんでした。そこで、直接搬入ごみ量の推移を見図りながら、手数料の見直しを再度検討します。

⑤ 一般廃棄物排出事業者に対する啓発・指導

主な対策は、下記に示すとおりです。

- ・ 事業者に対して、減量化・資源化の取り組みが積極的に行われるよう啓発・指導していきます。
- ・ ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報等で紹介します。
- ・ 事業活動に伴う廃棄物の自己処理を促進するよう啓発して行きます。
- ・ 資源物の事業者独自資源化ルートの開拓、確保に努めるよう啓発して行きます。
- ・ 過剰包装・梱包材の使用を抑制するよう啓発して行きます。
- ・ 再生資源・再生品を積極的に利用するよう啓発して行きます。
- ・ 多量排出事業者に対し、減量化計画等の作成を促すなど、ごみの減量に対する意識を高めます。
- ・ 病院、介護施設や教育施設における生ごみの堆肥化を推進します。
- ・ 持ち込みごみについては、搬入検査を実施します。

⑥ 事業者との協力体制の構築

地域レベルでのワンウェイ容器や過剰包装の抑制を検討します。主な対策は、次に示すとおりです。

- ・ スーパー・小売店に対して、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイ・ペットボトルの回収促進を呼びかけます。
- ・ プリンター・コピー機等のトナーカートリッジやビン類など取引ルートがあるものは、回収協力店で引き取ってもらうよう徹底し、協力店には一層の協力を呼びかけます。

1. 3 減量化の役割分担

減量化目標の達成に向けて、行政、住民、事業者それぞれが果たすべき役割分担を以下に示します。

① 行政における方策

- ・教育、啓発活動の充実
- ・手数料の見直し
- ・多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- ・資源とならない飲料用容器、包装廃棄物等の排出抑制
- ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等

② 住民における方策

- ・住民団体による集団回収の促進等
- ・食品ロスの削減
- ・厨芥のコンポスト化等
- ・過剰包装の自粛
- ・再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- ・使い捨て品の使用抑制

③ 事業者における方策

- ・発生源における排出抑制
- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物の排出抑制
- ・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進
- ・再生品の使用促進等

2. 資源化計画

減量化出来ないごみは、出来るだけ資源として再利用するために、分別排出を徹底するとともに、中間施設における回収を行う計画とします。

以下に、資源化に向けた目標と施策を示します。

2. 1 資源化目標

リサイクルセンター稼働後のリサイクル率は、稼働前の 7%から 15%と飛躍的に向上しています。北海道のリサイクル率の目標は 30%を掲げており、この目標に可能限り近づけるものとしますが、本計画での目標としては現実性を考慮して設定します。今後は、分別収集の徹底と、特に直接搬入ごみ量の削減により相対的にリサイクル率の向上を図るものとし、目標年次を平成 27 年度とした資源化目標を表 38 に示します。

表 38 資源化目標

資源化目標	目標年次	平成 27 年度
	リサイクル率	7%(H20) →15%(H24) → 17%以上

2. 2 資源化施策

資源化目標達成のための施策を表 39 に示します。

表 39 資源化施策

資源化施策	① 古着・古布、小型電化製品、充電式電池の拠点回収 ② 資源ごみ分別排出の徹底 ③ リサイクルセンターにおける資源ごみ回収 ④ 清掃センター第 2 工場（破碎処理施設）による金属回収 ⑤ 生ごみ処理の検討
-------	--

① 古着・古布、小型電化製品、充電式電池の拠点回収

古着・古布、小型電化製品と充電式電池については、役場等の指定場所において拠点回収を実施し、今後も資源化を行います。

② 資源ごみ分別排出の徹底

資源ごみの分別排出を徹底するため、今後も「ごみ分別大事典」を活用した啓発を行います。

また、広報誌やインターネット等を用いた啓発も行います。

③リサイクルセンターにおける資源ごみ回収

今後もしリサイクルセンターにおいて、分別収集した資源ごみを再利用可能な状態に選別を行い、容器包装リサイクル法に基づく指定法人と契約した資源化業者や、地域の資源回収業者へと引き渡し、又は売却出来る状態に圧縮・梱包、保管を行います。

④ 清掃センター第2工場（破砕処理施設）による金属回収

もやせないごみ、大型ごみに含まれる鉄やアルミ等の金属は破砕処理施設において破砕処理後、回収を引き続き行います。

⑤ 生ごみ処理の検討

国や北海道の計画では、バイオマスの利活用を掲げています。北海道内においても、生ごみの中間処理施設を導入し、減量化・資源化を実施している事例もあります。（表 40、資料 5、資料 6）

今後は、生成物の需要、夾雑物への許容、建設・維持管理コスト、信頼性等を考慮した検討を行います。

表 40 生ごみ処理方法の概要

処理方式	概要	道内事例
堆肥化	分別収集した生ごみを酸素が存在する好気性の条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解してより安全で安定した堆肥化物をつくる技術である。 本方式には、野積式、ロータリーキルン式、リボン攪拌式、半円筒パドル式、ロータリー式（パドル式）、スクープ式、オーガー式（スクリュース式、ドリル式）、縦型密閉式、有用微生物使用等がある。	北見市、登別市、伊達市 蘭越町、ニセコ町、真狩村 栗山町、鷹栖町、壮瞥町 洞爺湖町、斜里町 羽幌町（天売、焼尻） 南空知公衆衛生組合 安平・厚真行政事務組合 富良野広域連合 士別市（農林補助事業） 津別町（農林補助事業） 三笠市（民間主体）
減容型 (消滅型)	分別収集した対象物を、酵素活性作用補助剤を加えたアースラブ資材と攪拌することで、元々存在する菌に含まれている酵素が活性化され、有機物の分解、消化、細胞膜破壊等により分子レベルまで分解されることにより、最終的に有機性廃棄物を水と二酸化炭素にまで分解することで、減容化を図ることができる。	音威子府村、和寒町 留萌南部衛生組合
メタン発酵	分別収集した生ごみ等の処理対象物（有機性廃棄物）は嫌気性細菌の作用により、メタン（バイオガス）に転換させることで有機性廃棄物の減量化、安定化を図りつつ、エネルギー資源の回収を行う技術である。 メタン発酵方式は、投入する生ごみ等の処理対象物の固形物濃度の違いにより、湿式メタン発酵方式、乾式メタン発酵方式に分類され、発酵温度の違いにより、中温発酵方式、高温発酵方式がある。 生ごみ等の処理は、湿式メタン発酵方式、乾式メタン発酵方式どちらでも処理可能である。	南宗谷施設衛生組合（汚泥再生処理） 西天北五町衛生施設組合（汚泥再生処理） 北空知衛生センター組合 砂川地区保健衛生組合 中空知衛生施設組合
飼料化	生ごみ等の処理対象物を家畜の飼料などにする技術である。 飼料化方式は、大きく乾燥方式、湿式処理方式、乳酸発酵方式に分類される。 乾燥方式は様々な手法が開発されているが、いずれも水分を取り除くことで、腐敗を防ぎ、長期保存を可能にする技術である。 乾燥方法の違いにより、発酵乾燥方式、加熱乾燥方式などがある。	札幌市（事業系生ごみ）
炭化	有機性廃棄物を乾留することによって、木炭や活性炭等によく似た性質を持ち、環境保全上支障がない炭化物をつくる技術である。 本方式は、ごみを直接燃やす方法に比べて CO₂ の排出が少ないため、炭化物の需要先、利用方法等との連携を行いながら導入されている。	名寄地区衛生施設事務組合(可燃ごみ)
水熱反応 (高温高压)	飽和蒸気を用いた加圧条件下で、ほとんどの有機物を減容・無菌化、粉碎化して、燃料化・資源化する技術である。 可燃ごみ等を固形燃料化した場合は、固形燃料の需要先等と連携しながら導入されている。	白老町（生ごみを含む一般ごみ） 斜里町（生ごみを除く一般ごみ）

第4節 計画ごみ量

第2節の1段階目の予測に、第3節の減量化目標と資源化目標を見込んだ2段階目の予測を本計画のごみ量とします。平成35年度における計画ごみ量は、平成27年度の目標を継続するものとします。(表41～42、図46、資料1)

表41 計画ごみ量

計 画 ご み 量	目標年次 平成35年度	
	収集ごみ原単位	
	平取町	395 g/人・日
	日高町	464 g/人・日
	むかわ町	477 g/人・日
直接搬入量(3町合計)		2,395t/日
合計ごみ量		6,308t/年、733g/人・日

表42 計画ごみ量

			H20	H24	H25	H27	H30	H32	H35
			実績		計画				
平取町	収集ごみ	t/年	1,053	844	796	757	718	694	661
	原単位	g/人・日	493	413	407	395	395	395	395
	直接搬入	t/年	695	757	702	591	591	591	591
	計	t/年	1,748	1,601	1,498	1,348	1,309	1,285	1,252
	原単位	g/人・日	819	784	766	703	721	732	748
日高町	収集ごみ	t/年	3,095	2,246	2,228	2,163	2,064	2,004	1,922
	原単位	g/人・日	602	464	464	464	464	464	464
	直接搬入	t/年	1,611	1,451	1,424	1,369	1,369	1,369	1,369
	計	t/年	4,706	3,697	3,652	3,532	3,433	3,373	3,291
	原単位	g/人・日	915	763	761	758	772	781	794
むかわ町	収集ごみ	t/年	2,112	1,701	1,650	1,541	1,454	1,402	1,330
	原単位	g/人・日	587	501	493	477	477	477	477
	直接搬入	t/年	512	637	570	435	435	435	435
	計	t/年	2,624	2,338	2,220	1,976	1,889	1,837	1,765
	原単位	g/人・日	729	689	663	612	620	625	633
合計	収集ごみ	t/年	6,260	4,791	4,674	4,461	4,236	4,100	3,913
	原単位	g/人・日	575	466	463	455	455	455	455
	直接搬入	t/年	2,818	2,845	2,695	2,395	2,395	2,395	2,395
	計	t/年	9,078	7,636	7,369	6,856	6,631	6,495	6,308
	原単位	g/人・日	834	743	729	699	712	721	733

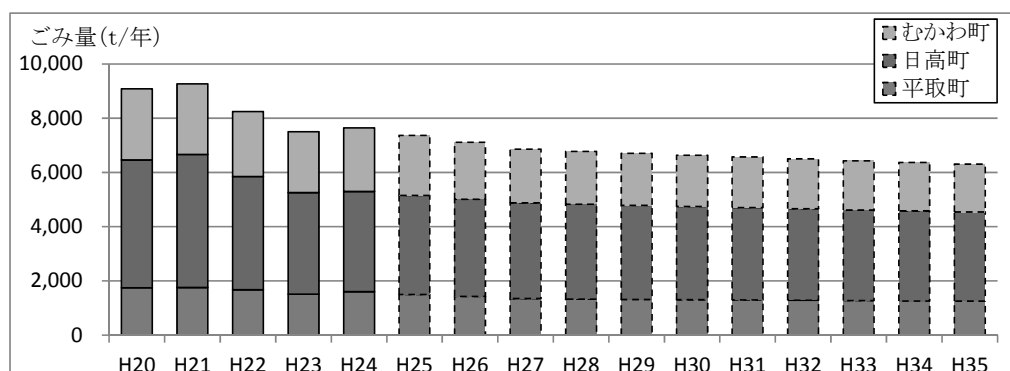


図46 計画ごみ量

第5節 分別収集するごみの種類及び分別の区分

分別して収集するものとしたごみについて、家庭、事業所から排出される段階で再生利用に配慮した区分での分別が徹底されるように指導を行います。

1. 分別収集施策

資源ごみの分別収集の徹底を指導とします。

直接搬入、許可業者による収集においても、分別収集区分に合わせて資源ごみの分別を行う様に指導を行います。

表 43 分別収集施策

分別収集施策	① 資源ごみの分別収集の徹底 ② 直接搬入時にも資源分別の徹底
--------	--

2. 分別収集区分

計画分別収集区分は表 44 に示します。

収集・処理できないごみは表 45 に示します。

表 44(1) 計画分別収集区分

分別	対象ごみ	対象物	出し方
もえるごみ	生ごみ	野菜くず、果物の皮、貝類、魚の骨や内臓など	○指定ごみ袋(黄色)に入れて出す。
	木・紙類	紙くず、紙おむつ、割り箸、焼き鳥の串、枝木など	○重さは必ず 10kg 以下。
	ゴム・革類	ゴム手袋、かばんなど	○枝木は、長さ 50cm 以下、且つ太さ 10cm 以下で出す。
	においの強い繊維類	繊維類で、においの強いものや汚れのひどいもの	○かさばって袋が破けるような枝木は、ひもで縛り、ごみ処理証紙を貼付して出す。
	汚れを落としにくい食品容器類	食用油の容器、マヨネーズの容器など	○ふとんは、一辺 1m 以内且つ、重さ 10kg 以内とし、ひも等で縛り、70 円のごみ処理証紙を貼付して出す。
	汚れのひどいトレイ等	その他のプラスチック類で汚れのひどいもの、その他の紙類で汚れのひどいもの	○ふとん袋で出す場合は、「大型ごみ」で出し、300 円証紙を貼る。
	その他	ビデオテープなど	

表 44(2) 計画分別収集区分

分別	対象ごみ	対象物	出し方
もえないごみ	金属類	鍋、やかん、鉄くずなど	○プラスチック製容器内のごみ重量 10kg 以内且つ容量70リットル以内につき1枚のごみ処理証紙を貼付する。容器はホームセンター等で購入。 ○スプレー缶は必ずドライバーなどで穴を開け、残りのガスを抜いて出す。 ○もえないごみの中で硬いものや危険なものについては、中身がわかるように透明なビニール袋に入れ、もえないごみの一番上に置いて出す。
	ガラス類	コップ、鏡、蛍光灯、電球など	
	陶磁器(せとの)類	茶碗、皿、カップ、花瓶、植木鉢など	
	プラスチック類	ザル、ボウル、洗面器、おもちゃ、CD・DVDなど	
	乾電池	乾電池	
	小型電化製品	ラジカセ、ビデオカメラ、ドライヤーなど	
	缶類	油缶など(スチール、アルミマークのない缶が対象です)	
資源ごみ	空きびん	飲料のびん(酒・ビール・焼酎・ジュースなど)、調味料のびん(酢・みりん・焼肉のタレなど)、その他のびん(コーヒー・ジャム・化粧品、飲み薬、油びんなど)	○指定ごみ袋(青色)に入れて出す。 ○重さは必ず 10kg 以下。
	紙パック、新聞、雑誌、段ボール	新聞紙・チラシ、雑誌、書籍、カタログなど、段ボール、紙パック(内側にアルミが貼っていないもの)	○重さ 10kg 以内につき 1 枚のごみ処理証紙を貼付して出す。
	ペットボトル	飲料のペットボトル(ジュース・焼酎など)、調味料のペットボトル(醤油・みりんなど) PET マークのあるもの	○指定ごみ袋(乳白色)に入れて出す。
	空き缶	缶(ビールやジュース、お茶、缶詰など) スチールマークやアルミマークのあるもの	○指定ごみ袋(ピンク色)に入れて出す。 ○重さは必ず 10kg 以下。
	白色トレイ・発泡スチロール	色や柄のついていない白色の食品トレイ、発泡スチロール(プラマーク入り可)	○指定ごみ袋(赤色)に入れて出す。
	その他の紙類	紙マークがついたもの 箱・カップ・筒状のもの(お菓子の外箱、靴の箱、化粧品の箱など)、袋・トレイ状のもの(デパートの紙袋、3 個組プリン・ヨーグルトなどの台紙)、包装紙(デパートの包み紙など)、アルミを用いた紙製容器(アルミを用いた飲料用の容器、タバコの箱など)	○指定ごみ袋(緑色)に入れて出す。
	その他のプラスチック類	プラマークがついたもの 袋類(レジの袋、お菓子の袋など)、ボトル容器類(シャンプーやリンス、洗剤など)、シート類(果物や陶磁器、電化製品等を包んでいる商品保護用のシート類)、パック・容器類(弁当の容器、豆腐の容器、卵の容器など)	○指定ごみ袋(透明)に入れて出す。

表 44(3) 計画分別収集区分

分別	対象ごみ	対象物	出し方
大型ごみ	台所用品	流し台、ガスコンロなど	○大型ごみ専用ごみ処理証紙を貼って出す。 ○家庭から出されるもののうち、一番長い辺が、金属製品で 30cm 以上のもの、それ以外(プラスチック製品、木製品など)で 50cm 以上のものが対象。
	家具・建具	机、イス、サイドボード、タンス、ベッド、障子など	
	家電製品・オーディオ機器	ステレオセット、電子レンジなど	
	スポーツ・レジャー用品・楽器	ゴルフ用品、スキー用品、ギター、スノーボード、オルガンなど	
	寝具・敷物類	布団、ジュータン、マットレスなど	
	その他	編み機、自転車など	

表 45 収集・処理できないごみ

収集・処理できないごみ	区分	ごみの種類
	産業廃棄物	事業活動に伴い発生したごみのうち、法律で定められた 20 種類 〔※解体廃棄物（廃材・畳・石膏ボード、窓ガラス、グラスウール、外壁、浄化槽・・・）、漁網、農業用ハウスビニール、薬品類（農薬・有毒性物質）火薬など〕
	処理が困難なもの	ピアノ、廃タイヤ、大型金庫、ガスボンベ
		消火器
		オートバイ
	自宅治療などで使用した医療器具	注射針、点滴針 ※次の非鋭利な医療ゴミは、もえるごみで出して下さい。 点滴バッグ、チューブ、カテーテル類、注射筒、ペン型自己注射針、脱脂綿、ガーゼ等

第6節 ごみの適正な処理に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理の方法及び当該処理方法ごとの処理について収集、運搬計画、中間処理計画、最終処分計画を示します。

1. 収集・運搬計画

分別収集の徹底を図るため、住民への指導を行います。

また、許可業者によって搬入される直接搬入ごみの分別排出の徹底や、横ばい傾向にある直接搬入ごみの減量化を図るため、直接搬入ごみの料金見直しを今後検討します。

ごみ収集車両を更新する際には、低公害車の導入を検討します。

表 46 収集・運搬計画

収集・運搬計画	① 分別収集の徹底に向けた住民への指導 ② 直接搬入ごみの受け入れ体制の見直し ③ 直接搬入ごみの料金見直し ④ 低公害車導入の検討
---------	---

① 分別収集の徹底に向けた住民への指導

特に資源ごみの分別収集の徹底を図るため、住民への指導を強化します。誤った分別の事例と正しい分別を示すなど、分かりやすい指導を行います。

② 直接搬入ごみの受け入れ体制の見直し

直接搬入ごみに対して、収集ごみと同様の資源ごみ分別の徹底を指導します。

また、災害ごみ、災害の復旧工事によって発生するごみや公共事業によって発生するごみを収集する収集業者に対する許可申請は以下の様な条件とします。

表 47 災害ごみ等の収集運搬業の許可条件

災害ごみ等の収集運搬業の許可条件	・ 法令に基づく許可要件を満たすこと ・ 本組合の処理施設の能力を超えないこと (収集ごみ量及び通常時の直接搬入ごみ量の処理を行った場合の余剰能力の範囲内であること) ・ 申請時に排出先を明記する(公共事業ごみの場合) ・ 申請時に収集運搬可能なごみ質を示す ・ 原則、許可の更新は行わない
------------------	---

③ 直接搬入ごみの料金見直し

直接搬入ごみは増加傾向にあることから、減量化、排出者自らの資源化を促進させるために、直接搬入ごみの料金見直しを今後検討します。

④ 低公害車導入の検討

ごみ収集車両を更新する際には、廃棄物分野における地球温暖化対策として、低公害車導入の検討を行います。

2. 中間処理計画

清掃センターに搬入されたごみの中間処理に関する計画を示します。

2. 1 中間処理計画

今後も、「もやせるごみ」は清掃センター第1工場で焼却処理、「もやせないごみ」「大型ごみ」は清掃センター第2工場で破碎・選別処理、「資源ごみ」は清掃センター第3工場で選別・圧縮・梱包を行う計画とします。第1工場の焼却処理施設と第2工場の破碎・選別処理施設は、老朽化が進んでいるため、施設の延命化や新設を検討します。

日高町日高地区については、クリーンセンター及びストックヤードにおいて「もやせるごみ」「もやせないごみ」「大型ごみ」「資源ごみ」に分別し、一時保管ののち平取町の中間処理施設へ搬送を行う計画としますが、クリーンセンターに直接搬入されるごみの約8割に当たる事業系廃棄物については、排出事業者責任において平取町の中間処理施設に搬送することを検討します。

焼却飛灰の中間処理については、現行のキレート処理と日高中部環境センターでの溶融処理を並行して継続することとし、今後、処理経費軽減、最終処分場延命化、環境負荷低減から将来的にどのような処理方法が適しているかを検討します。

表 48 中間処理計画

中 間 処 理 計 画	① もやせるごみ	清掃センター第1工場（焼却処理） ※延命化または新設を検討。
	② もやせないごみ	清掃センター第2工場（破碎選別処理）
	③ 大型ごみ	清掃センター第2工場（破碎選別処理） ※延命化または新設を検討。
	④ 資源ごみ (日高町日高地区)	清掃センター第3工場（リサイクルセンター（選別・圧縮・梱包）） 一時保管(クリーンセンター、ストックヤード)後、 リサイクルセンターへ
	⑤ 焼却飛灰	日高中部環境センター(溶融処理) ※延命化後または新設後の処理方法は再検討。

2. 2 中間処理施設維持管理計画

各清掃センターでは、適正な運転管理を行うものとします。

また、供用開始後 21 年以上が経過し、老朽化が進んだ第 1 工場（焼却）の耐久性診断や、今後、機能低下が予想される排ガス処理施設の改造を必要に応じて行う計画とします。

表 49 中間処理施設維持管理計画

中 間 処 理 施 設 維 持 管 理 計 画	① 適正な運転管理の実施 ② 煙突の耐久診断の実施 ③ 焼却処理施設と破碎・選別処理施設の延命化や新設による整備の検討
--	--

① 適正な運転管理の実施

各清掃センターでは、環境に対する影響を最小限にするよう努めるとともに、必要な点検・補修を行い、適正な運転管理を行います。

また、施設の維持管理状況については、本組合のホームページ等により情報公開を行います。

② 煙突の耐久診断の実施

清掃センター第 1 工場（焼却）は供用開始から 21 年が経過し老朽化が進んでいます。老朽化した設備の延命化や新設を検討する計画とします。

特に、煙突の劣化が懸念されていることから、煙突の耐久診断を早急に実施し、必要な対策の検討を行う計画とします。

③ 焼却処理施設と破碎・選別処理施設の延命化や新設による整備の検討

第 1 工場の排ガス処理は電気集じん機によるもので、これまでの排ガス測定において法律に定められた基準を満たしてきましたが、今後、老朽化に伴い点検や定期的な補修では機能を維持出来ない可能性があります。また、資源ごみの分別収集の拡充や塩分を含む災害廃棄物の受入れによるごみ質の変動を考慮すると、延命化を図る場合は、現在の電気集じん器よりもダイオキシン類削減効果の高いろ過式集じん器に入れ替えることが有効です。また、煙突の耐久診断結果によっては、煙突の更新が必要になりますが、更新に伴う長期間の休炉が困難であることから、場合によっては焼却施設の新設も検討します。

また、老朽化が進んでいる破碎・選別処理施設についても延命化や新設について検討します。

3. 最終処分計画

最終処分場に埋立処分を行う対象物は、焼却灰、破碎残渣、資源化残渣の不燃物、災害ごみ、日高中部環境センターにおいて処理を行ったスラグを含む覆土とします。

更に、2 つの最終処分場を維持管理するための経費を削減するために、日高最終処分場

を早期に埋立完了させる計画とします。

日高最終処分場の埋立完了時に最終覆土を行い、その後も適正な維持管理を実施します。

平取最終処分場については、最終覆土分の容量や日高最終処分場閉鎖後の処分場一本化を考慮すると、最終処分場の整備に着手する必要があります。国がストックマネジメントの導入を推進していることを考慮し、平取最終処分場の延命化を検討します。

最終処分場では、適正な維持管理を行うものとします。

表 50 最終処分計画

最 終 処 分 計 画	埋 立 対 象 物	焼却灰、破碎残渣（不燃物）、資源化残渣（不燃物） 災害ごみ、覆土（スラグを含む）
	① 日高最終処分場の早期埋立完了と適正な維持管理 ② 平取最終処分場の延命化検討 ③ 最終処分場の適正な維持管理	

① 日高最終処分場の早期埋立完了と適正な維持管理

最終処分場の維持管理費を低減するために、日高最終処分場を早期に埋立完了させる計画とします。

日高最終処分場の埋立完了時には、最終覆土を行い埋立処分終了届出を提出して閉鎖します。閉鎖後は、廃止基準に適合することが確認されるまで適正な維持管理を実施し、確認後は廃止確認申請を行い、最終処分場を廃止します。

② 平取最終処分場の延命化検討

平取最終処分場については、平成 24 年度末の時点で約半分の残容量を残しているものの、最終覆土分の容量や日高最終処分場閉鎖後の処分場一本化を考慮すると、最終処分場の整備に着手する必要があります。国がストックマネジメントの導入を推進していることを考慮し、平取最終処分場の延命化を検討します。現地測量を行い詳細な処分場の残余容量を算出するとともに、延命化による対応の可能性についての調査を行います。延命化対応が可能である場合は、掘起して減容化を行う再生事業または堰堤の嵩上げにより埋立容量を確保する嵩上げ事業を選択します。延命化対応が不可能である場合は、新規最終処分場の整備計画に着手します。

③ 最終処分場の適正な維持管理

日高最終処分場、平取最終処分場の適正な維持管理に努めるとともに、旧平取最終処分場から排出される浸出水を含めた汚水の適正な処理を行う計画とします。

また、各処分場の維持管理状況については、本組合のホームページ等により情報公開を行います。

4. 計画ごみ処理フロー

計画ごみ処理フローを図 47 に示します。

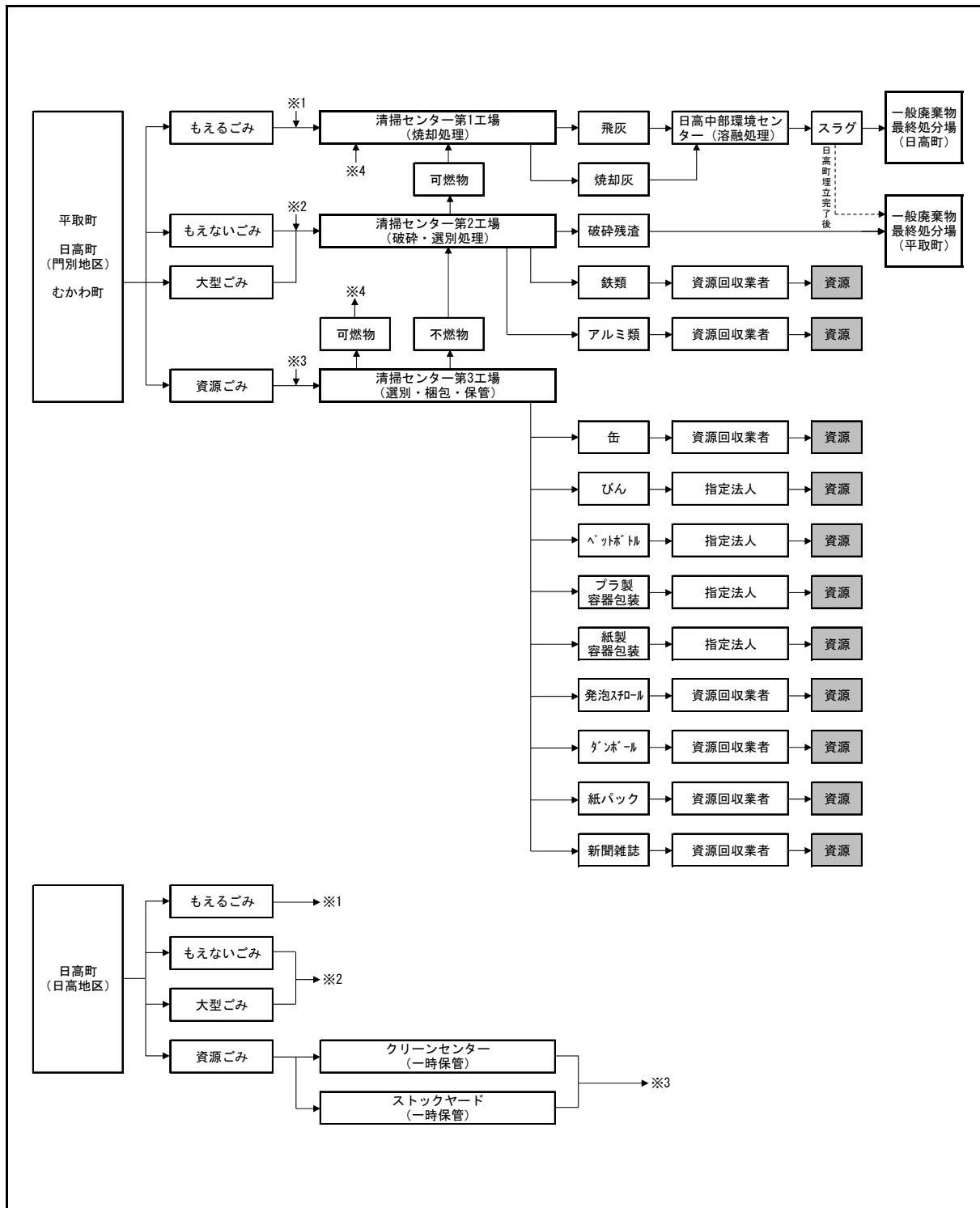
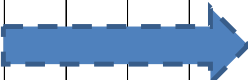


図 47 計画ごみ処理フロー

第7節 ごみ処理施設の整備に関する事項

中間処理施設については、老朽化した煙突の調査を実施し、その結果に則して延命化または新設の整備方針の検討を行う計画とします。その後は、整備方針に基づく整備（計画・調査・工事）を行う計画とします。

最終処分場については、日高最終処分場への埋立を優先して行い、平取最終処分場は延命化の検討を行う計画とします。その後は、日高最終処分場の閉鎖手続きを進めるとともに、整備方針に基づく最終処分場の整備（計画・調査・工事）を行う計画とします。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
①中間処理施設の整備方針検討										
②中間処理施設の整備(計画・調査・工事)										
③最終処分場の整備方針検討										
④最終処分場の整備(計画・調査・工事)										

※ 延命化を行う場合は、平成30～32年度に工事を実施する。

図48 主な事業実施スケジュール

1. 災害廃棄物処理

本組合を構成する平取町、日高町、むかわ町は、太平洋に面する地域から日高山脈の山麓となる地域まで 2,448.74km²に広がり、国が指定する一級河川である鶴川及び沙流川が国土交通省の水質調査結果で常に上位となる清流であり、豊かな自然に恵まれた地域である一方、大雨や台風の影響により、度々水害が発生し、甚大な被害を受けるとともに、多量の廃棄物が発生し、災害廃棄物処理に苦慮している状況にあります。

災害発生時において迅速にごみ処理を行う事を目的とし、災害廃棄物処理計画を平成 21 年 2 月に策定しました。

表 51～52 に、災害廃棄物処理計画の概要を示します。

日高町とむかわ町では、東日本大震災の経験を踏まえ津波ハザードマップを作成しています。これまでの水害に伴って発生する廃棄物の他、津波に伴って発生する廃棄物の処理も行う計画とします。

災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理施設における災害対策や構成町間の連携を図るとともに、近隣自治体との協力体制を築くために災害廃棄物処理応援協定等の締結を図る計画とします。

表 51 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物 処 理 計 画	① 災害廃棄物処理計画に基づく組合所有の廃棄物処理施設の災害対策を実施 ② 構成町との連携・役割分担を図る ③ 近隣自治体との災害廃棄物処理応援協定の締結
--------------------------	--

表 52 災害廃棄物処理計画の概要

1. 対象とする廃棄物

- ① 粗大ごみ（災害により一時的に大量に発生する大型ごみ）
- ② 生活ごみ（やせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ）
- ③ がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等で一般廃棄物に該当するもの）
- ④ 適正処理困難物（本組合の施設で処理が困難なごみ）
- ⑤ 医療系廃棄物
- ⑥ 有害廃棄物（環境汚染が懸念される廃棄物、アスベスト等）
- ⑦ 流木（災害によって発生した木類）
- ⑧ 漂着物（災害によって海岸や河川敷地に漂着した一般廃棄物）

2. 想定される災害と被害の概要

① 想定災害	鵠川と沙流川の氾濫による水害
② 想定被害	被害総額 300 億円（地域全体）

③ 想定災害廃棄物発生量	300t
④ 災害廃棄物発生期間	10 日間
3. 廃棄物処理に係る防災体制の整備	
① 一般廃棄物処理施設の耐震化	清掃センター第 1 工場の耐震診断の実施等
② 一般廃棄物処理施設の浸水対策	土嚢、排水ポンプの用意等
③ 廃棄物収集運搬車両の事前避難	収集車両の事前分散避難等
4. 災害時応急体制の整備	
① 震災時の相互協力体制の整備	
② 緊急出動体制	役割分担の明確化、災害時の動員・配置計画、連絡体制 被災した施設等の復旧対策、住民への広報についての計画
5. 災害発生時における廃棄物処理体制	
① 災害発生時における状況把握	状況把握の役割分担、廃棄物の発生状況把握 廃棄物処理施設の被害状況確認方法
② 災害による廃棄物の処理	災害廃棄物の収集体制、仮置き場の配置計画 生活ごみ、大型ごみ、がれき、適正処理困難物 医療廃棄物、有害廃棄物、流木・漂着物の処理 体制に関する計画
6. 被災廃棄物処理施設の復旧対策	
① 被災廃棄物処理施設の復旧	復旧優先順位の設定
② 廃棄物処理施設被災時の処理体制	近隣自治体との災害廃棄物処理協定の締結

2. 産業廃棄物の受入について

公共事業に伴って発生する産業廃棄物であっても受入は行わない計画とし、一般廃棄物への混入を防ぐために、直接搬入や許可業者の搬入時のチェック等を行っていきます。

3. 不法投棄対策

不法投棄は防止巡回パトロールの実施やごみの適正処理について、住民及び事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化して行きます。

資料１ ごみ排出量の実績と計画

1－1 3町合計ごみ排出量の実績と計画

3町合計		単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
行政区城内人口		人	29,804	29,476	29,145	28,748	28,167	27,683	27,243	26,800	26,364	25,935	25,514	25,100	24,693	24,290	23,897	23,508
収集ごみ量	もえるごみ	t/年	5,360	5,368	3,995	3,613	3,629	3,521	3,426	3,342	3,280	3,225	3,174	3,129	3,073	3,022	2,974	2,931
	もえないごみ		477	445	357	202	210	210	208	205	200	198	194	192	187	185	181	179
	資源ごみ		341	350	850	894	851	841	826	815	800	787	774	764	749	736	725	716
	大型ごみ		82	96	118	101	101	102	100	99	96	95	94	92	91	89	87	87
	計		6,260	6,259	5,320	4,810	4,791	4,674	4,560	4,461	4,376	4,305	4,236	4,177	4,100	4,032	3,967	3,913
直接搬入量	もえるごみ	t/年	2,411	2,553	2,512	2,517	2,443	2,293	2,143	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993
	もえないごみ		361	397	352	107	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324	324
	資源ごみ		46	48	62	64	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
	直接埋立		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,818	2,998	2,926	2,688	2,845	2,695	2,545	2,395	2,395	2,395	2,395	2,395	2,395	2,395	2,395	2,395
収集原単位	もえるごみ	g/人・日	493	499	376	343	353	348	345	341	341	341	341	341	341	341	341	341
	もえないごみ		44	41	34	19	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	資源ごみ		31	33	80	85	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
	大型ごみ		8	9	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	計		575	582	500	457	466	463	459	455	455	455	455	455	455	455	455	455
資源化量	びん類	t/年	214	338	348	284	293	292	286	284	279	275	269	268	262	258	256	252
	ペットボトル		49	59	86	91	75	75	74	72	72	70	70	68	68	66	65	65
	缶		0	0	108	85	102	102	99	99	97	96	95	93	92	91	89	88
	プラ製容器包装		0	0	146	193	170	169	167	165	162	160	157	155	153	150	148	147
	紙製容器包装		—	—	56	94	79	79	79	76	76	74	74	73	71	70	69	68
	紙パック		—	—	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・カンボール		—	—	139	220	202	202	199	197	192	190	187	185	181	179	176	174
	計		263	397	885	967	921	919	904	893	878	865	852	842	827	814	803	794
資源化量 原単位	びん類	g/人・日	20	31	33	27	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
	ペットボトル		5	5	8	9	7	7	7	7	7	7	8	7	8	7	7	8
	缶		0	0	10	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	プラ製容器包装		0	0	14	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	紙製容器包装		—	—	5	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	紙パック		—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・カンボール		—	—	13	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計		24	37	83	92	90	91	91	91	91	91	91	92	92	92	92	92
年間量合計		t/年	9,078	9,257	8,246	7,498	7,636	7,369	7,105	6,856	6,771	6,700	6,631	6,572	6,495	6,427	6,362	6,308
原単位		g/人・日	834	860	775	713	743	729	715	699	704	708	712	715	721	725	729	733
資源以外	年間量	t/年	8,438	8,423	7,026	6,386	6,453	6,188	5,941	5,705	5,638	5,581	5,527	5,480	5,420	5,367	5,315	5,270
	原単位	g/人・日	776	783	660	607	628	612	597	582	586	590	593	597	601	605	609	613
資源化量	破砕金属回収	t/年	377	437	335	145	262	262	260	258	255	254	252	250	248	246	244	244
	資源化量合計	t/年	640	834	1,220	1,112	1,183	1,181	1,164	1,151	1,133	1,119	1,104	1,092	1,075	1,060	1,047	1,038
リサイクル率		%	7.1%	9.0%	14.8%	14.8%	15.5%	16.0%	16.4%	16.8%	16.7%	16.7%	16.6%	16.6%	16.6%	16.5%	16.5%	16.5%
選別、圧縮・梱包処理量	処理量	t/年	—	—	925	959	851	919	904	893	878	865	852	842	827	814	803	794
	資源回収量		—	—	667	877	775	874	860	849	835	822	809	799	785	773	762	753
	焼却量		—	—	127	32	32	35	34	34	33	33	33	33	32	31	31	31
	残渣量		—	—	22	7	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
破砕処理量	処理量	t/年	801	859	784	417	646	646	642	638	630	627	622	618	612	608	602	600
	金属回収量		377	437	335	145	262	262	260	258	255	254	252	250	248	246	244	244
	焼却量		80	67	109	104	219	219	218	217	214	213	211	210	208	207	205	204
	残渣量		344	355	340	168	165	165	164	163	161	160	159	158	156	155	153	152
焼却量	処理量	t/年	7,886	7,891	6,886	6,064	6,424	6,068	5,821	5,586	5,520	5,464	5,411	5,365	5,306	5,253	5,203	5,159
	焼却残渣		761	763	755	261	188	178	171	164	162	160	158	157	155	153	152	151
直接埋立		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埋立量		t/年	965	949	976	625	592	343	335	327	323	320	317	315	311	308	305	303

1-2 平取町ごみ排出量の実績と計画

平取町		単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
行政区域内人口		人	5,850	5,749	5,696	5,660	5,598	5,356	5,327	5,237	5,149	5,062	4,977	4,893	4,811	4,729	4,650	4,571
収集ごみ量	もえるごみ	t/年	912	837	687	615	663	622	607	586	575	565	556	547	538	529	520	512
	もえないごみ		72	72	59	35	30	29	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25
	資源ごみ		57	63	148	155	138	133	132	130	128	126	124	122	119	117	115	114
	大型ごみ		12	8	15	13	13	12	12	12	11	11	11	11	11	10	10	10
	計		1,053	980	909	818	844	796	780	757	742	730	718	707	694	682	670	661
直接搬入量	もえるごみ	t/年	583	650	633	644	624	569	513	458	458	458	458	458	458	458	458	458
	もえないごみ		104	124	115	41	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
	資源ごみ		8	6	14	11	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	直接埋立		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		695	780	762	696	757	702	646	591	591	591	591	591	591	591	591	591
収集原単位	もえるごみ	g/人・日	427	399	330	297	324	318	312	306	306	306	306	306	306	306	306	306
	もえないごみ		34	34	28	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	資源ごみ		27	30	71	75	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
	大型ごみ		6	4	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	計		493	467	437	395	413	407	401	395	395	395	395	395	395	395	395	395
資源化量	びん類	t/年	54	59	62	49	48	46	46	46	46	44	43	43	42	42	41	41
	ペットボトル		12	10	15	13	12	12	12	11	11	11	11	11	11	10	10	10
	缶		—	—	17	15	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	14
	プラ製容器包装		—	—	26	33	28	27	27	26	26	26	26	25	25	24	24	24
	紙製容器包装		—	—	10	16	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11	11	11
	紙パック		—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・ダンボール		—	—	0	38	33	32	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28
	計		66	69	130	164	151	147	146	144	142	140	138	136	133	131	129	128
資源化量 原単位	びん類	g/人・日	25	28	30	24	23	23	24	24	25	24	23	24	24	24	25	25
	ペットボトル		6	5	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	缶		—	—	8	7	8	9	8	8	9	9	9	8	9	9	9	8
	プラ製容器包装		—	—	13	16	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	紙製容器包装		—	—	5	8	6	7	7	6	6	6	7	7	6	6	6	7
	紙パック		—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・ダンボール		—	—	0	18	16	16	16	17	16	17	17	17	17	17	16	17
	計		31	33	63	79	74	75	75	75	76	76	76	76	76	76	76	77
年間量合計	年間量	t/年	1,748	1,760	1,671	1,514	1,601	1,498	1,426	1,348	1,333	1,321	1,309	1,298	1,285	1,273	1,261	1,252
	原単位	g/人・日	819	839	804	731	784	766	734	703	709	715	721	725	732	738	743	748

1-3 日高町ごみ排出量の実績と計画

日高町		単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
行政区域内人口		人	14,094	13,891	13,735	13,541	13,271	13,155	12,927	12,738	12,551	12,367	12,186	12,008	11,832	11,658	11,488	11,319
収集ごみ量	もえるごみ	t/年	2,655	2,804	1,971	1,751	1,680	1,661	1,632	1,613	1,586	1,561	1,539	1,520	1,494	1,472	1,451	1,432
	もえないごみ		247	206	153	90	90	91	90	89	87	86	85	84	82	81	80	79
	資源ごみ		159	164	414	436	425	423	415	410	403	397	391	387	380	374	369	365
	大型ごみ		34	52	57	50	51	53	52	51	50	50	49	48	48	47	46	46
	計		3,095	3,226	2,595	2,327	2,246	2,228	2,189	2,163	2,126	2,094	2,064	2,039	2,004	1,974	1,946	1,922
直接搬入量	もえるごみ	t/年	1,361	1,411	1,349	1,328	1,254	1,227	1,199	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	もえないごみ		218	219	192	37	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
	資源ごみ		32	40	41	49	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
	直接埋立		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		1,611	1,670	1,582	1,414	1,451	1,424	1,396	1,369	1,369	1,369	1,369	1,369	1,369	1,369	1,369	1,369
収集原単位	もえるごみ	g/人・日	516	553	393	353	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347
	もえないごみ		48	41	31	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	資源ごみ		31	32	83	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
	大型ごみ		7	10	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	計		602	636	518	470	464	464	464	464	464	464	464	464	464	464	464	464
資源化量	びん類	t/年	54	172	174	144	152	153	149	148	145	144	141	141	138	137	135	133
	ペットボトル		12	30	43	39	39	39	39	38	38	37	37	36	36	35	35	35
	缶		0	0	59	43	53	53	52	52	51	50	50	49	49	48	47	47
	プラ製容器包装		0	0	73	98	88	88	87	86	85	84	82	82	80	79	78	78
	紙製容器包装		—	—	28	48	41	41	41	40	40	39	39	38	38	37	37	36
	紙パック		—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・ダンボール		—	—	84	112	105	106	104	103	101	100	99	98	96	95	94	93
	計		66	202	462	484	478	480	472	467	460	454	448	444	437	431	426	422
資源化量 原単位	びん類	g/人・日	10	34	35	29	31	32	32	32	31	32	33	32	32	32	33	33
	ペットボトル		2	6	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	缶		0	0	12	9	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	プラ製容器包装		0	0	15	20	18	18	18	19	19	19	18	19	19	19	19	19
	紙製容器包装		—	—	6	10	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	紙パック		—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・ダンボール		—	—	17	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	計		13	40	92	98	99	100	100	100	100	101	101	101	101	101	102	102
年間量合計	年間量	t/年	4,706	4,896	4,177	3,741	3,697	3,652	3,585	3,532	3,495	3,463	3,433	3,408	3,373	3,343	3,315	3,291
	原単位	g/人・日	915	966	833	755	763	761	760	758	763	767	772	775	781	786	791	794

1-4 むかわ町ごみ排出量の実績と計画

むかわ町		単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
行政区域内人口		人	9,860	9,836	9,714	9,547	9,298	9,172	8,989	8,825	8,664	8,506	8,351	8,199	8,050	7,903	7,759	7,618
収集ごみ量	もえるごみ	t/年	1,793	1,727	1,337	1,247	1,286	1,238	1,187	1,143	1,119	1,099	1,079	1,062	1,041	1,021	1,003	987
	もえないごみ		158	167	145	77	90	90	89	87	85	84	82	81	79	78	76	75
	資源ごみ		125	123	288	303	288	285	279	275	269	264	259	255	250	245	241	237
	大型ごみ		36	36	46	38	37	37	36	36	35	34	34	33	32	32	31	31
	計		2,112	2,053	1,816	1,665	1,701	1,650	1,591	1,541	1,508	1,481	1,454	1,431	1,402	1,376	1,351	1,330
直接搬入量	もえるごみ	t/年	467	492	530	545	565	498	430	363	363	363	363	363	363	363	363	363
	もえないごみ		39	54	45	29	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
	資源ごみ		6	2	7	4	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	直接埋立		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		512	548	582	578	637	570	502	435	435	435	435	435	435	435	435	435
収集原単位	もえるごみ	g/人・日	498	481	377	357	379	370	362	354	354	354	354	354	354	354	354	354
	もえないごみ		44	47	41	22	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	資源ごみ		35	34	81	87	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
	大型ごみ		10	10	13	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	計		587	572	512	477	501	493	485	477	477	477	477	477	477	477	477	477
資源化量	びん類	t/年	106	107	112	91	93	93	91	90	88	87	85	84	82	79	80	78
	ペットボトル		25	19	28	39	24	24	23	23	23	22	22	21	21	21	20	20
	缶		—	—	32	27	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27
	プラ製容器包装		—	—	47	62	54	54	53	52	51	50	49	48	48	47	46	45
	紙製容器包装		—	—	18	30	25	25	24	24	23	23	23	23	22	22	21	21
	紙パック		—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・ダンボール		—	—	55	70	64	64	63	62	60	59	58	57	56	55	54	53
	計		131	126	293	319	292	292	286	282	276	271	266	262	257	252	248	244
資源化量 原単位	びん類	g/人・日	29	30	32	26	27	28	28	28	28	28	27	27	28	27	29	28
	ペットボトル		7	5	8	11	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	缶		—	—	9	8	9	10	9	10	9	10	10	10	10	10	10	10
	プラ製容器包装		—	—	13	18	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	紙製容器包装		—	—	5	9	7	7	8	7	8	7	8	8	7	8	7	8
	紙パック		—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新聞・雑誌・ダンボール		—	—	16	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
	計		36	35	83	91	86	87	87	87	87	87	87	87	87	87	88	88
年間量合計	年間量	t/年	2,624	2,601	2,398	2,243	2,338	2,220	2,093	1,976	1,943	1,916	1,889	1,866	1,837	1,811	1,786	1,765
	原単位	g/人・日	729	724	676	642	689	663	638	612	614	617	620	622	625	628	631	633

資料 2 最終処分場残余年数の検討

本組合は、合併等の経緯により、本組合が設置した平取最終処分場と旧日高町が設置し、平成 20 年度に本組合に移管した日高最終処分場の 2 処分場を保有しています。本組合が最終処分場を 2 施設所有する必要性は無く、維持管理上、日高最終処分場を優先的に使用し、早期に埋立完了、閉鎖を行う計画としているため、各処分場の残余年数を試算します。

平成 24 年度末の最終処分場残容量は以下の表に示す様になっています。

日高最終処分場へ今後も平成 24 年度実績と同量の埋立を行い、最終覆土の厚さが 0.5m と仮定した場合、平成 25 年度から 2.5 年間（平成 27 年度途中まで）埋立可能な計算となります。

$$(3,001\text{m}^3 - 3,250\text{m}^2 \times 0.5\text{m}) \div 543\text{m}^3 \div 2.5 \text{ 年}$$

平取最終処分場へ今後も平成 24 年度実績と同量の埋立を行い、最終覆土の厚さが 0.5m と仮定し、平成 27 年度後半から日高最終処分場へ搬入されていた廃棄物も埋立処分するものと仮定した場合、平成 27 年度後半から 10 年間（平成 37 年度途中まで）埋立可能な計算となります。

$$((10,667\text{m}^3 - 6,100\text{m}^2 \times 0.5\text{m}) - 171\text{m}^3 \times 2.5 \text{ 年}) \div (171\text{m}^3 + 543\text{m}^3) \div 10.1 \text{ 年}$$

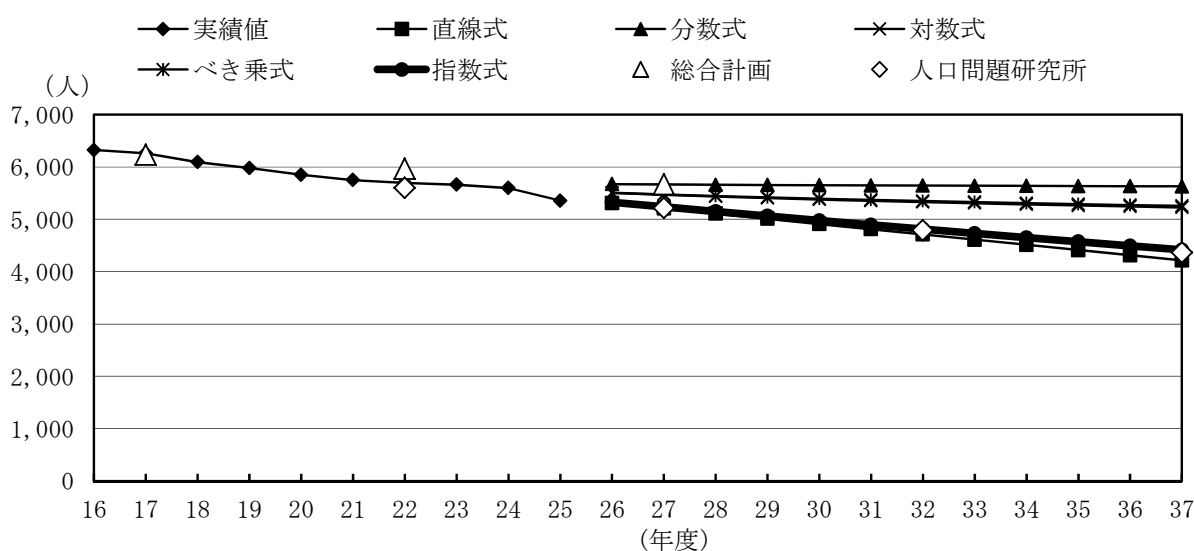
平成 24 年度末最終処分場残容量

施 設 名	埋 立 面 積	埋 立 容 量	残 容 量	H24 年度埋立容量 (覆土を含む)
平取最終処分場	6,100m ²	20,000m ³	10,667m ³ (53%)	170.61m ³
日高最終処分場	3,250m ²	8,800m ³	3,001m ³ (34%)	542.93m ³

資料3 人口推計結果

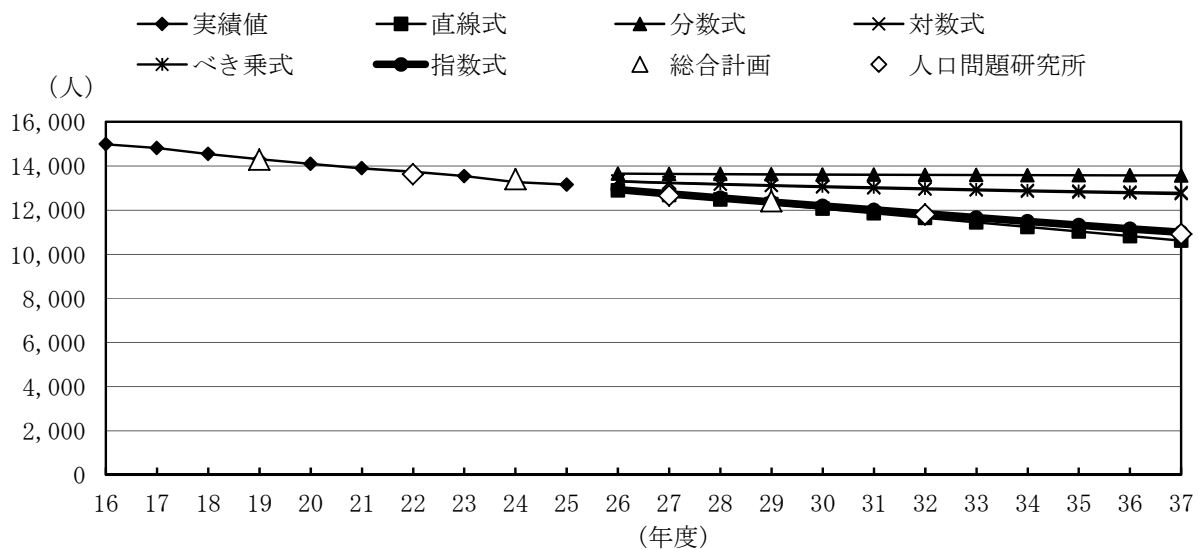
1. 平取町

年度	実績	直線式 y= -99. 581818 x + 6403. 8 分数式 y= 912. 342112(1/ x) + 5588. 87789 対数式 y= -399. 21399LN(x) + 6459. 08928 べき乗式 y= 6478. 30962× (x ^-0. 0676643) 指数式 y= 6422. 01864× (0. 98314798 ^x)				総合計画の 実績	人口問題研 究所実績
16	6, 321						
17	6, 261					6, 231	
18	6, 091						
19	5, 979						
20	5, 850						
21	5, 749						
22	5, 696					5, 965	5, 596
23	5, 660						
24	5, 598						
25	5, 356	単位：人					
年度	直線式	分数式	対数式	べき乗式	指数式	総合計画の 目標	人口問題研 究所推計
26	5, 308	5, 672	5, 502	5, 508	5, 327		
27	5, 209	5, 665	5, 467	5, 476	5, 237	5, 670	5, 213
28	5, 109	5, 659	5, 435	5, 446	5, 149		
29	5, 010	5, 654	5, 406	5, 419	5, 062		
30	4, 910	5, 650	5, 378	5, 394	4, 977		
31	4, 810	5, 646	5, 352	5, 370	4, 893		
32	4, 711	5, 643	5, 328	5, 348	4, 811		4, 790
33	4, 611	5, 640	5, 305	5, 328	4, 729		
34	4, 512	5, 637	5, 284	5, 308	4, 650		
35	4, 412	5, 634	5, 263	5, 290	4, 571		
36	4, 313	5, 632	5, 244	5, 272	4, 494		
37	4, 213	5, 630	5, 225	5, 256	4, 419		4, 363
相関係数(r)	0. 985323	0. 826695	0. 956350	0. 949881	0. 985449	－	－
r(順位)	2	5	3	4	1	－	－



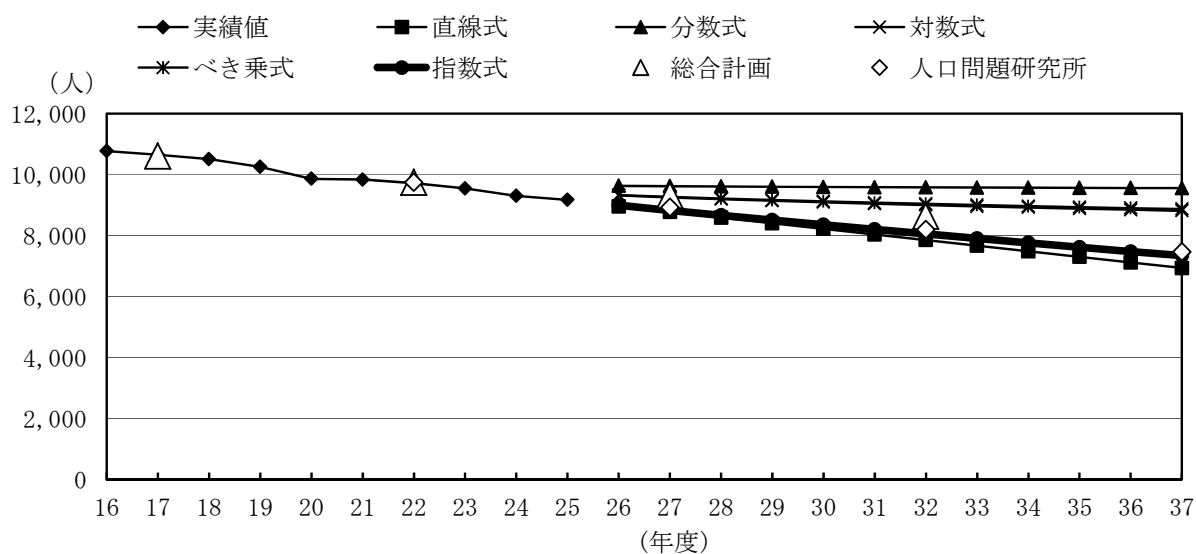
2. 日高町

年度	実績	直線式 y= -207. 18181 x + 15172. 2 分数式 y= 1869. 71694(1/ x) + 13485. 0658 対数式 y= -824. 02833LN(x) + 15277. 3463 べき乗式 y= 15312. 1888×(x ^-0. 0583672) 指数式 y= 15205. 4257×(0. 98535135^ x) 単位：人				総合計画の 実績	人口問題研 究所実績
16	14, 988						
17	14, 814						
18	14, 540						
19	14, 298					14, 279	
20	14, 094						
21	13, 891						
22	13, 735						13, 615
23	13, 541						
24	13, 271					13, 401	
25	13, 155						
年度	直線式	分数式	対数式	べき乗式	指数式	総合計画の 目標	人口問題研 究所推計
26	12, 893	13, 655	13, 301	13, 312	12, 927		
27	12, 686	13, 641	13, 230	13, 245	12, 738		12, 653
28	12, 479	13, 629	13, 164	13, 183	12, 551		
29	12, 272	13, 619	13, 103	13, 126	12, 367	12, 400	
30	12, 064	13, 610	13, 046	13, 074	12, 186		
31	11, 857	13, 602	12, 993	13, 024	12, 008		
32	11, 650	13, 595	12, 943	12, 978	11, 832		11, 796
33	11, 443	13, 589	12, 896	12, 935	11, 658		
34	11, 236	13, 583	12, 851	12, 894	11, 488		
35	11, 029	13, 579	12, 809	12, 856	11, 319		
36	10, 821	13, 574	12, 769	12, 819	11, 154		
37	10, 614	13, 570	12, 730	12, 785	10, 990		10, 907
相関係数(r)	0. 997989	0. 824782	0. 961012	0. 956230	0. 998571	—	—
r(順位)	2	5	3	4	1	—	—



3. むかわ町

年度	実績	直線式 y= -183. 25454 x +10967. 6 分数式 y= 1629. 74067(1/ x) +9482. 35412 対数式 y= -725. 77904LN(x) +11055. 9466 べき乗式 y= 11094. 5377× (x ^-0. 0723804) 指数式 y= 11004. 2211× (0. 98177671^ x)				総合計画の 実績	人口問題研 究所実績
16	10, 769						
17	10, 647					10, 602	
18	10, 506						
19	10, 248						
20	9, 860						
21	9, 836						
22	9, 714					9, 746	9, 746
23	9, 547						
24	9, 298						
25	9, 172	単位：人					
年度	直線式	分数式	対数式	べき乗式	指数式	総合計画の 目標	人口問題研 究所推計
26	8, 952	9, 631	9, 316	9, 327	8, 989		
27	8, 769	9, 618	9, 252	9, 268	8, 825	9, 315	8, 927
28	8, 585	9, 608	9, 194	9, 215	8, 664		
29	8, 402	9, 599	9, 141	9, 165	8, 506		
30	8, 219	9, 591	9, 091	9, 120	8, 351		
31	8, 036	9, 584	9, 044	9, 077	8, 199		
32	7, 852	9, 578	9, 000	9, 038	8, 050	8, 637	8, 196
33	7, 669	9, 573	8, 958	9, 000	7, 903		
34	7, 486	9, 568	8, 919	8, 965	7, 759		
35	7, 303	9, 564	8, 882	8, 932	7, 618		
36	7, 119	9, 560	8, 846	8, 900	7, 479		
37	6, 936	9, 556	8, 813	8, 870	7, 342		7, 462
相関係数(r)	0. 990636	0. 806802	0. 949896	0. 944681	0. 991438	—	—
r(順位)	2	5	3	4	1	—	—



資料4 電気集じん器とろ過式集じん器との一般的な比較

1. 排ガス中のダイオキシン類

ろ過式集じん器は、電気集じん器と比較して、集じん効率が高いため、粒子状のダイオキシン類の除去効果が高くなります。

200～600℃の排ガスがダストに触れると、ダストの表面でダイオキシン類が生成されます。特に、300℃前後での生成反応が最も盛んになります。このため、排ガスは200℃未満まで急激に冷却することが望ましいのですが、電気集じん器の場合は底部の低温腐食が懸念されるため、集じん器入口排ガス温度は200～280℃となります。一方、ろ過式集じん器は、低温腐食対策が容易であるため、集じん器入口排ガス温度は200℃未満とすることが可能です。また、集じん器入口排ガス温度を低下させることにより、ガス状のダイオキシン類がろ布上の堆積ダスト層により吸着されます。このように、ろ過式集じん器は、ダイオキシン類の生成防止と吸着除去の効果が電気集じん器よりも高くなります。なお、排ガス中の未燃分は、ダイオキシン類生成の要因ともなります。起動・停止時には、未燃分が発生して集じん器内に滞留するため、ろ過式集じん器においてもダストの払い落としを行う必要があります。

2. 飛灰中のダイオキシン類

飛灰中のダイオキシン類濃度については、集じん器入口排ガス温度の低いろ過式集じん器の方がダイオキシン類の生成防止効果が高いため、電気集じん器よりもろ過式集じん器で捕集する飛灰の方が低くなります。集じん器別による飛灰中のダイオキシン類濃度の事例は、下表のとおりです。ろ過式集じん器での飛灰中のダイオキシン類濃度は、中央値で1.7 ng-TEQ/g、平均値で2.4 ng-TEQ/gとなっています。

本組合では電気集じん器を設置しており、飛灰中のダイオキシン類濃度は11 ng-TEQ/gであり、下表の中央値に近い値です。単純に比較することはできませんが、ろ過式集じん器に更新することにより、規制値の3 ng-TEQ/gをクリアできる可能性があります。

表 4-1 飛灰中のダイオキシン類濃度（旧ガイドライン非適用施設）

集じん器	施設数	飛灰中のダイオキシン類濃度（ng-TEQ/g）			
		中央値	平均値	最小値	最大値
電気集じん器	196	10.0	19.0	0.07	240
ろ過式集じん器	11	1.7	2.4	0.49	4.9

（資料）「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（資料 3-3）から抜粋

資料5 生ごみ処理方式の比較

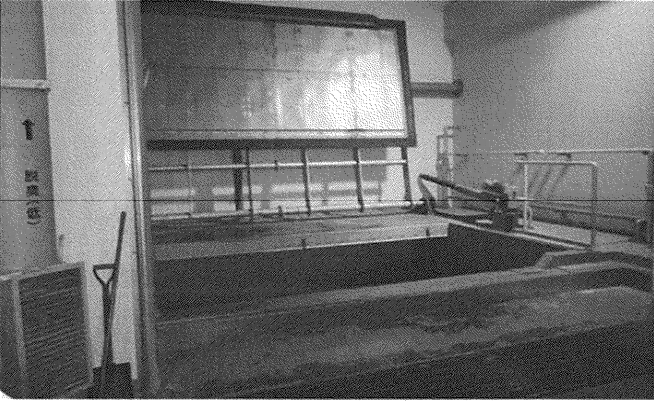
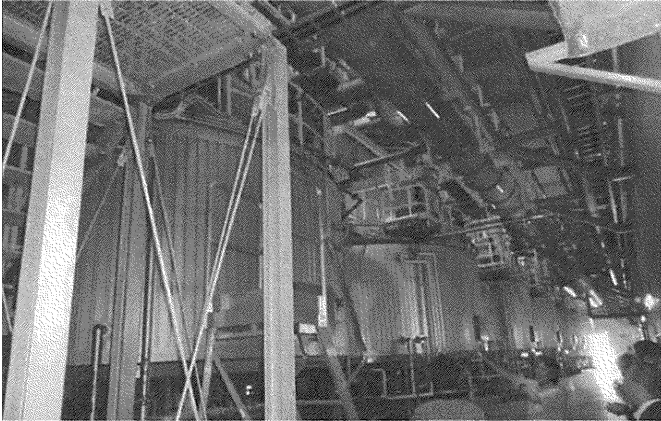
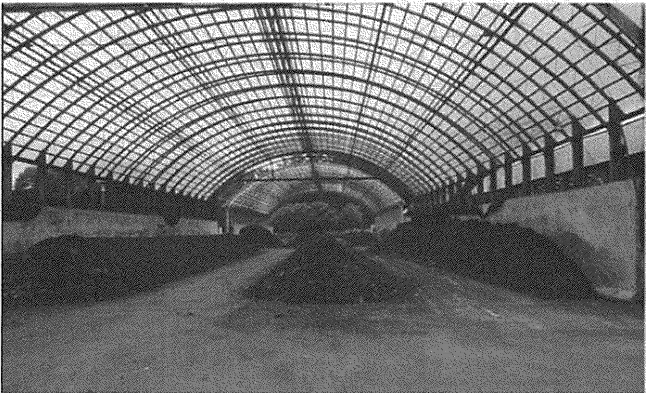
項目	堆肥化	減容型（消滅型）	メタン発酵	飼料化	炭化	水熱反応（高温高压）
処理概要	分別収集した生ごみを酸素が存在する好気性の条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解してより安全で安定した堆肥化物をつくる技術である。 本方式には、野積式、ロータリーキルン式、リボン攪拌式、半円筒パドル式、ロータリー式（パドル式）、スクープ式、オーガー式（スクリュー式、ドリル式）、縦型密閉式、有用微生物使用等がある。	分別収集した対象物を、酵素活性化作用補助剤を加えたアースラブ資材と攪拌することで、元々存在する菌に含まれている酵素が活性化され、有機物の分解、消化、細胞膜破壊等により分子レベルまで分解されることにより、最終的に有機性廃棄物を水と二酸化炭素にまで分解することで、減容化を図ることができる。	分別収集した生ごみ等の処理対象物（有機性廃棄物）は嫌気性細菌の作用により、メタン（バイオガス）に転換させることで有機性廃棄物の減量化、安定化を図りつつ、エネルギー資源の回収を行う技術である。 メタン発酵方式は、投入する生ごみ等の処理対象物の固形物濃度の違いにより、湿式メタン発酵方式、乾式メタン発酵方式に分類され、発酵温度の違いにより、中温発酵方式、高温発酵方式がある。 生ごみ等の処理は、湿式メタン発酵方式、乾式メタン発酵方式どちらでも処理可能である。	生ごみ等の処理対象物を家畜の飼料などにする技術である。 飼料化方式は、大きく乾燥方式、湿式処理方式、乳酸発酵方式に分類される。 乾燥方式は様々な手法が開発されているが、いずれも水分を取り除くことで、腐敗を防ぎ、長期保存を可能にする技術である。 乾燥方法の違いにより、発酵乾燥方式、加熱乾燥方式などがある。	有機性廃棄物を乾留することによって、木炭や活性炭等によく似た性質を持ち、環境保全上支障がない炭化物をつくる技術である。 本方式は、ごみを直接燃やす方法に比べてCO ₂ の排出が少ないため、炭化物の需要先、利用方法等との連携を行いながら導入されている。	飽和蒸気を用いた加圧条件下で、ほとんどの有機物を減容・無菌化、粉碎化して、燃料化・資源化する技術である。 可燃ごみ等を固形燃料化した場合は、固形燃料の需要先等と連携しながら導入されている。
資源化物等の有効利用、需要先	堆肥として利用する。 堆肥の需要は、季節による需要変動が課題であり、農家、住民の需要がない時期の需要先の確保、安定的な需要先の確保が大きな問題となる。	本方式では、一時的に生成される生成物は処理システムの中に返送され、最終的には生成物は発生しない。	本方式から生成される資源化物は、メタンガス、処理残渣（発酵液）があげられる。 メタンガスは、電気、熱エネルギーとしての利用が考えられ、施設の電力やメタン発酵槽の加温熱源として利用される。 処理残渣（発酵液、汚泥）については、堆肥や液肥の利用がある。しかし、堆肥や液肥として利用するためには、別途資源化設備等を整備する必要がある。 また、堆肥化方式と同様、需要先の確保と残留する塩分の問題もあり課題となる。	生成物は、家畜等飼料として利用する。 しかし、飼料は栄養成分の均一化、品質の安定化、安全性の確保が重要であり、一般家庭からの生ごみを対象とする場合は品質が確保できない。	生成物は、肥料、土壌改良材、融雪材、脱臭剤、高炉用ガス抑制剤として幅広い利用が可能である。需要先の確保が必須であるが、幅広い使用用途があるため、柔軟に対応できる。	生成物は、固形燃料（石炭代替燃料）、有機肥料、堆肥、土壌改良材として幅広い利用が可能である。需要先の確保が必須であるが、幅広い使用用途があるため、柔軟に対応できる。 ただし、固形燃料として利用する場合は、生ごみだけでは残留する塩や低カロリーの問題もあり、固形燃料には適さない。
公害対策	特に留意すべき公害対策は悪臭防止である。 悪臭防止対策は、施設からの悪臭の漏洩を防止し、脱臭設備を設ける必要がある。しかし、施設稼動時ににおいて開放部からの悪臭の漏洩があるため、完全な悪臭防止対策は難しく、問題となる。 なお、処理工程から発生する汚水については、水分量の調整としておが屑などを利用して処理することができるため、排水処理設備は不要である。	生ごみ受入箇所では生ごみ特有の臭いがあるが、アースラブ資材混合以降では臭いはほとんどない。そのため、悪臭防止対策が不要である。 なお、処理工程から発生する汚水については、水分量の調整としておが屑などを利用して処理することができるため、排水処理設備は不要である。	特に留意すべき公害対策として排ガス対策、汚水対策、悪臭防止があげられる。 排ガス対策については、メタンガスを活用する場合は脱硫設備が必要であり、排ガスの放出には排ガス処理設備が必要となる。 処理工程で発生する発酵液については、液肥利用を行わない場合は排水処理と汚泥処理の設備が必要となる。 悪臭防止については施設からの悪臭の漏洩を防止し、脱臭設備を設ける必要がある。 上述のとおり本方式では、公害対策設備の整備費用が発生するため、他方式と比べ、経済的に不利である。	特に留意すべき公害対策として悪臭防止、汚水対策、排ガス対策があげられる。 悪臭防止対策は、施設からの悪臭の漏洩を防止し、脱臭設備を設ける必要がある。 処理工程で発生する汚水、処理残渣等について排水処理設備が必要となる。 排ガス対策については、ボイラー等使用する場合の排ガスの排出には排ガス処理設備が必要となる。	特に留意すべき公害対策として排ガス対策、悪臭防止、分留液対策、炭化物の脱塩対策があげられる。 排ガス対策については、ダイオキシン類対策をはじめとする排ガス処理設備が必要となる。 悪臭防止については施設からの悪臭の漏洩を防止し、脱臭設備を設ける必要がある。 上述したとおり本方式では、公害対策、脱塩対策等の整備費用が発生するため、他方式と比べ、経済的に不利である。	特に留意すべき公害対策として排ガス対策、汚水対策、悪臭防止があげられる。 処理工程で発生する汚水については、排水処理設備が必要となる。 悪臭防止については施設からの悪臭の漏洩を防止し、脱臭設備を設ける必要がある。 上述のとおり本方式では、公害対策設備の整備費用が発生すること、利用用途に応じた製品製造設備が必要となることから、他方式と比べ、経済的に不利である。
処理対象物	生ごみ（食品廃棄物） 家畜排泄物 下水道汚泥等	生ごみ（食品廃棄物） 家畜排泄物 下水道汚泥等	生ごみ（食品廃棄物） 家畜排泄物 下水道汚泥等	学校給食施設、食品関連業者（製造、レストラン等）など量および質等がある程度確保できるもの。 一般家庭からの生ごみは難しい。	生ごみ（食品廃棄物） ビニール類、プラスチック類 家畜排泄物 下水道汚泥等	生ごみ（食品廃棄物） 可燃ごみ、廃プラスチック類 水産系、農業系廃棄物 下水道汚泥 家畜糞尿等

項目	堆肥化	減容型（消滅型）	メタン発酵	飼料化	炭化	水熱反応（高温高压）
夾雑物 に対する 許容度合	本方式では、夾雑物の混入が処理に与える影響は軽微である。 しかし、生成物を堆肥として製品化する際には、農作物への影響を避けるため、夾雑物の除去が必要である。そのためには、分別収集の分別精度を高めることや処理工程中に夾雑物の除去設備の設置等の対策が必要となる。	本方式では、夾雑物の混入が処理に与える影響は軽微であり、特に問題ない。	本方式では、発酵不適物の除去が必要であり、分別収集の分別精度を高めることや前処理設備として破碎選別装置等の設置が必要である。なお、発酵不適物としてはプラスチック、皮革類、石・陶磁器類、ゴム、ガラス、金属、甲羅、卵の殻、貝殻等がある。	家畜の飼料として提供するため、他の処理方式と比べ徹底した分別が必要であり、家庭系生ごみには向かない。	本方式では、夾雑物の混入が処理に与える影響は軽微であり、特に問題はない。 なお、処理不適物として、金属、ガラス、陶磁器類、ゴム類がある。	本方式では、夾雑物の混入が処理に与える影響は軽微であり、特に問題はない。 なお、処理不適物として、金属、ガラス、陶磁器類、ゴム類がある。
施設対応 規模	本組合では比較的小規模になる見込みであるが、対応可能である。	本組合では比較的小規模になる見込みであるが、対応可能である。	本方式を採用する場合、経済性の観点からスケールメリットを得られる規模とすることが望ましい。本組合では比較的小規模になる見込みであるため、不利である。	本組合では比較的小規模になる見込みであるが、対応可能である。	本方式を採用する場合、経済性の観点からスケールメリットを得られる規模とすることが望ましい。本組合では比較的小規模になる見込みであるため、不利である。	本組合では比較的小規模になる見込みであるが、対応可能である。
建設 コスト	堆肥化方式により機器設備費の大小の差はあるが、他方式と比べて安価であり、経済的である。	機器設備が少なく処理システムがシンプルであり、他方式と比べて安価であり、経済的である。	メタン発酵に要する機器設備、必要により排水処理設備や資源化(堆肥化等)設備の費用が発生する。スケールメリットが得られないため、他方式と高価となる。	機器設備等の費用がかかるが、他方式と比べ比較的安価である。	炭化設備に要する機器設備、排ガス処理設備、必要により排水処理設備の費用が発生する。スケールメリットが得られないため、建設費は他方式と比べ高価である。	機器設備、排ガス処理設備、必要により排水処理設備の費用が発生する。また、用途に応じて製品製造設備が必要になると高価になる。
維持管理 コスト	堆肥化の処理方式により機器設備の有無等で差があるが、他の処理方式と比べ、比較的安価である。	機器設備が少ないためエネルギー投入も少なくよく、また、システムがシンプルなため故障等も少ないので他の処理方式と比べ、比較的安価である。	機器設備に電気、燃料等が必要であり、またメンテナンス代が必要となってくるため、他の処理方式と比べ、比較的高価である。	機器設備に電気、燃料等が必要となるが、他方式と比べて比較的安価である。	機器設備に電気、燃料等が必要であり、またメンテナンス代が必要となってくるため、他の処理方式と比べ、高価である。	機器設備に電気、燃料等が必要となるが、他方式と比べて比較的安価である。
維持 管理性	機械類が少ないため、機械トラブルのリスクは小さい。 機械類の腐食対策に苦慮する。	本方式の維持管理は比較的容易である。 アースラブ菌制御のため、微生物の扱いに精通した技術者が必要である。 機械類が少ないため、機械トラブルのリスクは小さい。	メタン発酵の管理、ガスの取り扱いが発生するため、他方式と比べて維持管理の難易度は高く、専門技術者の配置が必要となる。 機械類が多く、機械トラブルのリスクが大きい。	飼料化にあたっては精通した技術者が必要であり、生成物の品質管理の難易度は高い。	自動運転が可能である。 ただし、機器設備の取り扱いに精通した技術者が必要である。 製品(炭化物)の貯蔵時の発火防止対策等管理が難しい。	遠隔操作、自動制御が可能である。 ただし、機器設備の取り扱いに精通した技術者が必要である。
信頼性 (道内事例)	本方式は北海道内での導入実績が多く、信頼性の高い方式である。 【生ごみ処理の道内事例】 北見市、登別市、伊達市、蘭越町ニセコ町、真狩村、栗山町、鷹栖町壮瞥町、洞爺湖町、斜里町羽幌町(天売、焼尻) 南空知公衆衛生組合 安平・厚真行政事務組合 富良野広域連合 士別市(農林補助事業) 津別町(農林補助事業) 三笠市(民間主体)	本方式は新技術であるが、北海道内の実績もあり、信頼性の高い方式である。 【生ごみ処理の道内事例】 音威子府村、和寒町 留萌南部衛生組合	本方式の採用実績は北海道内にもあり、信頼性の高い方式である。 南宗谷施設衛生組合(汚泥再生処理) 西天北五町衛生施設組合(汚泥再生処理) 【生ごみ処理の道内事例】 北空知衛生センター組合 砂川地区保健衛生組合 中空知衛生施設組合	食品関連業者等からの原料を利用した施設は全国に複数あるが、一般家庭からの生ごみを対象とした事例はない。 【生ごみ処理の道内事例】 札幌市(事業系生ごみ)	従来、木炭を製造するために古くから行われている技術であり実績も多いが、生ごみ処理を対象とした炭化施設の稼働実績は全国でも数件である。 【生ごみ処理の道内事例】 名寄地区衛生施設事務組合(可燃ごみ)	本方式は新技術であり、北海道内の実績もある。 【生ごみ処理の道内事例】 白老町(生ごみを含む一般ごみ) 斜里町(生ごみを除く一般ごみ)

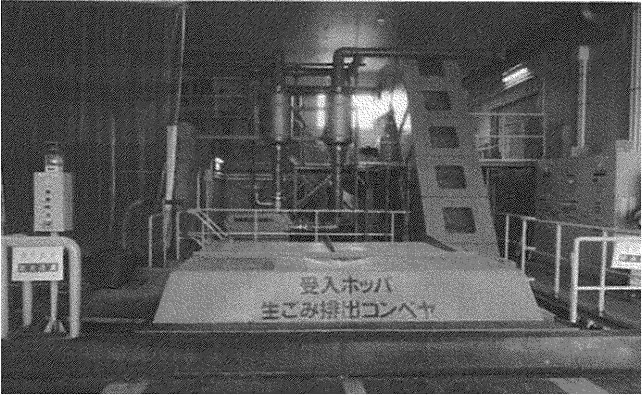
資料 6 生ごみ処理施設の事例

設置主体	南空知公衆衛生組合	富良野広域連合	士別市	津別町	斜里町	留萌南部衛生組合	FA リサイクル株式会社
搬入 市町村	長沼町、南幌町、由仁町	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	士別市	津別町、大空町	斜里町（将来計画は小清水町も含める。）	留萌市、増毛町、小平町	三笠市
施設名称	長沼町堆肥生産センター	富良野広域連合環境衛生センター	士別市バイオマス資源堆肥化施設	津別町堆肥処理施設	エコクリーンセンターみらいあーる 生ごみ堆肥化施設	生ごみ中間処理施設	三笠 FA リサイクルセンター
所在地	長沼町東 5 線北 8 番地	富良野市上五区	士別市川西町 5665 番 7	津別町字共和 546・3、549、550、551、552	斜里町字富士 138 番	小平町字鬼鹿富岡 46 番地 1	三笠市唐松春光町
処理方式	高速堆肥化方式 (横型パドル式発酵槽)	高速堆肥化方式	高速堆肥化方式	高速堆肥化方式	高速堆肥化方式	酵素活性化分解減容処理施設	前処理＋微好気発酵
処理能力	10t/日	22t/日	12.2t/日	20,000t/年	9t/日	最大 10t/日	約 1,100t/年
竣工年	昭和 59 年 3 月	平成 15 年 1 月	平成 25 年 3 月	平成 13 年 9 月	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 19 年 3 月
主要処理 フロー	破碎 手選別 発酵槽・攪拌 堆肥搬出 磁選機 分別 養生	破碎 混合機 一次発酵槽 中間ホッパ 二次発酵槽 選別機 磁選機 堆肥熟成庫	破袋分離 遺物除去 加圧混練 発酵槽 調整槽 ふるい機	攪拌 粉碎 投入床 攪拌	破碎 攪拌・発酵 成熟槽 選別 製品棟	粉碎 混練 熟成棚	破碎機 ボイル乾燥(水蒸気) もみ殻・発酵液と混合 袋詰め 成熟発酵
生ごみの 排出方法	指定袋(生分解性プラスチック) ※ポリエチレンの袋は、発酵を 阻害する。	生分解性ごみ袋	袋	生分解性ごみ袋	生分解性ごみ袋	生分解性ごみ袋	抗酸化バケツ収集
処理 対象物	生ごみ もみ殻	生ごみ 水分調整材(バーク)	生ごみ 野菜残さ 下水汚泥(別ライン)	生ごみ 家畜糞尿 下水道汚泥 製材工場(樹皮・廃材)	生ごみ	生ごみ 木くず 剪定枝 おがくず(副資材)	生ごみ もみ殻(水分調整)
堆肥の 利用先	売却「馬追コンポスト」 (バラ、袋詰め) 搬入したもみ殻と交換 投入量の約 26% (H22 年度) ※農家の要望で、半熟堆肥も 生産。	農業者・個人へ販売。 投入量の約 27% (H22 年度)	農家へ売却	特殊肥料として登録し、春・秋 の 2 回、町民に有償還元。	農家へ売却	有機廃棄物は分解・消滅する。 基材は再利用	市内外の農家や市民に販売。
事業名	農林水産省 新地域農業生産 総合振興対策事業	汚泥再生処理センター整備国 庫補助事業	農林水産省 低炭素むらづくり モデル支援事業	道営中山間総合整備事業	環境省および農林水産省	地域づくり総合交付金	バイオマスタウン構想推進事業
建設 コスト	349,158 千円	3,299,320 千円 (汚泥再生処理センター全体)	662,174 千円	924,205 千円	368,550 千円	610,709 千円	約 2 億円
維持管理 コスト	8,885,352 円 (H22)			10,573 千円 (H23)		48,427 千円	施設 2300 万円 収集 1310 万円
その他		汚泥再生処理センターの一部 としての堆肥化施設。	太陽光発電システムを併設	当初は、牛糞堆肥だけの生産。			三笠市が民間へ委託処理。売 上高との差額は、行政が負担。 ボイル乾燥のために燃料が必 要。(約 380 万円) 冬場は発酵しないので、春まで 袋詰めして保管する。

資料6 生ごみ処理施設の事例（写真(1)）

南空知公衆衛生組合  受入設備	富良野広域連合  生ごみ受入れホッパ	士別市  生ごみ破砕分離設備	津別町  受入ヤード
 養生槽（二次発酵）	 一次発酵槽	 堆肥攪拌設備	 堆肥舎

資料6 生ごみ処理施設の事例（写真(2)）

斜里町  生ごみ受入れホッパ・コンベア	留萌南部衛生組合  混練設備	FA リサイクル株式会社（三笠市）  乾燥・搬出設備
 熟成槽と製品搬送コンベア	 成熟棚	 液肥散布